

令和七年度

学生便覧

学生便覧

(令和七年度)

独立行政法人 国立高等専門学校機構
鶴岡工業高等専門学校

独立行政法人 国立高等専門学校機構
鶴岡工業高等専門学校

創 造 工 学 科 生産システム工学専攻	第 学年	氏 名	
-------------------------	------	-----	--

鶴岡工業高等専門学校校歌

いきいきと (♩ = 92位)

芳賀秀次郎 作詞
齋藤次郎 作曲

みみ ちち のの くく にに みみ ちち のの くく のの はは なな
さとし きどみ にあは はきた ひてり もはち がまう みなか がすい はのの めあと ぐかは
るきき くいゆ にそふ はやは らまえ あああ ららら ららら はめそ るうう わしそ かうう きのの
こは こは こは かさめ にした たつけ ちつく つまら ねこへ にとい をひは をぐる しすか くらに
つまち ねこへ にとい をひは をぐる しすか くらに
つまち ねこへ にとい をひは をぐる しすか くらに

鶴岡工業高等専門学校 校歌

一

みちのくに
みちのくの 花 咲き匂ひ
最上川 めぐる 国原

ああ 吾等

春わかき この丘に 立ち

つねに 雄々しく

近代の 叡智 磨かむ

二

みちのくに

みちのくの 海 とどろきて

浜なすの 赤き 磯山

ああ 吾等

友情の 旗 かざしつつ

真実 ひとすぢ

青春の 日々を 歩まむ

三

みちのくに

みちのくの 風 澄みわたり

鳥海の 遠き 夕映

ああ 吾等

創造の 精神 ゆたけく

地平 遙かに

日本の 未来 築かむ

学 生 歌

♩ = 120

作詞 本間重一
作曲 佐藤政春

流るるように

てん—にとど—ろくおあそ のこえは あ—めらけんじの
さけびなリ さ—をてらすあ のひかりあめらけんじに
まほ—にそえゆ—きにそえあめらはすそふせよりつよ—く お
とををみよあ がとど—を ほつ—つとこお—になつてが—な

二、
地にうつりぬ おお その影は

我ら健児の 知友なり

明日を照らす あ の 明り

我ら健児に

希望を求め 勇気を求め

我らは進むぞ より高く

おお友よ見よ 我が友を

颯爽と 日本に立つ姿

三、
空に高鳴る おお その歌は

我ら健児の 愛歌なり

永久に照らす あ の 光り

我ら健児に

希望を掴み 勇気を掴み

我らは進むぞ いつまでも

おお友よ見よ 我が友を

たのもしく 世界に立つ姿

鶴鳴寮寮歌

作詞・作曲

加藤正幸

♪ 4/4

遊人天地の雨に打たれん
轟々過ぎん雨滴の嵐
遊人天地の炎に打たれん
暗雲低く遠山に
卷きて吹きかう疾風の渦に
遊人天地の雨に打たれん

一、怒浪に迷う 岩壁に

白く渦巻く 波嵐の中に

戯れ碎ける 潮の泡立ち

遊人天地の 波に打たれん

二、怒りに燃ゆる 火の山に

噴きて流れん 溶岩のもと

陵びて耐える 土の塵石

遊人天地の 炎に打たれん

三、暗雲低く 遠山に

卷きて吹きかう 疾風の渦に

轟々過ぎん 雨滴の嵐

遊人天地の 雨に打たれん

目 次

I 本校の概要

校訓・基本教育目標	1
卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）	2
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）...	6
入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）	10
沿革	12
学校運営組織図	18

II 学則及び履修関係規則

鶴岡工業高等専門学校学則	19
鶴岡工業高等専門学校学生準則	72

本 科

創造工学科における学業成績の評価並びに	
進級及び卒業の認定に関する規程	92
試験心得	101
創造工学科第4学年及び第5学年の授業科目履修方針 ...	102
鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における	
学修等に関する規程	112
鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における	
学修等に関する実施要項	117
鶴岡工業高等専門学校本科のインターンシップに	
関する要項	122
鶴岡工業高等専門学校 C0-0P 実習実施要項	129
鶴岡工業高等専門学校校外実習実施要項	135
鶴岡工業高等専門学校社会実習実施要項	139
鶴岡工業高等専門学校海外技術英語研修実施要項	144
鶴岡工業高等専門学校自主探究活動実施要項	148
鶴岡工業高等専門学校転コース規程	154
鶴岡工業高等専門学校学生の表彰に関する内規	156

専攻科

鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の 履修等に関する規程	158
鶴岡工業高等専門学校単位互換実施に関する内規	162
鶴岡工業高等専門学校専攻科授業の履修等に関する 申し合わせ	164
鶴岡工業高等専門学校専攻科のインターンシップに 関する実施要項	166

III 学生生活関係規則

奨学制度について	169
学校学生旅客運賃割引について	171
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について ..	173
交通安全について	175
クラブ活動を行うに当たって	177
鶴岡工業高等専門学校合宿に関する内規	179
校舎等清掃実施要領	180
特別警報発表時の学生の登校・下校及び授業等に係る 措置の申合せ	181
高専機構ハラスメント防止ガイドライン	183
鶴岡工業高等専門学校いじめ防止等基本計画	195

IV 図書館／センター

鶴岡工業高等専門学校図書広報室図書利用規則	207
鶴岡工業高等専門学校情報メディアセンター 情報演習室及びネットワークの利用心得	210

V 学生会

鶴岡工業高等専門学校学生会会則	213
鶴岡工業高等専門学校学生会基準	218
鶴岡工業高等専門学校学生会会計細則	221

VI 学寮

鶴岡工業高等専門学校学寮規程	225
鶴岡工業高等専門学校寮生心得	233
日課表	240
鶴岡工業高等専門学校学寮会計内規	241
鶴岡工業高等専門学校寮生会会則	244

VII 卒業後の資格

卒業後の資格	247
--------------	-----

VIII 諸手続

諸手続き一覧	249
--------------	-----

IX 附録

学校納付金一覧	259
令和7年度 教員一覧	260
校舎等の配置図	270

I 本校の概要

校 訓

基 本 教 育 目 標

卒業認定の方針

(ディプロマ・ポリシー)

教育課程の編成・実施方針

(カリキュラム・ポリシー)

入学者受入方針

(アドミッション・ポリシー)

沿 革

学校運営組織図



校章の由来

山形県の「山」の文字を地として、「高専」の両側に出羽の国の「羽」を配し、鶴岡の「鶴」の華麗にして雄々しい羽ばたきを象徴する。



ロゴマークの由来

直線と曲線は、正確さと柔らかい自由な発想を象徴し、鶴の飛翔をモチーフに、世界に羽ばたき、そして未来を創造できる人になって欲しいという願いが込められている。

校 訓

理 魂 工 才
自 学 自 習

基本教育目標

1. 豊かな人間性と広い視野を持ち、社会人としての倫理を身につける
2. あらゆる学習を通じて思考力を鍛え、創造力に富んだ技術者になる
3. 専門分野の基礎を良く理解し、実際の問題に応用できる能力を培う
4. 意思伝達及び相互理解のため、十分なコミュニケーション力を養う

本 科

○卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）

I. 養成する人材像

多様な価値観と広い視野を持ち、人間性と創造性に富み、基礎工学及び専門知識・技術を有機的に統合したものづくりやシステムづくりに強い実践的技術者

II. ディプロマ・ポリシー

1. 創造工学科のディプロマ・ポリシー

養成する人材像をもとに、下記の能力及び姿勢を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定する。

- (A) 知識を統合し多面的に問題を解決できる構想力
- (B) 専門分野の基礎としての数学など自然科学の知識を活用できる能力
- (C) 論理的表現力と外国語によるコミュニケーションができる能力
- (D) 専門分野の知識と情報技術を身につけ、ものづくりに幅広く対応できる実践力
- (E) 幅広い教養と技術者・研究者としての倫理に基づき行動する姿勢

2. コースのディプロマ・ポリシー

機械コース

創造工学科のディプロマ・ポリシーに加え、機械コースは、その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定する。

- (1) 機械工学に関する体系的な知識と技術
- (2) 機械、メカトロニクス、材料工学等の基盤技術
- (3) 機械、メカトロニクス、材料工学等の視点に立って社会的な役割を理解し、技術的課題を解決する構想力と実践的能力

電気・電子コース

創造工学科のディプロマ・ポリシーに加え、電気・電子コースは、その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定する。

- (1) 電気・電子工学に関する体系的な知識と技術
- (2) エレクトロニクス、情報・通信、電気エネルギー等の基盤技術

- (3) エレクトロニクス、情報・通信、電気エネルギー技術の視点
に立って社会的な役割を理解し、技術的課題を解決する構想力
と実践的能力

情報コース

創造工学科のディプロマ・ポリシーに加え、情報コースは、その
目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、所
定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定する。

- (1) 情報工学、システム制御等に関する体系的な知識と技術
- (2) ハードウェア、ソフトウェア、情報通信技術、制御工学等の
基盤技術
- (3) ハードウェア、ソフトウェア、情報通信技術、制御工学等の
視点に立って社会的な役割を理解し、技術的課題を解決する構
想力と実践的能力

化学・生物コース

創造工学科のディプロマ・ポリシーに加え、化学・生物コースは、
その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、
所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定する。

- (1) 化学、生物学に関する体系的な知識と技術
- (2) 物質・材料、生物学等の基盤技術
- (3) 物質・材料、生物学等の視点に立って社会的な役割を理解
し、技術的課題を解決する構想力と実践的能力

デジタルデザインコース

創造工学科のディプロマ・ポリシーに加え、デジタルデザインコ
ースは、その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を
身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定する。

- (1) デジタル・リベラルアーツを主軸とした工学技術（機械、電
気電子、情報）、化学・生物学のいずれかに関する体系的な知識
と技術
- (2) デジタル・リベラルアーツを主軸とした機械、メカトロニク
ス、材料工学、エレクトロニクス、情報・通信、電気エネルギ
ー、ハードウェア、ソフトウェア、情報通信技術、制御工学、
物質・材料、生物学等による基盤技術
- (3) 機械、メカトロニクス、材料工学、エレクトロニクス、情報・
通信、電気エネルギー、ハードウェア、ソフトウェア、情報通
信技術、制御工学、物質・材料、生物学のいずれかの視点に
立って社会的な役割を理解し、データサイエンス、AIなどを
用いて技術的課題を解決するデザイン能力と実践的能力

専 攻 科

○修了認定の方針（ディプロマ・ポリシー）

I. 養成する人材像

多様な価値観と世界的視野を持ち、高度化・多様化する先端技術に対応できる実践的かつ創造力豊かな開発型技術者

II. ディプロマ・ポリシー

1. 生産システム工学専攻のディプロマ・ポリシー

養成する人材像をもとに、下記の能力及び姿勢を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

- (A) 多様な価値観を理解できる協働性を持ち、世界的視野で物事を考えることができる能力
- (B) 社会や自然に関わる科学的知識、融合複合分野に関する基礎的知識及び専門分野における基盤知識を活用できる能力
- (C) 科学技術分野における諸課題について、主体的に計画して取り組み、知識を統合・発展させて解決できる能力
- (D) 論理的な思考力、記述力、成果発表と議論の能力及び国際的コミュニケーション能力

2. コースのディプロマ・ポリシー

機械・制御コース

生産システム工学専攻のディプロマ・ポリシーに加え、機械・制御コースは、その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

- (1) 機械工学及び制御工学に関する体系的な専門知識と技術
- (2) 機械、メカトロニクス、材料工学等の応用技術
- (3) 機械、メカトロニクス、材料工学等の視点に立って産業界における役割を理解し、工学的課題解決に向け能動的かつ計画的に取り組むことのできる実践的能力

電気電子・情報コース

生産システム工学専攻のディプロマ・ポリシーに加え、電気電子・情報コースは、その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

- (1) 電気・電子工学及び情報工学に関する体系的な専門知識と技

術

(2) エレクトロニクス、情報通信技術、信号処理技術等の応用技術

(3) エレクトロニクス、情報通信技術、信号処理技術等の視点に立って産業界における役割を理解し、工学的課題解決に向け能動的かつ計画的に取り組むことのできる実践的能力

応用化学コース

生産システム工学専攻のディプロマ・ポリシーに加え、応用化学コースは、その目標とする人材を育成するため、以下に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

(1) 応用化学に関する体系的な専門知識と技術

(2) 化学プロセス、材料工学、生物工学等の応用技術

(3) 化学プロセス、材料工学、生物工学等の視点に立って産業界における役割を理解し、工学的課題解決に向け能動的かつ計画的に取り組むことのできる実践的能力

本 科

○教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

1 カリキュラムの編成方針

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成するために、5年一貫の教育課程の中において一般科目、専門科目を適切に配置し、創造性豊かな技術者、研究者として将来活躍するための知識及び技術を習得できるように体系的に教育課程を編成します。

（1）創造工学科のカリキュラム・ポリシー

- （A）知識を統合し多面的に問題を解決できる構想力を身につけるため、グループワークを取り入れた科目や卒業研究などを編成しています。
- （B）専門分野の基礎としての数学など自然科学の知識を身につけるため、数学、物理、化学、生物に関する科目を編成しています。
- （C）論理的表現力と外国語によるコミュニケーション能力を身につけるため、国語、英語、第二外国語に関する科目を編成しています。
- （D）専門分野の知識と情報技術、ものづくりに幅広く対応できる能力を身につけるため、専門基礎、情報処理、実験・実習などの科目を編成しています。
- （E）幅広い教養と技術者・研究者としての倫理を身につけるため、人文社会に関する科目を編成しています。

（2）専門コースのカリキュラム・ポリシー

各専門コースでは、専門分野の知識と技術を身につけるため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成しています。

【機械コース】

機械工学分野の専門知識と技術を身につけるため、機械、メカトロニクス、材料工学に関する授業、演習、実験・実習、卒業研究などを体系的に開講します。本コースのカリキュラム・ポリシーは4・5年生時で選択可能なデザイン工学分野、メカトロニクス分野、資源エネルギー分野、材料工学分野にも適用します。

【電気・電子コース】

電気電子分野の専門知識と技術を身につけるため、エレクトロニクス、情報・通信、電気エネルギーに関する授業、演習、実験・実習、卒業研

究などを体系的に開講します。本コースのカリキュラム・ポリシーは4・5年生時で選択可能なエレクトロニクス分野、メカトロニクス分野、資源エネルギー分野、材料工学分野にも適用します。

【情報コース】

情報工学分野の専門知識と技術を身につけるため、ハードウェア、ソフトウェア、情報通信技術に関する授業、演習、実験・実習、卒業研究などを体系的に開講します。本コースのカリキュラム・ポリシーは4・5年生時で選択可能なITソフトウェア分野、メカトロニクス分野にも適用します。

【化学・生物コース】

化学・生物分野の専門知識と技術を身につけるため、物質・材料、生物工学に関する授業、演習、実験・実習、卒業研究などを体系的に開講します。本コースのカリキュラム・ポリシーは4・5年生時で選択可能な環境バイオ分野、資源エネルギー分野、材料工学分野にも適用します。

【デジタルデザインコース】

デジタル・リベラルアーツを主軸とし、工学技術（機械、電気電子、情報）、化学・生物学のいずれかの専門知識と技術を身につけるため、機械、メカトロニクス、材料工学、エレクトロニクス、情報・通信、電気エネルギー、ハードウェア、ソフトウェア、情報通信技術、制御工学、物質・材料、生物工学のいずれかに関連したデータサイエンス、AIなどを活用した授業、演習、実験・実習、卒業研究などを体系的に開講します。

2 学習方法・学習内容に関する方針

編成した教育課程を通じて学修成果が効果的に得られるよう、低学年から専門科目を少しずつ配置する「くさび型教育」の特徴を活かし、講義、演習、実験・実習による授業を実施します。専門知識の定着と活用力を涵養するため、アクティブ・ラーニング型の授業を行います。

3 学修成果の評価

全ての科目はシラバスに明示した学修到達目標を達成するために、試験、小テスト、レポート等を用いて総合的に評価しています。従って、各科目の合格により、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を身につけたと見なされます。

専 攻 科

○教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

1 カリキュラムの編成方針

専攻科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに示された能力を身につけることにより、社会情勢の変化にも対応して活躍できる技術者や研究者を育成します。また、専門科目だけでなく広い分野にわたる知識や技術も習得できるよう、以下のようなカリキュラム方針に基づいて編成されています。

- (1) 広い視野を持ち、多様な価値観を理解できる能力を育成するため、各コース共通として「日本学特論」、「技術者倫理」、「地域政策論」、「環境社会学」などの一般科目を編成しています。
- (2) 自ら考え計画し、能力を総合的に発揮して問題を解決できる能力を育成するため、「創造工学実習」、「実践的デザイン工学実習」、「専攻科学研究Ⅰ」、「専攻科学研究Ⅱ」を編成しています。
- (3) 専門分野に加えて基礎工学をしっかり身につけた生産技術に関する幅広い対応力を育成するため、「応用代数」、「物理学特論」、「データ解析」、「専攻科実験」、「インターンシップ」等を編成しています。
- (4) 英語力を含めたコミュニケーション力を育成するため、「総合実践英語Ⅰ」、「総合実践英語Ⅱ」を編成しています。英語による論理的な記述、討論などの能力を涵養します。

2 学習方法・学習内容に関する方針

(1) 人文科学、社会科学系科目

講義を主とした学習方法により教授します。人文科学系科目として「総合実践英語Ⅰ」、「日本学特論」、「技術者倫理」等、社会科学系科目として「地域政策論」、「環境社会学」等に関わる科目を編成します。学習をとおして、技術者としての責任感、道德観、豊かな感性等、またグローバルな視点からの国際性を涵養します。

(2) 数学、自然科学系科目

講義や演習を主とした学習方法により教授します。数学系の科目として「応用代数」、「データ解析」等、自然科学系の科目として「物理学特論」、「環境化学」等に関わる科目を編成します。学習をとおして、専門分野を理解し、さらに進んだ内容についても理解できるようにするために必要な基礎知識を涵養します。

(3) 専門科目

講義、実習、実験、研究を主体として教授します。講義を主とする科目として「材料力学特論」、「センサ工学」、「構造有機化学」等、実習を主とする科目として「創造工学実習」、「実践的デザイン工学実習」等、実験を主とする科目として各コースでの「専攻科実験」、研究では「専攻科研究Ⅰ」、「専攻科研究Ⅱ」において科目を編成します。学習をととして、技術者や研究者として必要な知識や技術を涵養します。

3 学修成果の評価

全ての科目はシラバスに明示した学修到達目標を達成するために、試験、小テスト、レポート等を用いて総合的に評価しています。従って、各科目の合格により、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を身につけたと見なされます。

評価（点数等）	基 準
優（80 点以上）	研究や実践的問題の解決に際して、講義で学修した内容を応用することができる。
良（70 点以上）	講義で用いる教科書レベルの演習問題を解くことができる。
可（60 点以上）	講義内容に関する基本的な原理、法則、方程式、学説等を理解している。
不 可	学術における当該講義の位置づけを理解していない。

本 科

○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・技術や科学に関心があり、社会に貢献する技術者、研究者への夢を抱いている人
- ・学習意欲が高く、数学、理科、国語、社会、英語の基礎力が備わっている人
- ・何事にも粘り強さと責任感を持って積極的に挑戦する意欲があり、自ら進んで学習できる人
- ・「ものづくり」に対する専門的知識を身に付けて、将来、課題解決のために活躍するリーダーとなることを志す人

特に、以下のような人が望ましい。

- ・メカトロニクスやロボットなどのものづくり技術を学びたい人
- ・コンピュータが好きで、インターネットの原理やプログラムのしくみ、それらの応用技術に興味のある人
- ・電気製品のしくみや動作の原理に関心があり、電子工作が好きな人
- ・機械のしくみに興味があり、コンピュータによる設計やものづくりの基礎を習得し、良い製品を作りたい人
- ・生命現象に興味・関心があり、人間と生物と環境が調和した豊かな社会づくりに貢献したい人
- ・化学現象に興味を持ち、身の回りにある材料の性質や働きを学びたい人
- ・資源やエネルギーのことを考え、太陽光発電や燃料電池などのクリーンなエネルギーの創造や利用に関心のある人
- ・デジタル技術を用いて技術的課題を解決する構想力と実践的能力を身につけたい人

以上の本校（創造工学科）の入学者受入方針に基づき、次のような入学者選抜を実施します。

・推薦による選抜

在籍学校の学業成績が優秀で、積極的に学習意欲が高い者を選抜します。そのため、調査書の評価に加え、面接試験を課します。

・学力検査による選抜

理科・英語・数学・国語の学力及び在籍（出身）学校の学業成績が優れ、積極的に学習意欲が高い者を選抜します。そのため、学力検査に加え、調査書も評価します。

専 攻 科

○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- （１）科学技術への関心が高く、研究に対して意欲がある人
- （２）発想に独自性があり、チャレンジ精神に富んだ人
- （３）技術や科学の専門基礎力を有し、より高度で実践的な技術の修得を目指す人

以上の本校の専攻科及び生産システム工学専攻の各コースの入学者受け入れ方針に基づき、次のような入学者選抜を実施します。

- ・推薦による選抜

英語力が備わっており、準学士課程の学業成績が優秀で、研究や技術習得に意欲がある学生を選抜します。そのため、TOEIC スコア及び調査書等の提出書類の評価に加え、面接試験を課します。

- ・学力試験による選抜

英語力が備わっており、数学・専門科目の学力及び準学士課程等の学業成績が優れ、研究や技術習得に意欲がある学生を選抜します。そのため、TOEIC スコア、学力試験及び調査書の評価に加え、面接試験を課します。

- ・社会人選抜

準学士課程等の学業成績が優秀で、研究や技術習得に意欲がある社会人学生を選抜します。そのため、調査書等の提出書類の評価に加え、面接試験を課します。

沿革

昭和37年

8月 3日 山形県国立鶴岡工業高等専門学校誘致期成同盟会発足

昭和38年

1月10日 国立工業高等専門学校の鶴岡市設置が正式決定

4月 1日 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和38年3月31日、法律第69号）によって、鶴岡工業高等専門学校（入学定員：機械工学科2学級80名、電気工学科1学級40名）が設置。理学博士 林 茂助（東京工業大学名誉教授）が校長に就任。鶴岡市大字大宝寺字大宝地535、元鶴岡市立第二中学校校舎を仮校舎とし開校

4月20日 開校式並びに第1回入学式を仮校舎において举行

昭和39年

3月30日 本校舎及び学寮竣工

5月 8日 仮校舎より本校舎（鶴岡市大字井岡字沢田104）に移転

昭和40年

3月25日 機械工場竣工

昭和41年

3月25日 野球場竣工

3月26日 体育館竣工

昭和42年

3月31日 陸上競技場竣工

4月 1日 国立学校設置法施行規則第34条の改正により工業化学科（入学定員：1学級40名）が増設

9月14日 校舎落成記念式典を举行

昭和43年

2月20日 武道場並びに水泳プール竣工

3月20日 第1回卒業証書授与式を举行 卒業生110名（機械工学科70名、電気工学科40名）

3月25日 工業化学科校舎竣工

4月 1日 第1学年、第2学年全寮制実施

昭和46年

4月 1日 第2代校長に斎藤信義（前本校教授・学生主事）が就任

昭和47年

3月27日 図書館竣工

昭和48年

10月26日～28日 創立10周年記念行事実施

昭和49年

3月20日 電子計算機室竣工

昭和50年

12月15日 弓道場竣工

昭和51年

10月 1日 第3代校長に工学博士・渡会正三（前名古屋大学工学部教授）が就任

昭和52年

4月 4日 工業高等学校からの第1回編入学式を举行

昭和53年

3月30日 第二体育館竣工

昭和54年

3月30日 陶芸室竣工

昭和55年

3月29日 福利厚生施設竣工

昭和57年

4月 1日 第4代校長に工学博士・染野 檀（東京工業大学名誉教授・前長岡技術科学大学教授）が就任

昭和58年

10月15日～16日 創立20周年記念行事実施

昭和61年

3月15日 7寮竣工

4月 2日 第5代校長に工学博士・清水二郎（元東京工業大学工学部長・同名誉教授）が就任

昭和63年

11月 4日 中国鄭州紡織工学院（現 中原工学院）と学術交流協定を締結

平成 2年

4月 1日 機械工学科2学級のうち1学級を制御情報工学科（入学定員：1学級40名）に改組

平成 3年

4月 1日 留学生の受入開始

7月 1日 高等専門学校の設置基準の改正により準学士の称号が授与される

平成 4 年

- 4 月 1 日 新制服（コシノジュンコ氏デザイン）新入生から着用
- 4 月 1 日 学校週 5 日制の実施

平成 5 年

- 3 月 2 5 日 制御情報工学科棟竣工
- 4 月 1 日 第 6 代校長に工学博士・阿部光雄（東京工業大学名誉教授）が就任
- 4 月 1 日 工業化学科を物質工学科（物質・生物コース）に改組
- 1 0 月 2 2 日～2 4 日 創立 3 0 周年記念行事実施

平成 6 年

- 8 月 2 9 日 物質工学科棟竣工
- 1 1 月 1 1 日 地域協力教育研究センター設置

平成 1 2 年

- 4 月 1 日 第 7 代校長に工学博士・野中 勉（元東京工業大学大学院総合理工学研究科長・同名誉教授）が就任
- 1 1 月 1 日 地域共同テクノセンター設置（地域協力教育研究センター改組）
- 1 2 月 2 8 日 地域共同テクノセンター棟竣工

平成 1 3 年

- 4 月 1 日 総合情報センター設置（電子計算機室改組）

平成 1 5 年

- 4 月 1 日 専攻科（機械電気システム工学専攻・物質工学専攻）設置
- 4 月 1 日 保健管理センター設置
- 4 月 1 日 女子寮設置
- 4 月 1 日 新制服、新入生から着用
- 1 0 月 2 4 日～2 5 日 創立 4 0 周年記念行事実施

平成 1 6 年

- 4 月 1 日 独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校となる

平成 1 7 年

- 3 月 1 8 日 7 号館竣工
- 4 月 1 日 電気工学科を電気電子工学科に名称変更

平成 1 8 年

- 4 月 1 日 第 8 代校長に工学博士・横山正明（東京工業大学名誉教授）が就任
- 5 月 8 日 J A B E E 認定（生産システム工学（融合複合・新領域））

平成 21 年

- 1 月 1 日 教育研究技術支援センター設置
- 1 月 29 日 山形大学農学部との学術交流に関する協定を締結
- 9 月 15 日 国際交流支援室設置
- 12 月 1 日 リールA技術短期大学と学術交流協定を締結
- 12 月 1 日 レッドロックスコミュニティカレッジと学術交流協定を締結
- 12 月 21 日 山形大学工学部との教育研究交流に関する協定を締結

平成 22 年

- 12 月 6 日 山形県商工観光部との研究・技術支援並びに人材育成についての連携に関する協定を締結

平成 23 年

- 4 月 1 日 第9代校長に工学博士・加藤 靖（前仙台高専副校長）が就任
- 4 月 1 日 東北大学サイバーサイエンスセンターと東北6高専との学術交流協定締結

平成 24 年

- 1 月 31 日 北陸先端科学技術大学院大学との推薦入学に関する協定締結
- 2 月 3 日 フィンランド ヘルシンキメトロポリア応用科学大学及びトゥルク応用科学大学と東北6高専との包括協定を締結
- 4 月 1 日 図書メディアセンター設置（図書館改組）
- 4 月 1 日 学生支援センター、同キャリア支援室設置（保健管理センター改組）
- 4 月 1 日 地域共同テクノセンターC O O P教育推進室設置

平成 25 年

- 10 月 10 日 インドネシア ガジャ・マダ大学職業訓練校と学生交流協定、ガジャ・マダ大学と学術交流の覚書を締結
- 10 月 25 日～26 日 創立50周年記念事業実施

平成 26 年

- 4 月 1 日 地域連携センター、保健センター設置（地域共同テクノセンター、学生支援センター改組）
- 7 月 28 日 東北工業大学との学術交流及び地域貢献に関する協定を締結
- 9 月 22 日 泰日工業大学（タイ）との学術交流の覚書を締結

平成 27 年

- 2 月 5 日 東北公益文科大学との学術交流及び地域貢献に関する協定を締結

- 3月 1日 長岡技術科学大学他22大学・高等専門学校とeラーニング高等教育連携に係る遠隔教育による単位互換に関する協定を締結
- 4月 1日 創造工学科設置（本科改組）
- 4月 1日 生産システム工学専攻設置（専攻科改組）
- 7月17日 庄内地域2市3町との包括的な連携に関する協定締結
- 12月25日 山形大学他4大学、山形県他13自治体と地（知）の拠点大学による地方創生事業の共同実施に関する協定を締結

平成28年

- 1月21日 慶應技術大学との単位互換制度に関する包括協定締結
- 3月30日 グアナファト大学（メキシコ）との学術交流協定を締結
- 4月 1日 第10代校長に工学博士・高橋幸司（前山形大学工学部教授）が就任
総合メディアセンター設置（図書メディアセンター、総合情報センター改組）
- 10月25日 電力大学（ベトナム）との学術交流協定を締結
- 12月 6日 情報セキュリティ大学院大学と包括連携に関する協定締結

平成29年

- 4月25日 ハノイ産業大学（ベトナム）との学術交流協定締結
- 7月12日 マスカウ工科大学（ニュージーランド）との学術交流の覚書を締結

平成30年

- 3月14日 聯合大学（台湾）との学術交流のための覚書を締結
- 9月 3日 長庚大学（台湾）との学術交流のための包括連携に係る協定を締結
- 9月20日 酒田南高等学校との学術交流及び地域貢献に関する協定を締結

令和2年

- 1月16日 8号館竣工

令和3年

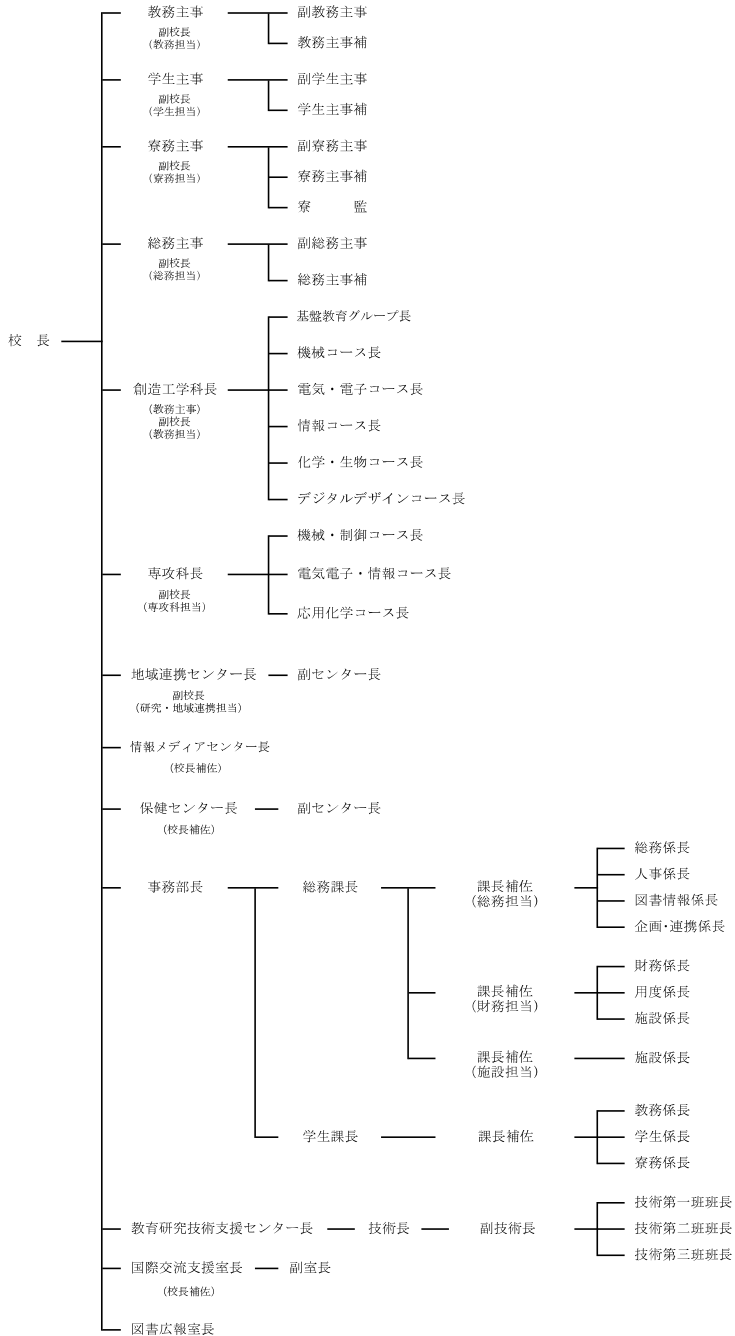
- 3月25日 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する令和2年度「高等専門学校期間別認証評価」において、評価基準を満たしていると認定される
- 4月 1日 第11代校長に森 政之（前文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長）が就任

令和5年

- 4月 1日 第12代校長に太田道也（前群馬工業高等専門学校物質

- 工学科長) が就任
- 8月10日 フェ工業短期大学(ベトナム)との学術協力に関する一般協定を締結
- 10月27日 創立60周年記念事業実施
- 12月 8日 テ・プケンガ ニュージーランド技能技術研究所との学術交流に関する協定を締結
- 令和7年**
- 4月 1日 デジタルデザインコース設置(本科改組)

学校運営組織図



II 学則及び履修関係規則

学 則

学 生 準 則

成績評価並びに進級認定

試 験 心 得

学校以外の教育施設等における学修規程等

表 彰 内 規

専攻科履修規程等

鶴岡工業高等専門学校学則

制 定 昭和 3 8 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 1 月 1 4 日

第 1 章 本校の目的

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第 2 条 修業年限は、5 年とする。ただし、1 0 年を超えて在学することはできない。

(学年)

第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学期)

第 4 条 学年を分けて、次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

一 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 開校記念日 4 月 2 0 日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

- 2 前項第四号から第七号までに規定する休業日及び臨時の休業日は、校長が別に定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

(学科、学級数、入学定員及び収容定員)

第7条 学科、学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入学定員	収容定員
創造工学科	4	160人	800人

- 2 前項に規定する学科に、第2学年から次のコースを設ける。

- 一 機械コース
- 二 電気・電子コース
- 三 情報コース
- 四 化学・生物コース
- 五 デジタルデザインコース

- 3 前号第五号のコースに、次の系を設ける。

- 一 機械系
- 二 電気・電子系
- 三 情報系
- 四 化学・生物系

- 4 第2項に規定するコースの募集人員は、機械コース、電気・電子コース及び化学・生物コースの合計で100人、情報コース40人、デジタルデザインコース20人とする。

- 5 第2項及び第3項のコース及び系の選択、決定方法等については、別に定める。

- 6 第2項及び第3項の規程にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なるコース及び系の学生をもって学級を編成することができる。

(学科の目的)

第7条の2 学科の人材養成に関する目的その他の教育上の目的は、次のとおりとする。

融合複合分野に対応したデザイン能力、問題解決能力・問題発見能力及び起業家精神を有したグローバルに活躍できる創造性豊かな技術者の養成を目的とする。

(教職員組織)

第8条 本校に校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事、学生主事及び寮務主事は、それぞれ校長の命を受け、教務主事にあつては教育計画の立案その他教務に関すること、学生主事にあつては学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く）、寮務主事にあつては学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第13条 学年ごとの授業科目（以下「科目」という。）及びその単位は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 各科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。以下同じ。）の履修を1単位として計算するものとし、当該単位

を「履修単位」とする。

ただし2時限連続の授業の場合は、2単位時間を標準90分とし、第13条第3項における学修単位は2時間の授業として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本校が特に指定する授業科目の単位の計算方法は、1単位の学修時間を授業時間及び授業時間外に必要な学修をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。また、当該単位を「学修単位」とする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習、ゼミ科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別表第2に定める単位の修得を認定することができる。

6 第1項に定める科目のほか、特別活動を第1学年から第3学年まで各学年30単位時間以上、計90単位時間以上実施するものとする。
(授業の方法)

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行わせることができる。

4 前3項により修得させることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(他の高等専門学校における科目の履修)

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専

門学校において履修した科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第13条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、第25条の2に定める留学をする場合及び外国の大学が行う通信教育における科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(校外実習における学修)

第13条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、校外実習に関し、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(海外語学研修における学修)

第13条の6 校長は、教育上有益と認めるときは、学生の国外への留学に関して、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(自主探究活動における学修)

第13条の7 校長は、教育上有益と認めるときは、自主探究活動に関して、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(課程修了の認定等)

第14条 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82

単位以上とする。)とする。

- 2 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

(留年者の履修科目)

第15条 前条第2項に規定する認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学及び卒業

(入学資格)

第16条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 中学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 七 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学許可)

第17条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身中学校の長から送付された調査書その他必要な書類等（以下「調査書等」という。）を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか別に定めるところにより入学定員の一部について、中学校長の推薦に基づき学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第27条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。

ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、入学を許可するものとする。

(編入学の許可)

第18条 校長は、第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

第18条の2 校長は、他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(入学の手続き)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを終了しない者があるときは、その入学の許可を取り消すことがある。

(転コース)

第20条 校長は、転コースを希望する者があるときは、学年の初めにおいて選考の上第3学年までに限り、転コースを許可することができる。

(休学)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第21条の2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

3 休学期間は、第2条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席の停止)

第23条 校長は、学生に伝染病その他の疾病があるときは、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第24条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 校長は、前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第25条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第25条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、第13条の4第3項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第26条 校長は、全学年の課程を修了した者には所定の卒業証書を授与する。

(準学士)

第26条の2 本校を卒業した者は、準学士（工学）と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(授業料等)

第27条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は、国立高等専門学校授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

第27条の2 削除

第28条 削除

第29条～第32条 削除

(入学料等の免除)

第33条 入学料、授業料は、その納付が困難と認められる場合等には、別に定めるところによりその納付すべき額の全部若しくは一部を免除し又は徴収を猶予することがある。

- 2 寄宿料は、その納付が困難と認められる場合等には、別に定めるところによりその納付すべき額の全部を免除することがある。

第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第34条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第35条 校長は、学生として表彰に値する行為又は業績があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第36条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第36条の2 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 病気その他の理由で、成業の見込みのない者
- 三 第21条の2に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第17条第3項に規定する入学料免除の申請書を受受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

(設置)

第 3 7 条 本校に専攻科を置く。

(目的)

第 3 8 条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第 3 9 条 専攻科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
生産システム工学専攻	1 6 人	3 2 人

2 前項に規定する専攻に、次のコースを設ける。

- 一 機械・制御コース
- 二 電気電子・情報コース
- 三 応用化学コース

(修業年限及び在学期間)

第 4 0 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。ただし、4 年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第 4 1 条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 1 3 2 条の規定により大学に編入学することができる者
- 四 外国において、学校教育における 1 4 年間の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 1 4 年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 1 4 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

七 その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同
等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

第42条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところに
より選抜を行う。

(教育課程)

第43条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第4のとおりとす
る。

(休学の期間)

第44条 専攻科学生の休学の期間は、通算して2年を超えることがで
きない。

2 休学の期間は、第40条に定める修業年限及び在学期間に算入しな
い。

(修了)

第45条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単
位以上を修得した者については、修了認定の審査を行う。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得方法については、別に定める。

(準用規定)

第46条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第1
3条の4、第19条、第21条、第22条から第24条、第25条の
2第1項及び第2項、第27条、第33条から第36条の2第1号及
び第3号から第5号の規定は、専攻科に準用する。この場合におい
て、第13条の4第2項中「60単位」とあるのは「20単位」と、
第25条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国
の大学」と、第36条の2第3項中「第21条の2」とあるのは「第
44条」と読み替えるものとする。

(その他)

第47条 本章に定めるもののほか、専攻科に必要な事項は、別に定め
る。

第9章 学寮

(学寮)

第48条 本校に学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第49条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第50条 校長は、外国人で、本校に編入学を希望する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第12章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第51条 校長は、本校において特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第52条 削除

(科目等履修生)

第53条 校長は、本校において特定の科目について履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 校長は、前項に規定する科目等履修生に対し、本校の定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

第 13 章 民間等共同研究員及び外国人受託研修員

(民間等共同研究員)

第 54 条 校長は、本校の教育、研究に支障がない場合に限り、民間機関等に現に在職する研究者を民間等共同研究員として受入れを許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(外国人受託研修員)

第 55 条 校長は、本校の教育、研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 41 年度入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条別表第 1、別表第 2 及び第 37 条第 2 項の規定は、昭和 43 年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 46 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和47年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。

区 分	前 期	後 期
授 業 料 の 額	4,800円	9,600円

- 5 昭和47年度の学年の中途において入学した者の前期又は後期の授業料の額は第30条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 昭和47年度において入学した者が、学年の途中で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは、「昭和47年度にかかる授業料の額」とする。
- 7 昭和47年度において入学を許可された者に係る入学料の額は、第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年1月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第1項及び第2項、第19条第1項、第33条第1項、第2項、第3項及び第4項は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和51年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした

者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 4 昭和51年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。

区 分	前 期	後 期
授 業 料 の 額	9,600円	21,600円

- 5 昭和51年度の学年の中途において入学した者の前期又は後期の授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 昭和51年度において入学した者が、学年の途中で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは、「昭和51年度に係る授業料の額」とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度の第2学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、この規則による改正前の学則別表中、「毎週授業総時数」とあるのを、「単位数」と、「学年別毎週授業時数」とあるのを、「学年別単位数」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和53年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和53年度の第3学年以上に係る授業科目のうち、学則別表第2

(機械工学科)の選択科目中、輸送機械とあるのを伝熱工学と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額及び徴収方法は、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和55年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、昭和55年6月1日より施行する。

附 則

この学則は、昭和55年8月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の工業化学料第5学年に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和57年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和57年度の機械工学科第4学年、第5学年、電気工学科第5学年及び工業化学料の第2学年から第5学年までに係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和59年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和59年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。

区 分	前 期	後 期
授 業 料 の 額	48,000円	55,800円

- 5 昭和59年度の学年の中途において入学した者の前期又は後期の授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、昭和59年度に限り同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 昭和59年度において入学した者が、学年の途中で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和59年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは、「昭和59年度に係る授業料の額」とする。
- 7 昭和59年度の第2学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 5 年度において、第 2 学年以上に在学する者に係る学科、学級数及び入学定員については、第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 6 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 4 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 10 月 15 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用させる。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置く。
 - 一 機械工学科
 - 二 電気電子工学科
 - 三 制御情報工学科
 - 四 物質工学科
- 3 前項に掲げる学科の教育目的は、次のとおりとする。
 - 一 機械工学科 産業界のあらゆる分野で活躍できる教養豊かな機械技術者を育成することを目的とする。
 - 二 電気電子工学科 産業界で活躍できる創造性豊かな実践的電気

電子技術者を育成することを目的とする。

三 制御情報工学科 情報並びに電子・機械制御技術を統合した広い技術分野に携わる実践的技術者を育成することを目的とする。

四 物質工学科 物質や生物の知識を基礎として、環境問題や新しい科学技術に対応できる技術者を育成することを目的とする。

4 第2項に規定する学科は、平成27年3月31日に当該学科に在学する者及び平成29年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 平成27年度において、第2学年以上（平成28年度以降平成30年度までは、学年進行により1学年ずつ加える）に在学する者に係る学科、学級数、学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第7条及び別表第1から別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 校長は、第2項に規定する学科において、転科を希望する者があるときは、学年の初めにおいて選考の上第3学年までに限り、転科を許可することがある。

7 平成26年度以前の入学者に係る専攻科の専攻、学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第39条及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者に係る校外実習の取扱いについては、第13条の5の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則第 1 条に規定する目的を達成するため、本校に次の分野を置く。
 - 一 デザイン工学分野
 - 二 エレクトロニクス分野
 - 三 IT ソフトウェア分野
 - 四 環境バイオ分野
 - 五 メカトロニクス分野
 - 六 資源エネルギー分野
 - 七 材料工学分野
- 3 前項に規定する分野は、令和 7 年 3 月 31 日に当該分野に在学する者及び令和 9 年度までに編入学した者が当該分野に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 令和 7 年度において、第 2 学年以上（令和 8 年度以降令和 10 年度までは、学年進行により 1 学年ずつ加える）に在学する者に係るコース、分野、学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第 7 条及び別表第 1 から別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

一 般 科 目

(令和7年度 第1・2・3学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	国 語	9	3 ^{*(一)}	3 ^{*(一)}	3 ^{*(一)}			I～Ⅲ
	地 理	3	3 ^{*(一)}					
	倫 理	2	2 ^{*(一)}					
	歴 史	4		3 ^{*(一)}	1 ^{*(一)}			I・Ⅱ
	政 治 ・ 経 済	2			2			
	数 学 I	11	4	4	3			I・Ⅲ・Ⅴ
	数 学 II	6	2	2	2			Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ
	英 語 I	8	3	3	2			I・Ⅲ・Ⅴ
	英 語 II	8	3	3	2			Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ
	化 学	4	3	1				I・Ⅱ
	物 理	5	1	2	2			I・Ⅱ・Ⅲ
	生 物	1	1					
	音 楽	1	1					
	美 術	1		1				
	保 健 ・ 体 育	7	3	2	2			I～Ⅲ
	日 本 語 I	(2)			(2)			(留学生用科目)
	日 本 語 II	(2)			(2)			(留学生用科目)
	日 本 事 情	(2)			(2)			(留学生用科目)
履 修 単 位 数		72	29	24	19	0	0	
必修科目 (主要科目)	英 語	2				2		Ⅶ
	保 健 ・ 体 育	3				2 ^{*(一)}	1 ^{*(一)}	Ⅳ・Ⅴ
	ド イ ツ 語	3				1	2 ^{*(一)}	I・Ⅱ
	語 学 演 習	1					1 ^{*(二)}	
履 修 単 位 数		9	0	0	0	5	4	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

一 般 科 目

(令和7年度 第4・5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	国 語	9	3 ^{*(一)}	3 ^{*(一)}	3 ^{*(一)}			I ～ III
	地 理	3	3 ^{*(一)}					
	倫 理	2	2 ^{*(一)}					
	歴 史	4		3 ^{*(一)}	1 ^{*(一)}			I ・ II
	政 治 ・ 経 済	2			2			
	数 学 I	11	4	4	3			I ・ III ・ V
	数 学 II	6	2	2	2			II ・ IV ・ VI
	英 語 I	8	3	3	2			I ・ III ・ V
	英 語 II	8	3	3	2			II ・ IV ・ VI
	化 学	4	3	1				I ・ II
	物 理	5		3	2			I ・ II
	生 物	1	1					
	音 楽	1	1					
	美 術	1		1				
	保 健 ・ 体 育	7	3	2	2			I ～ III
	日 本 語 I	(2)			(2)			(留学生用科目)
	日 本 語 II	(2)			(2)			(留学生用科目)
	日 本 事 情	(2)			(2)			(留学生用科目)
履 修 単 位 数		72	28	25	19	0	0	
必修科目 (主要科目)	英 語	2				2		VII
	保 健 ・ 体 育	3				2 ^{*(一)}	1 ^{*(一)}	IV ・ V
	ド イ ツ 語	3				1	2 ^{*(一)}	I ・ II
	語 学 演 習	1					1 ^{*(二)}	
	英 語 表 現 法	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		10	0	0	0	5	5	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

（一）は講義、（二）は演習、ゼミ、*（三）は実験、実習である

別表第2

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科								
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
学 科 共 通 必 修 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー	2	1	1				I・II
	地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 学	1	1 ^{*(一)}					
	総 合 工 学	1	1					I
	創 造 基 礎 実 習	2	2					
	総 合 情 報 工 学	1	1					I
	応 用 数 学	5				3	2 ^{*(一)}	I・II
	応 用 物 理	2			2			I
	卒 業 研 究	12					12	
履 修 単 位 数		26	6	1	2	3	14	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第2・3学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
学科共通必修科目	情報リテラシー	2	1	1				I・II
	地域コミュニティ学	1	1 ^{*(一)}					
	総 合 工 学	4	1	1	1	1		I～IV
	創造基礎実習	2	2					
	工学実験・実習	9		2	2	3	2	I～IV
	応 用 数 学	5				3	2 ^{*(一)}	I・II
	応 用 物 理	2			2			I
	生 産 工 学	1					1 ^{*(一)}	
	卒 業 研 究	12					12	
履 修 単 位 数		38	5	4	5	7	17	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第4学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
学科共通必修科目	情 報 リ テ ラ シ ー	1	1					I ～Ⅳ
	地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 学	1	1 ^{*(一)}					
	総 合 工 学	5	1	1	1	2		
	創 造 基 礎 実 習	2	2					
	工 学 実 験 ・ 実 習	9		2	2	3	2	I ・ Ⅱ Ⅱ
	応 用 数 学	5				3	2 ^{*(一)}	
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	生 産 工 学	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		38	5	3	3	10	17	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

^(一) は講義、^(二)は演習、ゼミ、*^(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科								
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
学 科 共 通 必 修 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー	1	1					I ～ IV
	地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 学	1	1 ^{*(一)}					
	総 合 工 学	5	1	1	1 ^{*(一)}	2		
	創 造 基 礎 実 習	2	2					
	工 学 実 験 ・ 実 習	9		2	2	3	2	I ・ II II
	応 用 数 学	5				3	2 ^{*(一)}	
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	生 産 工 学	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		38	5	3	3	10	17	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (機 械 コ ー ス)								
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目（主要基礎科目）	総 合 工 学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ
	工学実験・実習	4		2	2			Ⅰ・Ⅱ
	総合情報工学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ
	情報処理	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ
	電気基礎	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ
	材料力学	2			2			Ⅰ
	材料学	2			2			Ⅰ
	工業力学	2			2			
	生産加工学	2			2			
機 械 製 図	2		2					
履 修 単 位 数	22	0	8	14	0	0		
必修科目（主要科目）	総 合 工 学 ゼミ	1				1		Ⅳ Ⅲ・Ⅳ
	総 合 工 学	1				1		
	工学実験・実習	5				3	2	
	総合情報工学	1				1		Ⅳ
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		Ⅱ
	情 報 処 理	1				1		Ⅲ
	数 値 解 析	1					1 ^{*(一)}	
	材 料 力 学	2				2 ^{*(一)}		Ⅱ
	材 料 学	1				1		Ⅱ
	機 械 力 学	2				1	1 ^{*(一)}	Ⅰ・Ⅱ
	機 械 要 素 設 計	2				2		
	デ ザ イン 工 学	1				1		
	熱 力 学	2				2		
	熱 力 学 演 習	1					1	
	水 力 学	2				2		
	水 力 学 演 習	1					1	
	機 構 学	1				1		
	工 業 英 語	1					1 ^{*(一)}	
	機 械 設 計 製 図	7				4	3	Ⅰ・Ⅱ
	マ イ コ ン 制 御	1				1 ^{*(一)}		
メカトロニクス	1					1 ^{*(一)}		
制 御 工 学	4				2 ^{*(一)}	2 ^{*(一)}	Ⅰ・Ⅱ	
電 子 回 路	1				1 ^{*(一)}			
医療福祉機器工学	1					1		
履 修 単 位 数	43	0	0	0	29	14		
選択科目	生 産 工 学	1					1 ^{*(一)}	
	精 密 加 工 学	1					1 ^{*(一)}	
	エネルギー変換工学	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数	3	0	0	0	0	3		

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第2・3学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (機 械 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	情 報 処 理	2		1	1			I・II
	電 気 基 礎	2		1	1			I・II
	材 料 力 学	2			2			I
	材 料 学	2			2			I
	工 業 力 学	2			2			
	生 産 加 工 学	2			2			
	機 械 製 図	2		2				
履 修 単 位 数		14	0	4	10	0	0	
必修科目 (主要科目)	総 合 工 学 ゼミ	1				1		II III
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	情 報 処 理	1				1		
	数 値 解 析	1					1 ^{*(一)}	II II
	材 料 力 学	2				2 ^{*(一)}		
	材 料 学	1				1		
	機 械 力 学	2				1	1 ^{*(一)}	I・II
	機 械 要 素 設 計	2				2 ^{*(一)}		
	デ ザ イン 工 学	1				1		
	熱 力 学	2				2		
	熱 力 学 演 習	1					1	
	水 力 学	2				2		
	水 力 学 演 習	1					1	I・II
	機 構 学	1				1		
	工 業 英 語	1					1 ^{*(一)}	
	機 械 設 計 製 図	7				4	3	I・II
履 修 単 位 数		28	0	0	0	20	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第4・5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (機 械 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	情 報 処 理	2		1	1			I・II
	電 気 基 礎	2		1	1			I・II
	応 用 物 理	2			2			I
	材 料 力 学	2			2			I
	材 料 学	2			2			I
	工 業 力 学	2			2			
	生 産 加 工 学	2			2			
	機 械 製 図	2		2				
履 修 単 位 数		16	0	4	12	0	0	
必修科目 (主要科目)	情 報 処 理	1				1		III
	数 値 解 析	1					1 ^{*(一)}	
	材 料 力 学	2				2 ^{*(一)}		II
	材 料 学	1				1		II
	機 械 力 学	2				1	1 ^{*(一)}	I・II
	機 械 要 素 設 計	2				2 ^{*(一)}		
	デ ザ イン 工 学	2				2 ^{*(一)}		
	熱 力 学	2				2		
	熱 力 学 演 習	1					1	
	水 力 学	2				2		
	水 力 学 演 習	1					1	
	機 構 学	2				2		
	工 業 英 語	1					1 ^{*(一)}	
	機 械 設 計 製 図	7				4	3	I・II
履 修 単 位 数		14	0	0	0	19	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

^(一) は講義、^(二)は演習、ゼミ、*^(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (電 気・電 子 コー ス)									
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考	
			1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目（主要基礎科目）	総 合 工 学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ	
	工学実験・実習	4		2	2			Ⅰ・Ⅱ	
	総合情報工学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ	
	プログラミング演習	1		1					
	情 報 処 理	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ	
	電 気 回 路	4		2	2			Ⅰ・Ⅱ	
	電 気 磁 気 学	2			2			Ⅰ	
	電 気 機 器	1			1			Ⅰ	
	電 子 工 学	2			2				
電 気 電 子 計 測	2			2					
履 修 単 位 数			22	0	8	14	0	0	
必修科目（主要科目）	総 合 工 学 ゼミ	1				1		Ⅳ Ⅲ・Ⅳ	
	総 合 工 学	1				1			
	工学実験・実習	5				3	2		Ⅳ
	総合情報工学	1				1		Ⅱ	
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}			
	情 報 処 理	1				1			Ⅲ
	電 気 回 路	1				1			
	電気回路演習	1				1		Ⅱ	
	電 気 磁 気 学	2				2			
	電気磁気学演習	1				1			Ⅱ
	電 気 機 器	2				2 ^{*(一)}			
	電気電子材料	2				2			
	電気電子製図	2				2			
	通 信 工 学	2				2			
	情 報 通 信	1				1			
	デジタル回路	2				2 ^{*(一)}			
	電 子 回 路	2				2 ^{*(一)}			
	電子回路演習	1				1			
	発 変 電 工 学	2					2		
	送 配 電 工 学	2					2 ^{*(一)}		
	電気法規及び電気施設管理	1					1		
	制 御 工 学	2					2 ^{*(一)}		
	計 算 機 工 学	2					2 ^{*(一)}		
ネットワーク演習	1					1 ^{*(一)}			
パワーエレクトロニクス	1					1 ^{*(一)}			
工 業 英 語	1					1 ^{*(一)}			
機械工学概論	1					1 ^{*(一)}			
履 修 単 位 数			43	0	0	0	28	15	
選択科目	デジタル信号処理	2				2 ^{*(一)}			
	高 電 圧 工 学	2				2 ^{*(一)}			
	電子回路設計	1					1 ^{*(一)}		
	電気機器設計	1					1 ^{*(一)}		
	マイクロコンピュータ	2					2 ^{*(一)}		
	電 気 応 用	2					2 ^{*(一)}		
	生 産 工 学	1					1 ^{*(一)}		
医療福祉機器工学	1					1			
履 修 単 位 数			12	0	0	0	4	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

（一）は講義、（二）は演習、ゼミ、*（三）は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第2・3学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (電 気 ・ 電 子 コー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	プログラミング演習	1		1				I・II I・II I I
	情 報 処 理	2		1	1			
	電 気 回 路	4		2	2			
	電 気 磁 気 学	2			2			
	電 気 機 器	1			1			
	電 子 工 学	2			2			
	電 気 電 子 計 測	2			2			
履 修 単 位 数		14	0	4	10	0	0	
必修科目 (主要科目)	総 合 工 学 ゼミ	1				1		II III III II
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	情 報 処 理	1				1		
	電 気 回 路	1				1		
	電 気 回 路 演 習	1				1		
	電 気 磁 気 学	2				2		
	電 気 磁 気 学 演 習	1				1		
	電 気 電 子 材 料	2				2		
	電 気 電 子 製 図	1				1		
	通 信 工 学	2				2		
	情 報 通 信	1				1		
	デ ィ ジ タ ル 回 路	2				2 ^{*(一)}		
	電 子 回 路	2				2 ^{*(一)}		
	電 子 回 路 演 習	1				1		
	発 変 電 工 学	2					2	
	制 御 工 学	2					2 ^{*(一)}	
	計 算 機 工 学	2					2 ^{*(一)}	
	工 業 英 語	1					1 ^{*(一)}	
	機 械 工 学 概 論	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		28	0	0	0	20	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

（一）は講義、（二）は演習、ゼミ、*（三）は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第4学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (電 気 ・ 電 子 コー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	プログラミング演習	1		1				I・II I・II I I I I
	情 報 処 理	2		1	1			
	電 気 回 路	4		2	2			
	電 気 磁 気 学	2			2			
	電 気 機 器	1			1			
	電 子 工 学	2			2			
	電 気 電 子 計 測	2			2			
	応 用 物 理	2			2			I
履 修 単 位 数		16	0	4	12	0	0	
必修科目 (主要科目)	情 報 処 理	1				1		III III
	電 気 回 路	1				1		
	電 気 回 路 演 習	1				1		
	電 気 磁 気 学	2				2		II
	電 気 磁 気 学 演 習	1				1		
	電 気 電 子 材 料	2				2		
	電 気 電 子 製 図	1				1		
	通 信 工 学	2				2		
	情 報 通 信	1				1		
	デ ィ ジ タ ル 回 路	2				2 ^{*(-)}		
	電 子 回 路	2				2 ^{*(-)}		
	電 子 回 路 演 習	1				1		
	発 変 電 工 学	2					2	
	制 御 工 学	2					2 ^{*(-)}	
	計 算 機 工 学	2					2 ^{*(-)}	
	工 業 英 語	1					1 ^{*(-)}	
	機 械 工 学 概 論	1					1 ^{*(-)}	
履 修 単 位 数		25	0	0	0	17	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(-) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (電 気 ・ 電 子 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	プログラミング演習	1		1				I・II I・II I I I I
	電 気 回 路	3		1	2			
	電 気 磁 気 学	4		2	2			
	情 報 処 理	1			1			
	電 気 機 器	1			1			
	電 子 工 学	2			2			
	電 気 電 子 計 測	2			2			
	応 用 物 理	2			2			I
履 修 単 位 数		16	0	4	12	0	0	
必修科目 (主要科目)	情 報 処 理	2				1	1	II・III III
	電 気 回 路	2				2		
	電 気 回 路 演 習	1				1		
	電 気 磁 気 学 演 習	1				1		
	電 気 電 子 材 料	2				2		
	電 気 電 子 製 図	2				2		
	通 信 工 学	2				2		
	情 報 通 信	1				1		
	デ ィ ジ タ ル 回 路	2				2 ^{*(一)}		
	電 子 回 路	2				2 ^{*(一)}		
	電 子 回 路 演 習	1				1		
	発 変 電 工 学	2					2	
	制 御 工 学	2					2 ^{*(一)}	
	計 算 機 工 学	2					2 ^{*(一)}	
	工 業 英 語	1					1 ^{*(一)}	
	機 械 工 学 概 論	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		26	0	0	0	17	9	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

^(一) は講義、^(二)は演習、ゼミ、*^(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (情 報 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	総 合 工 学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ
	工学実験・実習	4		2	2			Ⅰ・Ⅱ
	総 合 情 報 工 学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ
	ソフトウェア概論	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ
	コンピュータ概論	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ
	ソフトウェア演習	3		1	2			Ⅰ・Ⅱ
	デジタル・ファブリケーション	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ
	電気・電子回路	2			2			Ⅰ
	組込みシステム概論	1			1			
	データサイエンス概論	1			1			
	情 報 数 学	1			1			Ⅰ
履 修 単 位 数		22	0	8	14	0	0	
必修科目 (主要科目)	総 合 工 学 ゼミ	1				1		Ⅳ Ⅲ・Ⅳ Ⅳ Ⅱ
	総 合 工 学	1				1		
	工学実験・実習	5				3	2	
	総 合 情 報 工 学	1				1		
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	信 号 処 理	2				2		Ⅰ・Ⅱ
	情報ネットワーク	1					1	
	数 値 解 析	2				2 ^{*(一)}		
	論 理 回 路	2				2 ^{*(一)}		
	計 測 工 学	1					1	
	工 業 英 語	2				1	1	Ⅳ Ⅱ Ⅲ
	情 報 理 論	2				2 ^{*(一)}		
	ソフトウェア構成論	2				2		
	情報セキュリティ	2				2 ^{*(一)}		
	組込みシステム応用	2				2 ^{*(一)}		
	IoT シ ス テ ム	1					1	Ⅱ Ⅲ
	データベース応用	1				1		
	ソフトウェア演習	2					2	
	ソフトウェア開発	2					2 ^{*(一)}	
	電気・電子回路	1				1		
	ソフトウェア演習	1				1		Ⅱ
	計算機構成論	2					2	
	システム制御	2					2 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		40	0	0	0	26	14	
選択科目	生 産 工 学	1					1 ^{*(一)}	Ⅱ
	制 御 工 学	2				2 ^{*(一)}		
	情 報 数 学	2				2 ^{*(一)}		
	ロ ボ ッ ト 工 学	1					1	
	コンピュータビジョン	2					2 ^{*(一)}	
	デジタル通信	2					2 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		10	0	0	0	4	6	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第2・3学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (情 報 コ ー ス)								
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	ソフトウェア概論	2		1	1			I・II
	コンピュータ概論	2		1	1			I・II
	ソフトウェア演習	3		1	2			I・II
	ディジタル・ファブリケーション	2		1	1			I・II
	電気・電子回路	2			2			I
	組込みシステム概論	1			1			
	データサイエンス概論	1			1			
	情報数学	1			1			I
履 修 単 位 数		14	0	4	10	0	0	
必修科目 (主要科目)	総合工学ゼミ	1				1		II
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	信 号 処 理	2				2		
	情報ネットワーク	1					1	
	数 値 解 析	2				2 ^{*(一)}		
	論 理 回 路	2				2 ^{*(一)}		I・II
	計 測 工 学	1					1	
	工 業 英 語	2				1	1	
	情 報 理 論	2				2 ^{*(一)}		
	ソフトウェア構成論	2				2		
	情報セキュリティ	2				2 ^{*(一)}		IV
	組込みシステム応用	2				2 ^{*(一)}		
	IoT シ ス テ ム	1					1	
	データベース応用	1				1		
	ソフトウェア演習	2					2	
	ソフトウェア開発	2					2 ^{*(一)}	
	電気・電子回路	1				1		II
履 修 単 位 数		28	0	0	0	20	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第4学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (情 報 コ ー ス)								
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修 科目 (主要 基礎 科目)	プログラミング言語	1		1				Ⅰ・Ⅱ
	コンピュータ概論	2		1	1			
	応 用 物 理	2			2			
	プログラミング演習	3			3			Ⅰ
	材 料 力 学	2			2			
	電 気 工 学	2			2			
	マイコン工学	1			1			
	機械・電気製図	3		2	1			
履 修 単 位 数		16	0	4	12	0	0	
必修 科目 (主要 科目)	信 号 処 理	2					2	Ⅱ
	情報ネットワーク	1					1	
	デ ー タ 構 造	2				2 ^{*(-)}		
	材 料 力 学	2				2 ^{*(-)}		
	ロボット機構学	2				2		
	数 値 解 析	2				2 ^{*(-)}		
	論 理 回 路	2				2 ^{*(-)}		
	電 子 回 路	1				1		Ⅰ・Ⅱ
	電気工学演習	1				1		
	制 御 工 学	4				2 ^{*(-)}	2 ^{*(-)}	
	計 測 工 学	1					1	
	ロ ボ ッ ト 工 学	1					1 ^{*(-)}	Ⅰ
	工 業 英 語	2				1	1	
	情 報 理 論	2				2 ^{*(-)}		
履 修 単 位 数		25	0	0	0	17	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(-) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (情 報 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	プログラミング言語	1		1				I・II I
	コンピュータ概論	3		2 ^{*(一)}	1			
	応 用 物 理	2			2			
	プログラミング演習	3			3			
	材 料 力 学	2			2			I
	電 気 工 学	2			2			
	マイコン工学	1			1			
	機械・電気製図	3		2	1			
履 修 単 位 数		17	0	5	12	0	0	
必修科目 (主要科目)	信 号 処 理	2					2	II
	情報ネットワーク	1					1	
	デ ー タ 構 造	2				2 ^{*(一)}		
	材 料 力 学	2				2 ^{*(一)}		
	ロボット機構学	2				2		
	数 値 解 析	2				2 ^{*(一)}		
	論 理 回 路	2				2 ^{*(一)}		
	電 子 回 路	1				1		I・II I
	電気工学演習	1				1		
	制 御 工 学	4				2 ^{*(一)}	2 ^{*(一)}	
	計 測 工 学	1					1	
	ロ ボ ッ ト 工 学	1					1 ^{*(一)}	
	工 業 英 語	2				1	1	
	情 報 理 論	2				2 ^{*(一)}		
履 修 単 位 数		25	0	0	0	17	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

^(一) は講義、^(二)は演習、ゼミ、*^(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (化 学 ・ 生 物 コ ー ス)								
区 分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	総 合 工 学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ
	工学実験・実習	4		2	2			Ⅰ・Ⅱ
	総合情報工学	2		1	1			Ⅱ・Ⅲ
	分 析 化 学	2		2				
	無 機 化 学	2			2			Ⅰ
	有 機 化 学	2			2			Ⅰ
	物 理 化 学	2			2			Ⅰ
	基礎生物学	2		1	1			Ⅰ・Ⅱ
	化 学 工 学	1			1			Ⅰ
	物質化学実験	3		1	2			Ⅰ・Ⅱ
履 修 単 位 数		22	0	8	14	0	0	
必修科目 (主要科目)	総 合 工 学 ゼミ	1				1		
	総 合 工 学	1				1		Ⅳ
	工学実験・実習	5				3	2	Ⅲ・Ⅳ
	総合情報工学	1				1		Ⅳ
	応 用 物 理	2				2 ^{*(－)}		Ⅱ
	物 理 化 学	2				2		Ⅱ
	機 器 分 析	2				2 ^{*(－)}		
	無 機 化 学	2				2		Ⅱ
	有 機 化 学	2				2		Ⅱ
	生 物 化 学	2				2		
	環境とエネルギー	1					1	
	工 業 英 語	2				1	1	Ⅰ・Ⅱ
	材 料 化 学	2				2 ^{*(－)}		
	化 学 工 学	2				2		Ⅱ
	計 測 制 御	2					2 ^{*(－)}	
	生物工学基礎	1				1		
	外国語雑誌会	1					1	
	有機材料化学	1					1	
	電 気 化 学	1					1	
	地球環境科学	1					1	
	無機材料化学	2					2 ^{*(－)}	
	応用有機化学	2					2 ^{*(－)}	
	生物物理化学	2					2 ^{*(－)}	
	分 子 生 物 学	2					2 ^{*(－)}	
	物質化学実験	1				1		Ⅲ
履 修 単 位 数		43	0	0	0	25	18	
選択科目	半 導 体 工 学	1				1 ^{*(－)}		
	薬 学 概 論	1						
	生 産 工 学	1					1 ^{*(－)}	
履 修 単 位 数		3	0	0	0	1	2	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

（一）は講義、（二）は演習、ゼミ、*（三）は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第2・3学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (化 学 ・ 生 物 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	分 析 化 学	2		2				I I I I・II I I・II
	無 機 化 学	2			2			
	有 機 化 学	2			2			
	物 理 化 学	2			2			
	基 礎 生 物 学	2		1	1			
	化 学 工 学	1			1			
	物 質 化 学 実 験	3		1	2			
履 修 単 位 数		14	0	4	10	0	0	
必修科目 (主要科目)	総 合 工 学 ゼミ	1				1		II II II II I・II II II
	応 用 物 理	2				2 ^{*(一)}		
	物 理 化 学	2				2		
	機 器 分 析	2				2 ^{*(一)}		
	無 機 化 学	2				2		
	有 機 化 学	2				2		
	生 物 化 学	2				2 ^{*(一)}		
	環境とエネルギー	1					1	
	工 業 英 語	2				1	1	
	機 械 工 学 概 論	1					1 ^{*(一)}	
	材 料 化 学	2				2 ^{*(一)}		
	化 学 工 学	2				2		
	情 報 処 理 演 習	2					2	
	計 算 機 実 習	1				1 ^{*(二)}		
	計 測 制 御	2					2 ^{*(一)}	
	生 物 工 学 基 礎	1				1		
	外 国 語 雑 誌 会	1					1	
履 修 単 位 数		28	0	0	0	20	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第4・5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (化 学 ・ 生 物 コ ー ス)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	応 用 物 理	2			2			I
	分 析 化 学	2		2				
	無 機 化 学	2			2			I
	有 機 化 学	2			2			I
	物 理 化 学	2			2			I
	基 礎 生 物 学	2		1	1			I・II
	化 学 工 学	1			1			I
	物 質 化 学 実 験	3		1	2			I・II
履 修 単 位 数		16	0	4	12	0	0	
必修科目 (主要科目)	物 理 化 学	2				2		II
	機 器 分 析	2				2 ^{*(一)}		
	無 機 化 学	2				2		II
	有 機 化 学	2				2		II
	生 物 化 学	2				2 ^{*(一)}		
	環境とエネルギー	1					1	
	工 業 英 語	2				1	1	I・II
	外 国 語 雑 誌 会	1					1	
	機 械 工 学 概 論	1					1 ^{*(一)}	
	材 料 化 学	2				2 ^{*(一)}		
	化 学 工 学	2				2		II
	情 報 処 理 演 習	2					2	
	計 算 機 実 習	1				1 ^{*(二)}		
	計 測 制 御	2					2 ^{*(一)}	
	生 物 工 学 基 礎	1				1		
履 修 単 位 数		25	0	0	0	17	8	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (デ ジ タ ル デ ザ イ ン コ ー ス 機 械 系)								
区 分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	総合デジタルデザイン工学	3	1	1	1			I～Ⅲ
	総合情報工学	1						I
	デジタルデザイン応用工学	3	1	1	1			I～Ⅲ
	総合工学	1						I
	デジタルデザイン実践工学	4		2	2			Ⅱ・Ⅲ
	工学実験・実習	4		2	2			I～Ⅱ
	機械製図	2		2				
	材料力学	2			2			I
	情報処理	2		1	1			I・Ⅱ
	電気基礎	2		1	1			I・Ⅱ
	材料学	2			2			I
	工業力学	2			2			
履 修 単 位 数		28	2	10	14	0	0	
必修科目 (主要科目)	総合工学ゼミ	1				1		Ⅳ
	総合デジタルデザイン工学	1				1		Ⅳ
	デジタルデザイン応用工学	1				1		Ⅳ・Ⅴ
	デジタルデザイン実践工学	4				2	2	Ⅲ・Ⅳ
	工学実験・実習	5				3	2	Ⅲ
	情報処理	1				1		Ⅲ
	材料学	1				1		Ⅱ
	応用物理	2				2 ^{*(－)}		Ⅱ
	材料力学	2				2 ^{*(－)}		Ⅱ
	機械力学	2				1	1 ^{*(－)}	I・Ⅱ
	機械要素設計	2				2		
	熱力学	2				2		
	水力学	2				2		
	機構学	1				1		
	電子回路	1				1 ^{*(－)}		
	制御工学	4				2 ^{*(－)}	2 ^{*(－)}	I・Ⅱ
	数値解析	1					1 ^{*(－)}	
	熱力学演習	1					1	
	水力学演習	1					1	
	工業英語	1					1 ^{*(－)}	
	メカトロニクス	1					1 ^{*(－)}	
	機械設計製図	7				4	3	I・Ⅱ
履 修 単 位 数		44	0	0	0	29	15	
選択科目	デジタルデザイン実践工学	1	1					I
	生産工学	1					1 ^{*(－)}	
	精密加工学	1					1 ^{*(－)}	
	エネルギー変換工学	1					1 ^{*(－)}	
履 修 単 位 数		4	1	0	0	0	3	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二) は演習、ゼミ、*(三) は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (デ ジ タ ル デ ザ イ ン コ ー ス 電 気・電 子 系)								
区 分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	総合デジタルデザイン工学	3	1	1	1			I～III
	総合情報工学	1						I
	デジタルデザイン応用工学	3	1	1	1			I～III
	総合工学	1						I
	デジタルデザイン実践工学	4		2	2			II・III
	工学実験・実習	4		2	2			I・II
	プログラミング演習	1		1				
	情報処理	2		1	1			I・II
	電気回路	4		2	2			I・II
	電気磁気学	2			2			I
	電気機器	1			1			I
	電子工学	2			2			
	電気電子計測	2			2			
履 修 単 位 数			30	2	10	16	0	0
必修科目 (主要科目)	総合工学ゼミ	1				1		IV IV IV・V
	総合デジタルデザイン工学	1				1		
	デジタルデザイン応用工学	1				1		
	デジタルデザイン実践工学	4				2	2	
	工学実験・実習	5				3	2	III・IV
	応用物理	2				2 ^{*(一)}		II
	情報処理	1				1		III
	電気回路	1				1		III
	電気回路演習	1				1		
	電気磁気学	2				2		II
	電気磁気学演習	1				1		
	電気機器	2				2 ^{*(一)}		II
	電気電子材料	2				2		
	電気電子製図	2				2		
	情報通信	1				1		
	デジタル回路	2				2 ^{*(一)}		
	電子回路	2				2 ^{*(一)}		
	電子回路演習	1				1		
	発変電工学	2					2	
	送配電工学	2					2 ^{*(一)}	
	電気法規及び電気施設管理	1					1	
	制御工学	2					2 ^{*(一)}	
	ネットワーク演習	1					1 ^{*(一)}	
	パワーエレクトロニクス	1					1 ^{*(一)}	
	工業英語	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数			42	0	0	0	28	14
選択科目	デジタルデザイン実践工学	1	1					I
	ディジタル信号処理	2				2 ^{*(一)}		
	高圧工学	2				2 ^{*(一)}		
	電子回路設計	1					1 ^{*(一)}	
	電気機器設計	1					1 ^{*(一)}	
	マイクロコンピュータ	2					2 ^{*(一)}	
	電気応用	2					2 ^{*(一)}	
	計算機工学	2					2 ^{*(一)}	
	生産工学	1					1 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数			14	1	0	0	4	9

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (デ ジ タ ル デ ザ イ ン コ ー ス 情 報 系)									
区 分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考	
			1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目（主要基礎科目）	総合デジタルデザイン工学	3	1	1	1			I～III	
	総合情報工学	1						I	
	デジタルデザイン応用工学	3	1	1	1			I～III	
	総合工学	1						I	
	デジタルデザイン実践工学	4		2	2			II・III	
	工学実験・実習	4		2	2			I・II	
	ソフトウェア演習	3		1	2			I・II	
	ソフトウェア概論	2		1	1			I・II	
	コンピュータ概論	2		1	1			I・II	
	電気・電子回路	2			2			I	
	組込みシステム概論	1			1				
	データサイエンス概論	1			1				
	情報数学	1			1			I	
履 修 単 位 数			28	2	9	15	0	0	
必修科目（主要科目）	総合工学ゼミ	1				1		IV	
	総合デジタルデザイン工学	1				1		IV	
	デジタルデザイン応用工学	1				1		IV・V	
	デジタルデザイン実践工学	4				2	2	III・IV	
	工学実験・実習	5				3	2	II	
	電気・電子回路	1				1		II	
	応用物理	2				2 ^{*(一)}		II	
	信号処理	2				2			
	論理回路	2				2 ^{*(一)}			
	工業英語	2				1	1	I・II	
	情報理論	2				2 ^{*(一)}			
	ソフトウェア構成論	2				2			
	情報セキュリティ	2				2 ^{*(一)}			
	組込みシステム応用	2				2 ^{*(一)}			
	データベース応用	1				1			
	情報ネットワーク	1					1		
	計測工学	1					1		
	IoTシステム	1					1		
	ソフトウェア演習	3				1	2	III・IV	
	ソフトウェア開発	2					2 ^{*(一)}		
	計算機構成論	2					2		
	数値解析	2				2 ^{*(一)}			
	システム制御	2					2 ^{*(一)}		
履 修 単 位 数			44	0	0	0	28	16	
選択科目	デジタルデザイン実践工学	1	1					I	
	生産工学	1					1 ^{*(一)}	I・II	
	デジタル・ファブリケーション	2		1	1				
	制御工学	2				2 ^{*(一)}		II	
	情報数学	2				2 ^{*(一)}			
	ロボット工学	1					1		
	コンピュータビジョン	2					2 ^{*(一)}		
	デジタル通信	2					2 ^{*(一)}		
履 修 単 位 数			13	1	1	1	4	6	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一)は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 門 科 目

(令和7年度 第1学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 (デ ジ タ ル デ ザ イ ン コ ー ス 化 学 ・ 生 物 系)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	総合デジタルデザイン工学	3	1	1	1			I～III
	総合情報工学	1						I
	デジタルデザイン応用工学	3	1	1	1			I～III
	総合工学	1						I
	デジタルデザイン実践工学	4		2	2			II・III
	工学実験・実習	4		2	2			I・II
	分析化学	2		2				
	物理化学	2			2			I
	無機化学	2			2			I
	有機化学	2			2			I
	化学工学	1			1			I
	基礎生物学	2		1	1			I・II
	物質化学実験	3		1	2			I・II
履 修 単 位 数		30	2	10	16	0	0	
必修科目 (主要科目)	総合工学ゼミ	1				1		IV
	総合デジタルデザイン工学	1				1		IV
	デジタルデザイン応用工学	1				1		IV・V
	デジタルデザイン実践工学	4				2	2	III・IV
	工学実験・実習	5				3	2	II
	応用物理	2				2 ^{*(一)}		II
	物理化学	2				2		II
	機器分析	2				2 ^{*(一)}		II
	無機化学	2				2		II
	有機化学	2				2		II
	環境とエネルギー	1					1	I・II
	工業英語	2				1	1	II
	材料化学	2				2 ^{*(一)}		II
	化学工学	2				2		III
	生物工学基礎	1				1		
	外国語雑談会	1					1	
	有機材料化学	1					1	
	電気化学	1					1	
	地球環境科学	1					1	
	物質化学実験	1				1		
	生物化学	2				2		
	計測制御	2					2 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		39	0	0	0	27	12	
選択科目	デジタルデザイン実践工学	1	1					I
	半導体工学	1				1 ^{*(一)}	1 ^{*(一)}	
	薬学概論	1						
	生産工学	1					1 ^{*(一)}	
	無機材料化学	2					2 ^{*(一)}	
	応用有機化学	2					2 ^{*(一)}	
	生物物理化学	2					2 ^{*(一)}	
	分子生物学	2					2 ^{*(一)}	
履 修 単 位 数		12	1	0	0	1	10	

*印は学則第13条3項に基づく学修単位

(一) は講義、(二)は演習、ゼミ、*(三)は実験、実習である

専 攻 科(生産システム工学専攻)

一般科目・共通専門科目(各コース共通) (令和7年度 専攻科第1学年に係る教育課程)

区分	必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
一 般 科 目	必修 科目	総 合 実 践 英 語 I	2	2				1科目以上 修得すること
		総 合 実 践 英 語 II	2		2			
		小 計	4	2	2			
	選択 科目	地 域 政 策 論	2				2	
		環 境 社 会 学	2				2	
		日 本 学 特 論	2		2			
		小 計	6		2		4	
開 設 単 位 合 計			10	2	4		4	
専 門 科 目	必修 科目	総 合 技 術 論	2	2				
		実践的デザイン工学実習	2	2				
		応 用 代 数	2	2				
		物 理 学 特 論	2		2			
		創 造 工 学 実 習	2	1	1			
		技 術 者 倫 理	2		2			
		専 攻 科 研 究 I	8	4	4			
		専 攻 科 研 究 II	8			4	4	
		専 攻 科 実 験	2	2				
		小 計	30	13	9	4	4	
	必修 選択 科目	イ ン タ ー ン シ ッ プ	2	2				どちらかを必ず 修得すること
		長期インターンシップ	3～4	3～4				
		応 用 解 析 特 論	2				2	3科目以上 修得すること
		固 体 物 理 学	2		2			
		デ ー タ 解 析	2			2		
		経 営 工 学	2	2				
		数 値 計 算	2			2		
		安 全 工 学	2	2				
		学 際 融 合 研 究	2		2			
		小 計	16以上	16以上				
開 設 単 位 合 計			46以上	19以上	13以上	8以上	6以上	

専 攻 科(生産システム工学専攻)

一般科目・共通専門科目(各コース共通) (令和7年度 専攻科第2学年に係る教育課程)

区分	必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
一 般 科 目	必修 科目	総 合 実 践 英 語 I	2	2				1科目以上 修得すること
		総 合 実 践 英 語 II	2		2			
		小 計	4	2	2			
	選択 科目	地 域 政 策 論	2		2			
		環 境 社 会 学	2		2			
		日 本 学 特 論	2				2	
		小 計	6		4		2	
開 設 単 位 合 計			10	2	6		2	
専 門 科 目	必修 科目	総 合 技 術 論	2	2				
		実践的デザイン工学実習	2	2				
		応 用 代 数	2	2				
		物 理 学 特 論	2		2			
		創 造 工 学 実 習	2	1	1			
		技 術 者 倫 理	2		2			
		専 攻 科 研 究 I	8	4	4			
		専 攻 科 研 究 II	8			4	4	
		専 攻 科 実 験	2	2				
		小 計	30	13	9	4	4	
	必修 選択 科目	インターンシップ	2	2				どちらかを必ず 修得すること
		長期インターンシップ	3～4	3～4				
		応 用 解 析 特 論	2		2			3科目以上 修得すること
		固 体 物 理 学	2				2	
		デ ー タ 解 析	2	2				
		経 営 工 学	2			2		
		数 値 計 算	2	2				
		安 全 工 学	2			2		
		小 計	14以上	14以上				
開 設 単 位 合 計			44以上	19以上	11以上	8以上	6以上	

専 攻 科 (生産システム工学専攻)

機械・制御コース(MCコース)

(令和7年度 専攻科第1学年に係る教育課程)

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
必修 科目	実 践 電 気 電 子 工 学	2			2		関連科目
	材 料 科 学	2			2		関連科目
	材 料 力 学 特 論	2	2				
	流 体 機 械	2		2			
	小 計	8	2	2	4	0	
選択 科目	材 料 設 計 学	2			2		5科目以上 修得すること
	塑 性 加 工 学	2	2				
	応 用 機 構 学	2				2	
	セ ン サ 工 学	2				2	
	制 御 工 学 特 論	2		2			
	設 計 工 学	2		2			
	シ ス テ ム 計 画 学	2		2			
	小 計	14	2	6	2	4	
開 設 単 位 合 計		22	4	8	6	4	

専 攻 科 (生産システム工学専攻)

機械・制御コース(MCコース)

(令和7年度 専攻科第2学年に係る教育課程)

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
必修 科目	実 践 電 気 電 子 工 学	2			2		関連科目
	材 料 科 学	2			2		関連科目
	材 料 力 学 特 論	2	2				
	流 体 機 械	2		2			
	小 計	8	2	2	4	0	
選択 科目	材 料 設 計 学	2	2				5科目以上 修得すること
	塑 性 加 工 学	2			2		
	応 用 機 構 学	2		2			
	セ ン サ 工 学	2		2			
	制 御 工 学 特 論	2				2	
	設 計 工 学	2				2	
	シ ス テ ム 計 画 学	2				2	
	小 計	14	2	4	2	6	
開 設 単 位 合 計		22	4	6	6	6	

専 攻 科(生産システム工学専攻)

電気電子・情報コース(EIコース)

(令和7年度 専攻科第1学年に係る教育課程)

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
必修科目	基 礎 工 業 力 学	2			2		関連科目
	材 料 科 学	2			2		関連科目
	集 積 回 路 設 計	2	2				
	デ ー タ サ イ エ ン ス	2		2			
	小 計	8	2	2	4	0	
選択科目	シミュレーション工学	2	2				5科目以上 修得すること
	電 磁 気 応 用 工 学	2		2			
	伝 送 シ ス テ ム 工 学	2				2	
	信 号 処 理 特 論	2	2				
	セ ン サ 工 学	2				2	
	計 算 機 シ ス テ ム	2		2			
	応用コンピュータグラフィクス	2				2	
	シ ス テ ム 計 画 学	2		2			
	小 計	16	4	6	0	6	
開 設 単 位 合 計		24	6	8	4	6	

専 攻 科(生産システム工学専攻)

電気電子・情報コース(EIコース)

(令和7年度 専攻科第2学年に係る教育課程)

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
必修科目	基 礎 工 業 力 学	2			2		関連科目
	材 料 科 学	2			2		関連科目
	集 積 回 路 設 計	2	2				
	デ ー タ サ イ エ ン ス	2		2			
	小 計	8	2	2	4	0	
選択科目	シミュレーション工学	2			2		5科目以上 修得すること
	電 磁 気 応 用 工 学	2				2	
	伝 送 シ ス テ ム 工 学	2	2				
	信 号 処 理 特 論	2			2		
	セ ン サ 工 学	2		2			
	計 算 機 シ ス テ ム	2				2	
	応用コンピュータグラフィクス	2		2			
	シ ス テ ム 計 画 学	2				2	
	小 計	16	2	4	4	6	
開 設 単 位 合 計		24	4	6	8	6	

専 攻 科(生産システム工学専攻)

応用化学コース(ACコース)

(令和7年度 専攻科第1学年に係る教育課程)

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
必修科目	実 践 電 気 電 子 工 学	2			2		関連科目
	基 礎 工 業 力 学	2			2		関連科目
	工 業 分 析 化 学	2	2				
	高 分 子 材 料 化 学	2		2			
	小 計	8	2	2	4	0	
選択科目	構 造 有 機 化 学	2			2		5科目以上 修得すること
	生 物 資 源 利 用 化 学	2	2				
	反 応 速 度 論	2		2			
	応 用 電 気 化 学	2				2	
	生 物 機 能 工 学	2		2			
	環 境 化 学	2				2	
	ゲ ノ ム 工 学	2		2			
	小 計	14	2	6	2	4	
開 設 単 位 合 計		22	4	8	6	4	

専 攻 科(生産システム工学専攻)

応用化学コース(ACコース)

(令和7年度 専攻科第2学年に係る教育課程)

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学年・学期別割当				備 考
			1年		2年		
			前期	後期	前期	後期	
必修科目	実 践 電 気 電 子 工 学	2			2		関連科目
	基 礎 工 業 力 学	2			2		関連科目
	工 業 分 析 化 学	2	2				
	高 分 子 材 料 化 学	2		2			
	小 計	8	2	2	4	0	
選択科目	構 造 有 機 化 学	2	2				5科目以上 修得すること
	生 物 資 源 利 用 化 学	2			2		
	反 応 速 度 論	2				2	
	応 用 電 気 化 学	2		2			
	生 物 機 能 工 学	2				2	
	環 境 化 学	2		2			
	ゲ ノ ム 工 学	2				2	
	小 計	14	2	4	2	6	
開 設 単 位 合 計		22	4	6	6	6	

鶴岡工業高等専門学校学生準則

制 定 昭和38年4月1日
最終改正 令和 5年1月6日

第1章 総 則

- 第1条** この準則は、学則第34条の規定により、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。
- 第2条** 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書、保護者等

- 第3条** 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により、保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。
- 第4条** 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。
- 第5条** 削除
- 第6条** 保護者等が、死亡、転居、姓名の変更その他一身上の異動があったときは、保護者等の連署を得て別記第1号の様式を再提出するとともに、別記第2号の様式により保護者等変更異動届を提出しなければならない。

第3章 学 生 証

- 第7条** 本校の学生は、入学時に本校が交付する学生証を携帯し、本校教職員の請求があった時は、いつでもこれを提示しなければならない。
- 第8条** 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。
- 第9条** 次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、直ちに校長に届け出て再交付を受けなければならない。

- 一 学生証を紛失したとき
- 二 学生証を毀損したとき
- 三 学生証の有効期間終了後も引き続き在学することが決まったとき

第4章 休学、退学、欠席等

第10条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任教員を経て、校長に対して別記第3号の様式による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記第4号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第12条 学生が退学しようとするときは、別記第5号の様式による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第13条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第14条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第6号による住居変更届を校長に提出しなければならない。

第15条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て校長に別記第7号（1、2）の様式による欠席、欠課・遅刻・早退届を提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

第16条 父母近親の喪に服するときは、別記第8号の様式による忌引願を学級担任教員を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母1日とする。

3 葬儀のため、遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

第5章 服 装

第17条 学生の服装は、1～3年生は制服とし、靴履きとする。

2 制服の制式については、別表のとおりとする。

3 卒業式における服装は、制服、スーツ又は和服とする。

4 学生が制服以外の衣服を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

第6章 健康診断

第18条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第19条 校長は必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第7章 学生会等

第20条 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会をおく。

第21条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第22条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

五 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第23条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反

してはならない。

- 一 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- 二 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- 三 学生は、学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加すること。
- 四 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、又、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- 五 学生会は、学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- 六 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができること。

第24条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第25条 学生会に、総会、評議会、役員会及び部を置く。

- 2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 役員は、評議会において互選し、学生会の事務を処理する。
- 5 部の種類は、文化部及び体育部とする。
- 6 部をその活動内容に応じて分ける。
- 7 学生は、その希望によって部に所属するものとする。
- 8 その他必要な事項は、学生会基準による。

第26条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。
規約の変更についても同様とする。

- 2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。
名称、目的、組織、会計

第27条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第28条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総

括する。

2 各部にそれぞれ顧問教員を置く。

3 顧問教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに、それぞれの部の活動の指導にあたる。

第29条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上が記名のうえ、あらかじめ学生主事を経て、校長に別記第9号の様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

第30条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずることがある。

第31条 学生が、個人又は団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者が記名のうえ、あらかじめ学生主事を経て、校長に別記第10号の様式による校外団体参加願を提出し、その許可を受けなければならない。

第32条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

第8章 集 会

第33条 学生が、校内において、又は校外において本校名あるいはそれに類する名称を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設、設備の名称、参加者数等を記載した別記第11号の様式による集会（催物その他の行事）許可願を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

第34条 前条の場合、本校学生の本分にもとめるような行為が認められるときは、その中止を令ずることがある。

第9章 印刷物の配布及び販売

第35条 学生が校内において、又は校外において雑誌、新聞、パンフ

レット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物2部を添えて、その配布（販売）印刷物名、配布（販売）先、配布（販売）方法等を記載した別記第13号の様式による印刷物（配布・販売）許可願を、あらかじめ学生主事を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

第10章 掲 示

第36条 学生が、校内において、又は校外においてビラ、ポスター類を掲示しようとするときは当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出してその許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときには、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第11章 施設・設備の使用

第37条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した別記第12号の様式による施設・設備使用許可願を、あらかじめ学生主事を経て、校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りでない。

第12章 専攻科学生への準用

第38条 第2条から第14条まで、第18条、第19条及び第29条から第37条までの規定は、専攻科学生に準用する。ただし、第10条中「学級担任教員」とあるのは「専攻科コース長」と読み替えるものとする。

第13章 雑 則

第39条 本則施行に際して必要があるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和 3 8 年 4 月 1 日から施行する。

⌋

(略)

⌋

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

誓 約 書

鶴岡工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校

創造工学科

ふ り が な

氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和 3 年 2 月 18 日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

ふ り が な

氏 名 (自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条、第 6 条の 4 及び第 7 条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては 3 親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

様式第 2 号

担任教員

保護者等 変更届
異 動

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 _____年 _____ (組・コース)
生産システム工学専攻 _____年 _____コース
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

下記のとおり保護者等 を 変 更 し ましたのでお届けします。
に異動があり

記

- 1. 変更 (異動) 事由 保護者等の変更・住所・改姓・その他 ()
- 2. 理 由 _____
- 3. 変更 (異動) 期日 令和 _____年 _____月 _____日
- 4. 学納金振替口座の変更 _____有 ・ 無 _____ (有の場合は別途手続きが必要です)

以下該当する事項を記入すること

○ 保護者等の変更

旧保護者等氏名

新保護者等氏名 _____ 本人との続柄 _____

生年月日 昭和・平成 _____年 _____月 _____日生

新保護者等住所 _____

Tel _____

○住所・改姓・その他 ()

変更前 _____

変更後 _____

Tel _____

様式第3号

休 学 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

保護者等氏名

下記の事由により休学したいので許可くださるようお願いします。

記

1 休学の事由

2 休学の期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(備考) 病気の場合は医師の診断書を添付すること。

様式第4号

復 学 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

保護者等氏名

下記により休学中のところ、令和 年 月 日から復学したいのでご許可くださるようお願いします。

記

1 休学の事由

2 休学の期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(備考) 1 病気による休学の場合は、復学に支障ない旨の医師の診断書を添付すること。

2 休学期間満了とともに復学しようとする者も、復学願を提出すること。

様式第5号

退 学 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

保護者等氏名

下記の事由により退学したいので許可くださるようお願いします。

記

1 事 由

2 退学希望年月日 令和 年 月 日

(備考) 病気の場合は医師の診断書を添付すること。

様式第6号

住 居 変 更 届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

保護者等氏名

下記のとおり住居を変更しましたのでお届けします。

記

1 新 住 所

2 旧 住 所

3 変 更 期 日 令和 年 月 日

様式第 7 号の 1

欠 席 届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

保護者等氏名

下記により欠席したいのでお届けします。

記

1 事 由

2 欠 席 日 時

- (備考) 1 事前にこの届を提出できなかった場合は、その理由を記入すること。
- 2 病気のため 1 週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

様式第 7 号の 2

欠 課・遅 刻・早 退 届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

下記により 欠課・遅刻・早退したいのでお届けします。

記

1 事 由

2 日 時

(備考) 事前にこの届を提出できなかった場合は、その理由を記入すること。

様式第8号

忌 引 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

創造工学科 年 (組・コース)

氏 名

保護者等氏名

下記により忌引したいので許可くださるようお願いします。

記

1 死亡者の氏名および続柄

2 忌 引 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(注) 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母1日。

様式第9号

學生團體結成願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

責任代表者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記のとおり団体を結成したいのでご許可くださるようお願いします。

記

1	団体の名称	
2	目的	
3	組織	
4	団体結成期日令和年月日	令和 年 月 日
5	顧問教員	
6	団体規約	(別添)
7	会員名簿	(別添)

(備考) 責任代表者2名以上が記名すること。

令和 年 月 日				
上記の願出について許可する。 しない。				
校 長	学生主事	副学生主事	担任教員	顧問教員
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

様式第10号

校外行事
団体参加願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

責任代表者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記のとおり校外

☐行事
☐団体

に参加したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1 名 称	
2 所在地（参加の場所）	
3 参 加 の 目 的	
4 参 加 の 時 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
5 目的・規約及び 役員に関する事項	(別 添)
6 参 加 者 名 簿	(別 添)

令和 年 月 日				
上記の願出について許可 する。 しない。				
校 長	学生主事	副学生主事	担任教員	顧問教員
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

様式第 1 1 号

集 会 許 可 願
行 事

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

責任代表者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \square \text{集会} \\ \square \text{行事} \end{array} \right\}$ を行いたいのでご許可くださるようお願いします。

記

1 名 称	
2 主 催 者	
3 日 時	令和 年 月 日
4 場 所	
5 使用施設・設備	
6 参 加 者	(別 添)

(備考) 集会・行事を行う 1 週間以前に提出すること。

令和 年 月 日				
上記の願出について許可する。 しない。				
校 長	学生主事	副学生主事	担任教員	顧問教員
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

様式第12号

施設・設備使用許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

願出責任者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記のとおり使用したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1 使用する施設・設備	
2 使用者（団体名）	
3 使用目的	
4 使用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで

(備考) 本願書は学生課学生係に提出すること。

令和 年 月 日					
上記の願出について許可する。 しない。					
校 長	学生主事	副学生主事	担任教員	顧問教員	
事務部長	総務課長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

様式第13号

印刷物（配布・販売）許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

所属団体名			
創造工学科		年	組・コース
氏名			

別添印刷物を下記により（☐配布・☐販売）したいのでご許可くださるようお願い
します。

記

1 配布・販売印刷物名	
2 配布・販売先	
3 配布・販売方法	

- (備考) 1 印刷物は必ず2部添付のこと。
2 顧問教員、学生主事を経て学生係に提出のこと。

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。					
校 長	学生主事	副学生主事	担任教員	顧問教員	
事務部長	総務課長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

制 服 の 制 式

- ・ブレザー
紺， 2 釦シングル（Ⅰ型・Ⅱ型）
- ・スラックス，夏スラックス
グレー格子（Ⅰ型・Ⅱ型）
- ・スカート，夏スカート
ブルーチェック，車ヒダ
- ・長袖シャツ，半袖シャツ
白，レギュラー型（Ⅰ型・Ⅱ型）
- ・ネクタイ
ブルー・ホワイト・ブラウン，
レギュラー式（Ⅰ型・Ⅱ型）

Ⅰ型は男子体型用，Ⅱ型は女子体型用となります

創造工学科における学業成績の評価 並びに進級及び卒業の認定に関する規程

制 定 平成26年12月10日

最終改正 令和 7年 1月 8日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、鶴岡工業高等専門学校学則に基づき、創造工学科第1学年から第5学年における、試験、学業成績の評価、授業科目（以下「科目」という。）及びその単位の修得の認定並びに進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試 験

(定期試験)

第2条 定期試験は、前期末及び後期末に行う。

2 第1学年から第3学年にあつては、期間を定めて行う。

3 第1項の試験を行わないで評価し得る科目については、これを実施しないことがある。

(中間試験)

第3条 中間試験は、学習指導上必要と認める科目について、各期の中間に行う。

2 第1学年から第3学年にあつては、期間を定めて行う。

(追試験)

第4条 定期試験又は中間試験を、病気（医師の診断書がある場合に限る）、忌引その他やむを得ない理由で、受験できなかった学生に対しては、原則追試験を行う。

2 追試験を受けようとする者は、受験前に欠席届（鶴岡工業高等専門学校学生準則様式第7号の1）に、病気の場合は医師の診断書を、忌引その他やむを得ない理由の場合はその内容を証明できるものを添付したうえで校長に提出しなければならない。

(再試験)

第5条 定期試験、レポートなどのシラバスに定めた総合評価による評価点が50点(第4学年、第5学年にあつては60点)に満たなかった学生を対象として、試験返却後の一定期間に再試験(レポートなどの再提出も含む)を行うことができる。

2 前項の試験の対象となる学生は、再試験受験願(様式1号)を学級担任及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

(追認試験)

第6条 修得できなかった科目(以下「未修得科目」という。)があつて進級した学生は、第3学年までを限度として、当該科目の修得のため、追認試験を受けなければならない。

2 前項に該当する学生は、追認試験受験願(様式2号)を学級担任及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

(単位追認試験)

第7条 第4学年及び第5学年を対象とし、前学年において履修した科目のうち、修得できなかった科目(以下「未修得科目」という。)があつて進級した学生については、前学年の科目に限り、当該科目の単位の修得のため、単位追認試験を行うことができる。

2 前項の試験を受けようとする学生は、単位追認試験受験願(様式3号)を学級担任又は指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

第3章 学業成績の評価、科目の履修、修得及び単位の修得の認定

(学業成績の評価)

第8条 学業成績の評価は、各期末に行う。ただし、卒業研究の評価は、学年末に行う。

2 各期の評価は、試験の成績、学習状況及び出席状況等を考慮し、各科目100点法で行う。

3 学年の評価は、各期の評価を総合したものとする。

4 出席時数が、出席すべき時数の4分の3に満たない学生については、その科目の学年の評価は行わない。

5 出席日数が、出席すべき日数の4分の3に満たない学生については、全科目の学年の評価は行わない。

6 休学した者については、前二項の規定によらず、全科目の学年の評価は行わない。

7 追試験の評価は100点法で行う。ただし、第4条第2項に定める手続きを怠った者の追試験は零点とする。

8 再試験の評価は50点（4、5年生にあつては60点）を上限とする。

9 追認試験及び単位追認試験の評価は、追認試験については、当該年度の11月末日までに行い、50点を上限とし、単位追認試験については、当該年度の11月末日までに行い、60点を上限とする。

（成績通知及び意見申し立て）

第9条 前期末及び学年末に総合成績評価結果を、保護者を通じて学生に通知し、期間を定めて意見申し立ての機会を設ける。

（科目の履修の認定）

第10条 出席時数が、出席すべき時数の4分の3以上の科目については、履修したものとして認定する。

（科目とその単位の修得の認定）

第11条 履修した科目の学年の評価が、第1学年から第3学年については、50点以上の科目とその単位を修得したものとして認定する。

2 履修した科目の学年の評価が、第4学年及び第5学年については、60点以上の科目とその単位を修得したものとして認定する。

（試験を受けなかった場合）

第12条 正当な理由がなく、定期試験、中間試験及び追試験を受けなかった学生については、当該科目の試験の成績は零点とする。

（不正行為を行った場合）

第13条 定期試験、中間試験、追試験及び再試験で不正行為を行った学生については、当該期に実施した定期試験又は中間試験の全科目の試験の成績を零点とする。

第4章 進級の認定

（進級及び卒業の認定）

第14条 進級及び卒業の認定は、教員会議を経て、校長が行う。

2 進級の認定にあたっては、原則として次の各号の基準に該当していなければならない。

- 一 別表 1 に掲げる科目とその単位を修得していること。
- 二 第 1 学年から第 3 学年については、当該学年までの累積未修得科目が 2 科目以下であること。
- 三 第 1 学年から第 3 学年については、各学年に掲げる必修科目を履修していること。

(第 10 条に掲げる履修の認定)

- 四 第 1 学年からその学年までに、修得した科目の累積修得単位数（追認された科目の単位数も含む。）が別表 2 に掲げる単位数に達していること。
 - 五 第 1 学年から第 3 学年において、特別活動の出席時数が出席すべき時数の 4 分の 3 以上であること。
- 3 別に定める鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程により認定された単位数は、第 1 学年から第 3 学年については前項第三号による累積修得単位数に加算することができず、第 4 学年及び第 5 学年については前項第三号による累積修得単位数に加算することができる。
- 4 卒業の認定にあたっては、原則として次の各号の基準に該当していなければならない。
- 一 第 5 学年において、第 2 項に掲げる要件を満たしていること。
 - 二 卒業研究の評価が可上であること。

(原級留置)

第 15 条 進級又は卒業を認定されない学生は原級留置とし、その学年の科目を再履修しなければならない。

ただし、第 4 学年及び第 5 学年については、その評価が可上であった科目（CO-OP 実習を含む）及び合格と判定された科目（インターンシップ、校外実習を含む）については、履修を免除することができる。

- 2 原級留置になった学生が、原級留置になった年度において修得した科目とその単位は無効とする。

ただし、第 4 学年及び第 5 学年については、前年度以前の当該学年において評価が可上であった科目（CO-OP 実習を含む）及び合格と判定された科目（インターンシップ、校外実習を含む）について第 3 項による履修免除願を提出して承認された場合は、その学年の科目及び単位を既に修得したものとして認定し、その評価をその学

年の評価とする。

- 3 前項ただし書前段に該当すると認められる科目については、履修免除願（様式 3 号）を学級担任又は指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出し履修免除の承認を受けることができる。

第 5 章 雑 則

（学業成績の評語）

- 第 1 6 条** 学業成績の評語で表す場合は、優、良、可及び不可とし、その区分は次のとおりとする。

第 1 学年から第 3 学年

評 語	優	良	可	不可
評価点	100～80	79～60	59～50	49 以下

第 4 学年及び第 5 学年

評 語	優	良	可	不可
評価点	100～80	79～70	69～60	59 以下

（記録）

- 第 1 7 条** 各科目の学年における学業成績の評語及び進級及び卒業の認定の結果は、指導要録に記録しなければならない。

（成績通知票）

- 第 1 8 条** 前期及び学年の評価は、成績通知票により保護者に通知する。

- 2 成績通知票には、1 0 0 点法で記載する。

（学業成績証明書）

- 第 1 9 条** 学業成績証明書には、修得した科目について第 1 6 条に定める評語をもって記載する。

- 2 原級留置になった学生の場合は、再履修した学業成績の評価を記載する。その場合、履修免除願を提出し承認を受けた科目については、再履修したものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、創造工学科在籍者に適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学者に係る校外実習の取扱いについては、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 6 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前の入学者に係る取扱いについては、第 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

別表 1

学年別必修得科目

【学科共通】

学 科 別	授 業 科 目	学 年 別
創造工学科	創 造 基 礎 実 習	1 年

【コース別】

コ ー ス 別	授 業 科 目	学 年 別
機 械 コ ー ス	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	機 械 製 図	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	機 械 設 計 製 図 I	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年
	機 械 設 計 製 図 II	5 年
電 気 ・ 電 子 コ ー ス	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	電 気 電 子 製 図	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年
情 報 コ ー ス	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	デジタル・ファブリケーション I	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	デジタル・ファブリケーション II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年
化 学 ・ 生 物 コ ー ス	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	物 質 化 学 実 験 I	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	物 質 化 学 実 験 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年

コ ー ス 別	授 業 科 目	学 年 別
デジタルデザインコース (機械系)	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	機 械 製 図	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	機 械 設 計 製 図 I	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年
	機 械 設 計 製 図 II	5 年
デジタルデザインコース (電気・電子系)	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	電 気 電 子 製 図	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年
デジタルデザインコース (情報系)	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	デジタル・ファブ리케이션 I	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	デジタル・ファブ리케이션 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年
デジタルデザインコース (化学・生物系)	工 学 実 験 ・ 実 習 I	2 年
	物 質 化 学 実 験 I	2 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 II	3 年
	物 質 化 学 実 験 II	3 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 III	4 年
	工 学 実 験 ・ 実 習 IV	5 年

※化学・生物コースの「物質化学実験Ⅰ」及び「物質化学実験Ⅱ」については、令和３年度入学者から適用し、原級留置となった者はその属する学年の学生と同様に扱う。

別表 2

累積修得単位数

学 年 別	累積修得単位数	備 考
第 3 学 年	9 5 単位以上	
第 4 学 年	1 3 0 単位以上	
第 5 学 年	1 6 7 単位以上	累積修得単位数のうち、一般科目については 7 5 単位以上、専門科目については 8 2 単位以上とする。

試 験 心 得

◎受験者の守るべき事項

1. 厳正な態度で受験し、カンニング等の不正行為は絶対にしない。
2. 筆記試験の場合は、HB以上の濃い、明瞭な筆記による答案を提出する。
3. 出席番号順に着席する。
4. 持ち物はあらかじめ教室の前方または後方に置き、机の中に物を入れない。
5. 携帯電話等（スマートフォン、ウェアラブル端末を含む。）は他の持ち物と一緒に置き、必ず電源を切る。
6. 机上には筆記用具及び許可された物以外置かない。
7. 受験中の物の貸し借りはできない。
8. 試験中の携帯電話等（スマートフォン、ウェアラブル端末を含む。）の使用は、教員から指示があった場合を除き、禁止する。
9. 遅れて入室できるのは開始 30 分まで、退出できるのは 30 分経過後とする。ただし、第 1 学年から第 3 学年までは原則として退出できない。
10. いったん退出した者の再入室はできない。

備考

この試験心得と注意事項は令和 3 年度から適用する。

創造工学科第4学年及び第5学年の授業科目履修方針

教 務 委 員 会

モデルコアカリキュラム等評価検討委員会

制 定 平成27年12月 3日

最終改正 令和 6年10月11日

(目的)

1. この方針は、第4学年及び第5学年における、授業科目の履修方針について定めることを目的とする。

(履修方法)

2. 各コース分野の履修モデル（別紙様式）に基づき、選択科目を除いた履修科目を原則全て履修する。

(他コース分野の履修)

3. 履修モデル以外の他コース分野の履修については、配属予定の卒業研究および資格試験認定に必要な場合に限り教務委員会の議を得て許可することができる。
4. 前項に関わらず、第5学年においては、次の科目の履修を願い出ることができるものとし、教務委員会の議を得て許可する。ただし、時間割や設備、機器の数量等から、履修が認められない場合がある。

開講コース	科目名	単位数
電気・電子コース	ネットワークシステム	2

5. 他コース分野を履修する際に学修単位の合計が、自コース分野の修得単位数及び履修予定単位数合わせて60単位を超える場合は許可しない。

履 修 モ デ ル(機械コース)

令和7年度 第1学年用

科目 区分	1年	単 位 数	2年	単 位 数	3年	単 位 数	4年	単 位 数	5年	単 位 数	単 位 計
一般 科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2					
	物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
	生物	1	保健・体育Ⅱ	2							
	音楽	1									
	保健・体育Ⅰ	3									
小計		29		24		19		5		4	81
専門 科目 (機械コース)	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	総合工学Ⅲ	1	総合工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	91
	地域コミュニティ学	1	総合工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	
	総合工学Ⅰ	1	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ(M)	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12	
	創造基礎実習	2	情報処理Ⅰ(M)	1	情報処理Ⅱ(M)	1	総合工学ゼミ	1	数値解析(M)	1	
	総合情報工学Ⅰ	1	電気基礎Ⅰ	1	電気基礎Ⅱ	1	応用物理Ⅱ(M)	2	機械力学Ⅱ	1	
			機械製図	2	材料力学Ⅰ(M)	2	情報処理Ⅲ(M)	1	熱力学演習	1	
			総合情報工学Ⅱ	1	材料学Ⅰ	2	材料力学Ⅱ(M)	2	水力学演習	1	
					工業力学	2	材料学Ⅱ	1	工業英語(M)	1	
					生産加工学	2	機械力学Ⅰ	1	機械設計製図Ⅱ	3	
					総合情報工学Ⅲ	1	機械要素設計	2	医療福祉機器工学Ⅰ	1	
							デザイン工学	1	メカトロニクス	1	
							熱力学	2	制御工学Ⅱ	2	
							水力学	2			
							機構学	1			
							機械設計製図Ⅰ	4			
							電子回路(M)	1			
							マイコン制御	1			
							総合情報工学Ⅳ	1			
							制御工学Ⅰ	2			
									生産工学	1	
									精密加工学	1	
									エネルギー変換工学	1	
小計		6		9		16		32		29	94
合計		35		33		35		37		33	175

履 修 モ デ ル(電気・電子コース)

令和7年度 第1学年用

科目 区分	1年	単 位 数	2年	単 位 数	3年	単 位 数	4年	単 位 数	5年	単 位 数	単 位 計
一般 科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2					
	物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
	生物	1	保健・体育Ⅱ	2							
	音楽	1									
	保健・体育Ⅰ	3									
小計		29		24		19		5		4	81
専門 科目(電気・電子コース)	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	総合工学Ⅲ	1	総合工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	90
	地域コミュニティ学	1	総合工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	
	総合工学Ⅰ	1	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ(E)	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12	
	創造基礎実習	2	プログラミング演習	1	情報処理Ⅱ(E)	1	総合工学ゼミ	1	発変電工学	2	
	総合情報工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ(E)	1	電気磁気学Ⅰ	2	応用物理Ⅱ(E)	2	制御工学(E)	2	
			電気回路Ⅰ	2	電気回路Ⅱ	2	情報処理Ⅲ(E)	1	計算機工学	2	
			総合情報工学Ⅱ	1	電気機器Ⅰ	1	電気磁気学Ⅱ	2	機械工学概論(E)	1	
					電子工学	2	電気磁気学演習	1	工業英語(E)	1	
					電気電子計測	2	電気回路Ⅲ	1	電気法規及び電気施設管理	1	
					総合情報工学Ⅲ	1	電気回路演習	1	送配電工学	2	
							電気電子材料	2	ネットワーク演習	1	
							通信工学	2	パワーエレクトロニクス		
							情報通信	1			
							デジタル回路	2			
							電子回路(E)	2			
							電子回路演習	1			
							電気電子製図	2			
							電気機器Ⅱ	2			
							総合情報工学Ⅳ	1			
							ディジタル信号処理(E)	2	電子回路設計(E)	1	
							高電圧工学		電気機器設計		
									マイクロコンピュータ	2	
									電気応用		
									医療福祉機器工学	1	
									生産工学	1	
小計		6		9		16		33		33	97
合計		35		33		35		38		37	178

☐ どちらかを選択する。

履 修 モ デ ル(情報コース)

令和7年度 第1学年用

科目 区分	1年	単 位 数	2年	単 位 数	3年	単 位 数	4年	単 位 数	5年	単 位 数	単 位 計
一般 科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2					
	物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
	生物	1	保健・体育Ⅱ	2							
専門 科目 (情報コース)	音楽	1									88
	保健・体育Ⅰ	3									
	小計	29		24		19		5		4	
	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	総合工学Ⅲ	1	総合工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	
	地域コミュニティ学	1	総合工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	
	総合工学Ⅰ	1	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ(Ⅰ)	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12	
	創造基礎実習	2	ソフトウェア概論Ⅰ	1	ソフトウェア概論Ⅱ	1	総合工学ゼミ	1	情報ネットワーク	1	
	総合情報工学Ⅰ	1	コンピュータ概論Ⅰ	1	コンピュータ概論Ⅱ	1	応用物理Ⅱ(Ⅰ)	2	計測工学	1	
			ソフトウェア演習Ⅰ	1	ソフトウェア演習Ⅱ	2	信号処理	2	工業英語Ⅱ(Ⅰ)	1	
			デジタル・ファブ리케이션Ⅰ	1	デジタル・ファブ리케이션Ⅱ	1	数値解析(Ⅰ)	2	IoTシステム	1	
選択 科目			総合情報工学Ⅱ	1	電気・電子回路Ⅰ	2	論理回路	2	ソフトウェア演習Ⅳ	2	6
					組込みシステム概論	1	工業英語Ⅰ(Ⅰ)	1	ソフトウェア開発	2	
					データサイエンス概論	1	情報理論	2	計算機構成論	2	
					情報数学Ⅰ	1	ソフトウェア構成論	2	システム制御	2	
					総合情報工学Ⅲ	1	情報セキュリティ	2			
							組込みシステム応用	2			
							データベース応用	1			
							電気・電子回路Ⅱ	1			
							ソフトウェア演習Ⅲ	1			
							総合情報工学Ⅳ	1			
小計		6		9		16		31		32	94
	合計	35		33		35		36		36	

履 修 モ デ ル(化学・生物コース)

令和7年度 第1学年用

科目区分	1年	単 位 数	2年	単 位 数	3年	単 位 数	4年	単 位 数	5年	単 位 数	単 位 計
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2					
	物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
	生物	1	保健・体育Ⅱ	2							
	音楽	1									
	保健・体育Ⅰ	3									
小計		29		24		19		5		4	81
専門科目(化学・生物コース)	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	総合工学Ⅲ	1	総合工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	91
	地域コミュニティ学	1	総合工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	
	総合工学Ⅰ	1	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12	
	創造基礎実習	2	分析化学	2	無機化学Ⅰ	2	総合工学ゼミ	1	環境とエネルギー	1	
	総合情報工学Ⅰ	1	基礎生物学Ⅰ	1	有機化学Ⅰ	2	応用物理Ⅱ(B)	2	工業英語Ⅱ(B)	1	
			物質化学実験Ⅰ	1	物理化学Ⅰ	2	物理化学Ⅱ	2	計測制御	2	
			総合情報工学Ⅱ	1	基礎生物学Ⅱ	1	機器分析	2	外国語雑誌会	1	
					化学工学Ⅰ	1	無機化学Ⅱ	2	生物物理化学	2	
					物質化学実験Ⅱ	2	有機化学Ⅱ	2	分子生物学	2	
					総合情報工学Ⅲ	1	生物化学	2	応用有機化学	2	
							工業英語Ⅰ(B)	1	無機材料化学	2	
							材料化学	2	有機材料化学	1	
							化学工学Ⅱ	2	地球環境科学	1	
							生物工学基礎	1	電気化学	1	
							物質化学実験Ⅲ	1			
							総合情報工学Ⅳ	1			
選択科目							半導体工学	1	半導体工学	1	3
							薬学概論		薬学概論		
								生産工学	1		
小計		6		9		16		29		34	94
合計		35		33		35		34		38	175

 どちらかを選択する。

履修モデル(デジタルデザインコース機械系)

令和7年度 第1学年用

科目区分		1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位計			
一般科目	履修科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81			
		地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2				
		倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1				
		数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3								
		数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2								
		英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2								
		英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2								
		化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2								
		物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2								
		生物	1	保健・体育Ⅱ	2										
音楽	1														
保健・体育Ⅰ	3														
小計		29		24		19		5		4	81				
専門科目 (デジタルデザインコース 機械系)	履修科目	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅲ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	96			
		地域コミュニティ学	1	デジタルデザイン応用工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2				
		創造基礎実習	2	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ (M)	2	応用数学Ⅰ	1	卒業研究	12				
		総合デジタルデザイン工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ (M)	1	情報処理Ⅱ (M)	1	総合工学ゼミ	3	数値解析 (M)	1				
		総合情報工学Ⅰ		電気基礎Ⅰ	1	電気基礎Ⅱ	1	応用物理Ⅱ (M)	2	機械力学Ⅱ	1				
		デジタルデザイン応用工学Ⅰ	1	機械製図	2	材料力学Ⅰ (M)	2	情報処理Ⅲ (M)	1	熱力学演習	1				
		総合工学Ⅰ		総合デジタルデザイン工学Ⅱ	1	材料学Ⅰ	2	材料力学Ⅱ (M)	2	水力学演習	1				
				デジタルデザイン実用工学Ⅱ	2	工業力学	2	材料学Ⅱ	1	工業英語 (M)	1				
						生産加工学	2	機械力学Ⅰ	1	機械設計製図Ⅱ	3				
						総合デジタルデザイン工学Ⅲ	1	機械要素設計	2	メカトロニクス	2				
						デジタルデザイン実用工学Ⅲ	2	熱力学	2	制御工学Ⅱ	1				
								水力学	2	デジタルデザイン実用工学Ⅴ	2				
								機構学	1						
								機械設計製図Ⅰ	4						
								電子回路 (M)	1						
								制御工学Ⅰ	2						
								総合デジタルデザイン工学Ⅳ	1						
								デジタルデザイン実用工学Ⅳ	2						
		選択科目		デジタルデザイン実用工学Ⅰ	1								生産工学	1	4
													精密加工学	1	
										エネルギー変換工学	1				
小計		7		11		18		32		32	100				
合計		36		35		37		37		36	181				

履 修 モ デ ル(デジタルデザインコース電気・電子系)

令和7年度 第1学年用

科目区分		1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位計
一般科目	履修科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
		地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
		倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
		数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
		数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
		英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
		英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
		化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2					
		物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
		生物	1	保健・体育Ⅱ	2							
		音楽	1									
保健・体育Ⅰ	3											
小計			29		24		19		5		4	81
専門科目 (デジタルデザインコース電気・電子系)	履修科目	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅲ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	93
		地域コミュニティ学	1	デジタルデザイン応用工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	
		創造基礎実習	2	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ(E)	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12	
		総合デジタルデザイン工学Ⅰ	1	プログラミング演習	1	情報処理Ⅱ(E)	1	総合工学ゼミ	1	発変電工学	2	
		総合情報工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ(E)	1	電気磁気学Ⅰ	2	応用物理Ⅱ(E)	2	制御工学(E)	2	
		デジタルデザイン応用工学Ⅰ	1	電気回路Ⅰ	2	電気回路Ⅱ	2	情報処理Ⅲ(E)	1	工業英語(E)	1	
		総合工学Ⅰ	1	総合デジタルデザイン工学Ⅱ	1	電気機器Ⅰ	1	電気磁気学Ⅱ	2	電気法規及び電気施設管理	1	
				デジタルデザイン実習工学Ⅱ	2	電子工学	2	電気磁気学演習	1	送配電工学	2	
						電気電子計測	2	電気回路Ⅲ	1	ネットワーク演習	1	
						総合デジタルデザイン工学Ⅲ	1	電気回路演習	1	パワーエレクトロニクス		
						デジタルデザイン実習工学Ⅲ	2	電気電子材料	2	デジタルデザイン実習工学Ⅴ	2	
								情報通信	1			
								ディジタル回路	2			
								電子回路(E)	2			
								電子回路演習	1			
								電気電子製図	2			
								電気機器Ⅱ	2			
								総合デジタルデザイン工学Ⅳ	1			
								デジタルデザイン実習工学Ⅳ	2			
	選択科目	デジタルデザイン実習工学Ⅰ	1					ディジタル信号処理(E)	2	電子回路設計(E)	1	9
								高電圧工学		電気機器設計		
										マイクロコンピュータ	2	
										電気応用		
										計算機工学	2	
										生産工学	1	
小計			7		11		18		33		33	102
合計			36		35		37		38		37	183

☐ どちらかを選択する。

履修モデル(デジタルデザインコース情報系)

令和7年度 第1学年用

科目区分		1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位計	
一般科目	履修科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81	
		地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2		
		倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1		
		数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3						
		数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2						
		英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2						
		英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2						
		化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2						
		物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2						
		生物	1	保健・体育Ⅱ	2								
音楽	1												
保健・体育Ⅰ	3												
小計			29		24		19		5		4	81	
専門科目 (デジタルデザインコース情報系)	履修科目	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅲ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	94	
		地域コミュニティ学	1	デジタルデザイン応用工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2		
		創造基礎実習	2	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ (Ⅰ)	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12		
		総合デジタルデザイン工学Ⅰ	1	ソフトウェア概論Ⅰ	1	ソフトウェア概論Ⅱ	1	総合工学ゼミ	1	情報ネットワーク	1		
		総合情報工学Ⅰ		コンピュータ概論Ⅰ	1	コンピュータ概論Ⅱ	1	応用物理Ⅱ (Ⅰ)	2	計測工学	1		
		デジタルデザイン応用工学Ⅰ	1	ソフトウェア演習Ⅰ	1	ソフトウェア演習Ⅱ	2	信号処理	2	工業英語Ⅱ (Ⅰ)	1		
		総合工学Ⅰ		総合デジタルデザイン工学Ⅱ	1	電気・電子回路Ⅰ	2	数値解析 (Ⅰ)	2	IoTシステム	1		
				デジタルデザイン実習Ⅱ	2	組込みシステム概論	1	論理回路	2	ソフトウェア演習Ⅳ	2		
						データサイエンス概論	1	工業英語Ⅰ (Ⅰ)	1	ソフトウェア開発	2		
						情報数学Ⅰ	1	情報理論	2	計算機構成論	2		
						総合デジタルデザイン工学Ⅲ	1	ソフトウェア構成論	2	デジタルデザイン実習Ⅴ	2		
						デジタルデザイン実習Ⅲ	2	情報セキュリティ	2	システム制御	2		
								組込みシステム応用	2				
								データベース応用	1				
								電気・電子回路Ⅱ	1				
								ソフトウェア演習Ⅲ	1				
								総合デジタルデザイン工学Ⅳ	1				
								デジタルデザイン実習Ⅳ	2				
	選択科目		デジタルデザイン実習Ⅰ	1	デジタル・ファブ리케이션Ⅰ	1	デジタル・ファブ리케이션Ⅱ	1	制御工学	2	ロボット工学	1	9
									情報数学Ⅱ		コンピュータビジョン	2	
										デジタル通信			
										生産工学	1		
小計			7		11		18		33		34	103	
合計			36		35		37		38		38	184	

履 修 モ デ ル(デジタルデザインコース化学・生物系)

令和7年度 第1学年用

科目区分		1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位計
一般科目	履修科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
		地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
		倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
		数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
		数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
		英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
		英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
		化学Ⅰ	3	物理Ⅱ	2	物理Ⅲ	2					
		物理Ⅰ	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
		生物	1	保健・体育Ⅱ	2							
		音楽	1									
		保健・体育Ⅰ	3									
小計			29		24		19		5		4	81
専門科目 (デジタルデザインコース化学・生物系)	履修科目	情報リテラシーⅠ	1	情報リテラシーⅡ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅱ	1	デジタルデザイン応用工学Ⅳ	1	工学実験・実習Ⅳ	2	93
		地域コミュニティ学	1	デジタルデザイン応用工学Ⅱ	1	工学実験・実習Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	
		創造基礎実習	2	工学実験・実習Ⅰ	2	応用物理Ⅰ	2	応用数学Ⅰ	3	卒業研究	12	
		総合デジタルデザイン工学Ⅰ	1	分析化学	2	無機化学Ⅰ	2	総合工学ゼミ	1	環境とエネルギー	1	
		総合情報工学Ⅰ	1	基礎生物学Ⅰ	1	有機化学Ⅰ	2	応用物理Ⅱ(B)	2	工業英語Ⅱ(B)	1	
		デジタルデザイン応用工学Ⅰ	1	物質化学実験Ⅰ	1	物理化学Ⅰ	2	物理化学Ⅱ	2	計測制御	2	
		総合工学Ⅰ	1	総合デジタルデザイン工学Ⅱ	1	基礎生物学Ⅱ	1	機器分析	2	外国語雑誌会	1	
			デジタルデザイン実習Ⅱ	2	化学工学Ⅰ	1	無機化学Ⅱ	2	有機材料化学	1		
					物質化学実験Ⅱ	2	有機化学Ⅱ	2	地球環境科学	1		
					総合デジタルデザイン工学Ⅲ	1	生物化学	2	電気化学	1		
					デジタルデザイン実習Ⅲ	2	工業英語Ⅰ(B)	1	デジタルデザイン実習Ⅴ	2		
							材料化学	2	デジタルデザイン実習Ⅴ	2		
							化学工学Ⅱ	2				
							生物工学基礎	1				
							物質化学実験Ⅲ	1				
							総合デジタルデザイン工学Ⅳ	1				
							デジタルデザイン実習Ⅳ	2				
	選択科目	デジタルデザイン実習Ⅰ	1				半導体工学		1	半導体工学	1	9
							薬学概論			薬学概論		
										生物物理化学		
										無機材料化学		
										分子生物学		
										応用有機化学		
小計			7		11		18		31		36	103
合計			36		35		37		36		40	184

☐ いずれかを選択する。

鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等 における学修等に関する規程

制 定 平成 6 年 1 2 月 1 6 日

最終改正 令和 3 年 1 月 2 8 日

(目的)

第 1 条 この規程は、鶴岡工業高等専門学校学則第 1 3 条の 3 第 2 項、第 1 3 条の 4 第 4 項、第 1 3 条の 5 第 2 項、第 1 3 条の 6 第 2 項並びに第 1 3 条の 7 第 2 項に基づき、他の高等専門学校における科目の履修及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等、校外実習、海外語学研修並びに自主探究活動における学修に関し、必要な事項を定める。

(文部科学大臣が別に定める学修)

第 2 条 学則第 1 3 条の 4 第 1 項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

- 一 大学又は短期大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の専攻科における学修
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 1 2 年文部省令第 2 5 号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和 4 2 年文部省告示第 2 3 7 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 1 5 条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであ

ること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適正かつ公正であること。

六 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動
(学修手続)

第3条 学生は、他の高等専門学校における科目の履修、大学における学修若しくは前条第1号から第3号までに掲げる学修（以下「他の教育施設等における学修」という。）又は第6号に掲げる学修を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修許可願（様式第1号）に関係書類を添え、担任又は指導教員を経て校長の許可を受けるものとする。

(単位の認定申請)

第4条 学生は、他の教育施設等における学修、第2条第4号、第5号、第6号に掲げる学修、校外実習、海外語学研修並びに自主探究活動における学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修単位認定願（様式第2号）に、当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書、成績証明書、合格証書又は証明書等を添え、担任又は指導教員を経て校長に願い出るものとする。

2 校長は、前項の規定により願い出のあった場合は、教務委員会に付し、次により処置する。

一 他の教育施設等における学修については、相当する科目を本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

二 第2条第4号、第5号、第6号に掲げる学修、校外実習、海外語学研修並びに自主探究活動における学修については、単位の修得を認定することができる。

(進級及び卒業の認定に必要な累積修得単位の認定)

第5条 前条第2項で認定された単位は、進級及び卒業に必要な累積修得単位として認定する。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年12月16日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在籍する学生で、第2条第四号による技能審査に合格している者の修得単位の取り扱いについては、本規程により学修したものとみなす。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月15日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者に係る校外実習の取扱いについては、第1条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

様式第1号

鶴岡工業高等専門学校以外教育施設等における学修許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

学 科 名 創造工学科 コース

学 年 年

学籍番号

氏 名

下記のとおり鶴岡工業高等専門学校以外教育施設等において学修したいので、御許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

1 学修目的

2 教育施設等の名称

3 学修日

令和 年 月 日 () から

令和 年 月 日 () まで

4 授業科目名及び単位

授 業 科 目 名

単 位 数

様式第2号

鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修単位認定願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長殿

学 科 名 創造工学科 コース

学 年 学 年

学籍番号

氏 名

下記のとおり鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したので、本校における修得単位として認定して下さいよう関係書類を添えてお願いします。

記

- 1 教育施設等の名称又は試験の種類（インターンシップの場合は、会社名）

- ## 2 認定を願い出る

授業科目名

單 位 数

- ### 3 添付書類

單位習得證明書

成績証明書

合格通知書(写)

実習証明書

インターンシップ証明書

鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等 における学修等に関する実施要項

制 定 平成6年12月16日

最終改正 令和7年 1月 8日

- 1 鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という）第6条に基づき、第1条、第2条第四号、第五号並びに第六号に掲げる学修について、規程の取り扱いを定めることを目的とする。
- 2 単位を認定できる学修等について、次のとおり定める。

単位を認定 できる学修	名 称	科 目 名	備 考
規程第2 条第四号、 第五号並 びに第六 号に掲げ る学修及 び校外実 習、海外語 学研修並 びに自主 探究活動 における 学修	実用英語技能検定試験 (以下「実用英検」という。)	実用英検〇級	校外学習 (一般科目)と して取り扱う
	国際コミュニケーション英語 能力テスト(以下「TOEIC」と いう。)	T O E I C	
	社 会 実 習	社 会 実 習 (社会福祉)	
		社 会 実 習 (技術支援)	校外学習 (専門科目)と して取り扱う
	技術英語能力検定試験 (以下「技術英検」という。)	技術英検〇〇	
	甲種危険物取扱者試験	甲種危険物取扱者	
	電 気 工 事 士	電気工事士第〇種	
	電 気 主 任 技 術 者	電気主任技術者第〇種	
	技 術 士 試 験	技術士第一次試験 (技術士補)	
	イ ン タ ー ン シ ッ プ	インターンシップ	
	C O - O P 実 習	CO-OP 実 習	
	校 外 実 習	校 外 実 習	
	海 外 技 術 英 語 研 修	海外技術英語研修	
	自 主 探 究 活 動	自主探究活動	

- 3 規程第4条第1項に定める単位の認定申請は、第1学年から当該学
年までの分を第4学年次又は第5学年次に行うものとする。

4 規程第4条第2項により単位の修得を認定する場合は、次のとおり評価する。

(1) 規程第4条第2項第一号に定める学修は、100点法で評価する。

(2) 規程第4条第2項第二号に定める学修は、「合格」で評価する。

ただし、CO-OP 実習における学修については、100点法で評価する。

5 規程第4条第2項第二号により単位の修得を認定することができる単位数を、次のとおり定める。

(1) 認定することができる修得単位数の基準

科 目 名		修得単位数
実 用 英 検	準2級	1 単 位
	2 級	2 単 位
	準1級	4 単 位
	1 級	6 単 位
T O E I C	400点～495点	1 単 位
	500点～695点	2 単 位
	700点～895点	4 単 位
	900点～990点	6 単 位
社 会 実 習	社会実習(社会福祉)	1 単 位
	社会実習(技術支援)	1 単 位
技 術 英 検	2 級	1 単 位
	1 級	2 単 位
	準プロフェッショナル	4 単 位
	プロフェッショナル	6 単 位
甲 種 危 険 物 取 扱 者		2 単 位
電 気 工 事 士	第二種	1 単 位
	第一種	2 単 位
電 気 主 任 技 術 者	第三種	2 単 位
	第二種	4 単 位
	第一種	6 単 位
技 術 士	第一次試験(技術士補)	5 単 位
イ ン タ ー ン シ ッ プ		1 単 位
C O - O P 実 習		1 単 位 (※)
校 外 実 習		1 単 位
海 外 技 術 英 語 研 修		1 単 位
自 主 探 究 活 動		1 単 位

(※) 1 期間の実習につき 1 単位、異なる実習期間に複数回実習した場合は
最大 4 単位認定する。

- (2) TOEIC は TOEIC (L&R) のことをいう。また、IP テストを含み、オンラインによるテスト及び Bridge テストは除く。
- (3) 実用英検若しくは技術英検の複数の級に合格し、又は TOEIC の複数のスコアレベルにより、単位の認定を同時に申請した場合は、上位の級又はスコアレベルに対応する単位を認定する。
- (4) 実用英検若しくは技術英検に合格し、又は TOEIC のスコアレベルにより単位の認定の申請があった場合において、既に認定された単位があるときは、当該認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。
- (5) 実用英検及び TOEIC の単位の認定をする場合は、いずれか上位の単位を限度に認定する。この場合において、既に認定された実用英検又は TOEIC の単位があるときは、当該認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。
- (6) 電気工事士又は電気主任技術者の複数の種に合格し、単位の認定の申請があった場合は、それぞれ上位の種に対応する単位を限度に認定する。この場合において、既に認定された単位があるときは、当該認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。
- (7) 技術士補資格の単位認定については、専門分野を問わず技術士第一次試験に合格したことを証明する書類を添付し申請があった場合、認定することができる。

備 考

この要項は、平成 6 年 1 2 月 1 6 日から実施する。

備 考

この要項は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。

備 考

この要項は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

備 考

この要項は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。

備 考

この要項は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

備 考

この要項は、平成26年7月1日から実施する。

備考

この要項は、平成26年10月1日から実施する。

備考

- 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者に係る工場実習に必要な要件については、第2項、第4項、第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

備考

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

備考

この要項は、令和3年1月28日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

備考

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度以前の入学者に係るインターンシップ及び校外実習の取扱いについては、第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

備考

- 1 この要項は、令和3年9月1日から実施する。
- 2 工業英検に合格し、単位の認定の申請があった場合の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 技術英検及び工業英検に合格し、単位の認定を同時に申請した場合は、上位の級又はレベルに対応する単位を認定する。なお、合格した級又はレベルが同等だった場合は、どちらか一方を選択するものとする。
- 4 技術英検に合格し、単位の認定の申請があった場合において、すでに工業英検で認定された単位があるときは、当該認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。

備考

この要項は、令和5年1月6日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

備考

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

備 考

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

鶴岡工業高等専門学校本科のインターンシップに関する要項

制 定 平成27年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 1 月 8 日

1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、インターンシップに関する事項について定める。

2 主 管

- (1) インターンシップは、第4学年で実施し、教務主事主管のもとに、各コース長（デジタルデザインコースを除く。以下同じ。）がインターンシップ担当教員と計画のうえ、事業所等に委託し、その就業規則に従って実施する。
- (2) (1)でいうインターンシップ担当教員とは、第4学年担任教員をいう。
- (3) インターンシップに関する事務は、学生課教務係が担当する。

3 インターンシップ担当教員の任務

インターンシップ担当教員は、コース長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- (1) 受入れ先事業所等の選定
- (2) 受入れ先事業所等への配属
- (3) 内容、テーマ等に関する助言・指導
- (4) インターンシップ中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導
- (5) インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (6) 必要に応じて、受入れ先事業所等の巡回指導
- (7) 本科インターンシップ日誌（様式第1号）、本科インターンシップ証明書（様式第2号）、本科インターンシップ報告書（様式第3号）の受理及び評価
- (8) その他必要な事項

4 インターンシップ期間

インターンシップは、夏期休業期間中に実施するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、夏期休業期間外にまたがって実施することができる。

5 期 間

インターンシップ期間は、1 週間以上とする。

6 インターンシップを実施するに際し、学生がすることは次のとおりとする。

(1) インターンシップ災害保険への加入

インターンシップを学修する学生は、実習における災害等に備え、実習開始前にインターンシップ災害保険に加入すること。

(2) 受入れ先へ向かうに際しての注意事項

ア. 出発までに、受入れ先の概要等を把握しておくとともに、インターンシップの趣旨、目的を理解しておくこと。

イ. 指定された時間の遅くとも10分前までに到着すること。特に遠方の場合は列車時刻表等をよく調べ、余裕を持って行くように心がけ、指定日時に遅れないよう十分注意すること。

ウ. 病気、事故等で指定日時に行けない場合は、インターンシップ担当教員又は学生課教務係に連絡するとともに受入れ先へ連絡し、その指示を受けること。

(3) 持参すべきもの

ア. 印 鑑

イ. 学生証

ウ. 健康保険証（遠隔地適用の保険証）

なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

エ. 手帳、ノート、レポート用紙、筆記用具等

オ. 身回り品（寝巻、洗面用具、上履き、運動靴等）

カ. その他、受入れ先から指定されたもの。

（注） 出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないよう注意すること。また、日用品等については最小限にすること。

(4) インターンシップを受けるに際し、次の事項をよく心得て実習に臨むこと。

ア. インターンシップに専念し、鶴岡工業高等専門学校の実習学

- 生であることを自覚して、その言動に責任を持つこと。
- イ. 配属先の責任者及び指導者の指示に従い、決して勝手な行動をとらないこと。
 - ウ. 職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。
 - エ. 職場の人達には努めて謙虚な態度で接し、学生としての良識ある行動を取り、礼節を守ること。
 - オ. 常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。
 - カ. 諸手続き、実習の要領、就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し、また、実習により知り得た内容を他に漏らさないこと。
 - キ. 受入れ先へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが、万一事故等があった場合は、実習責任者の指示を受けるとともに、インターンシップ担当教員又は学生課教務係へ連絡すること。
 - ク. 休むとき及び実習の時間に遅参・早退等をするとき、事前の実習責任者の承認を得ること。
 - ケ. 職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。
 - コ. 許可なく指定外の場所に入ったり、設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。
 - サ. インターンシップ期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。
- 7 インターンシップ終了後の手続き
- 終了後は、本科インターンシップ日誌（様式第1号）、本科インターンシップ証明書（様式第2号）、本科インターンシップ報告書（様式第3号）を速やかにインターンシップ担当教員に提出すること。
- 8 成績評価及び単位認定
- (1) インターンシップ証明書の各評価項目について、すべての項目においてD評価以上の場合は「可」とし、1項目でもE評価があった場合は「不可」とする。
 - (2) インターンシップ報告書について、担任教員が次の観点から「可」又は「不可」の評価を行う。
 - ① 形式（目的、内容、まとめ）が整い、正しい日本語で書かれている。

② 論旨が明瞭で、実習内容や成果がよくわかる。

- (3) 実習先評価及びインターンシップ報告書の評価のいずれも「可」の場合、合格として単位認定を行う。

備 考

この要項は、平成27年4月1日から実施し、創造工学科在籍者に適用する。

備 考

- 1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 平成29年度以前の入学者に係る取扱いについては、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

備 考

この要項は、令和3年9月1日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

備 考

この要項は、令和5年1月6日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

備 考

- 1 この要項は、令和7年度4月1日から実施する。
- 2 令和6年度以前の入学者に係る取扱いについては、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

様式第 1 号

本科インターンシップ日誌

鶴岡工業高等専門学校創造工学科

コース

学年

氏 名 :

日 時	月 日 () : ~ :
実 習 部 署	
実 習 指 導 者 職 ・ 氏 名	
実習スケジュール (1日の実習 内容を記入して ください。)	
特 記 事 項	

(注) 本人が記入してください。

指導者コメント	
---------	--

(注) インターンシップ受入機関等の指導者等がご記入くださるようお願いします。

様式第 2 号

令和 年 月 日

インターンシップ証明書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事業所名

責任者職氏名



学 校 名	鶴岡工業高等専門学校創造工学科				コ ー ス	第	学 年
学 生 氏 名							
実習部課名							
実 習 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
実習テーマ							
出 欠 状 況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退			
	日	日	日	日			
実 習 先 に お け る 評 価	※項目別に該当する記号に○を付してください。						
	① 実習への自主的、計画的な取り組み姿勢について A+ : 極めて優秀 A : 十分に満足 B : 満 足 C : 普 通 D : やや不満 E : 不 満						
備 考	② 実習内容の成果及び結果に対する分析力、考察力、改善提案について A+ : 極めて優秀 A : 十分に満足 B : 満 足 C : 普 通 D : やや不満 E : 不 満						
	③ 論理的でわかりやすい報告（または報告書・報告会内容）であるか A+ : 極めて優秀 A : 十分に満足 B : 満 足 C : 普 通 D : やや不満 E : 不 満						
備 考	お気付きのこと、又は、連絡事項等ございましたら御記入ください。						

様式第3号

本科インターンシップ報告書

鶴岡工業高等専門学校創造工学科	コース	学年
-----------------	-----	----

氏 名 : _____

実習テーマ：_____

実習機関名・配属組織名：_____

実習期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日（合計 日 時間）

実習内容等：①どのような目的・計画・内容で実習したか、②どのような成果を得ることができたか、③今後の学生生活、進路でどのような影響を与えるか、④職場で感じたことなどを具体的に記入してください。800字以上）

鶴岡工業高等専門学校 CO-OP 実習実施要項

制 定 平成26年 7 月 2 日

最終改正 令和 3 年 9 月 1 日

1 目 的

この要項は、鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、CO-OP 実習に関する事項について、定める。

2 主 管

(1) CO-OP 実習は、地域連携センター長主管のもとに、CO-OP 実習担当教員と計画のうえ、事業所等に委託し、その雇用契約書に従って実施する。

(2) (1) でいう CO-OP 実習担当教員とは、地域連携センター員をいう。

(3) CO-OP 実習に関する事務は、学生課教務係が担当する。

3 CO-OP 実習担当教員の任務

CO-OP 実習担当教員は、地域連携センター長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- (1) CO-OP 実習生受入れ先事業所等の選定
- (2) CO-OP 実習生受入れ先事業所等への配属
- (3) CO-OP 実習内容、テーマ等に関する助言・指導
- (4) CO-OP 実習中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導
- (5) CO-OP 実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (6) 必要に応じて、CO-OP 実習生の受入れ先事業所等の巡回指導
- (7) 規程に定める単位認定願、CO-OP 実習証明書（様式第1号）、CO-OP 実習報告書（様式第2号）等の受理及び評価
- (8) その他必要な事項

4 願いの提出

CO-OP 実習を希望する学生は、教務係が所定の場所に掲示する CO-OP 実習受入会社を確認の上、規程第3条に定める願い（様式第1号）を担任教員に提出しなければならない。

5 実施時期

C0-OP 実習は、受入れ先事業所等の定める時期とする。

6 期 間

C0-OP 実習期間は、1 週間以上とする。

7 C0-OP 実習を実施するに際し、学生がすることは次のとおりとする。

(1) 実習災害保険への加入

C0-OP 実習を学修する学生は、実習における災害等に備え、実習開始前に実習災害保険に加入すること。

(2) C0-OP 実習機関に向かうに際しての注意事項

ア. 出発までに、C0-OP 実習機関の概要等を把握しておくとともに、C0-OP 実習の趣旨目的を理解しておくこと。

イ. 指定された時間の遅くとも 10 分前までに到着すること。特に遠方の場合は列車時刻等をよく調べ、余裕を持って行くように心がけ、指定日時に遅れないよう十分注意すること。

ウ. 病気、事故等で指定日時までにいけない場合は、C0-OP 実習担当教員又は学生課教務係に連絡し、その指示を受けること。

(3) 持参すべきもの

ア. 印 鑑

イ. 学生証

ウ. 健康保険証（遠隔地適用の保険証）

なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

エ. 手帳、ノート、レポート用紙、筆記用具等

オ. 身回り品

カ. その他、C0-OP 実習機関から指定されたもの。

(注) 出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないように注意すること。また、日用品については最小限にすること。

(4) C0-OP 実習を受けるに際し、次の事項をよく心得て C0-OP 実習に臨むこと。

ア. C0-OP 実習に専念し、鶴岡工業高等専門学校での C0-OP 実習学生であることを自覚して、その言動に責任を持つこと。

イ. 配属先の C0-OP 実習責任者及び指導者の指示に従い、決して勝手な行動をとらないこと。

ウ. 職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。

エ．職場の人達には努めて謙虚な態度で接し、学生として良識ある行動をとり、礼節を守ること。

オ．常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。

カ．諸手続き、CO-OP 実習の要領、就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し、また、CO-OP 実習で知り得た内容を他に漏らさないこと。

キ．CO-OP 実習機関へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが、万一事故等があった場合は、CO-OP 実習責任者の指示を受けるとともに、CO-OP 実習担当教員又は学生課教務係へ連絡すること。

ク．CO-OP 実習を休むとき及びCO-OP 実習の時間に遅参・早退等をするときは、事前にCO-OP 実習責任者の承認を得ること。

ケ．職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。

コ．許可なく指定外の場所に入ったり、設備、製品等の社内での写真撮影をしないこと。

サ．CO-OP 実習期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。

8 CO-OP 実習終了後の単位認定願等の手続等

(1) CO-OP 実習終了後は、規程第4条に定める単位認定願（様式第2号）に「CO-OP 実習証明書」及び「CO-OP 実習報告書」を添付して、速やかにCO-OP 実習担当教員に提出すること。

(2) 長期休業期間にCO-OP 実習したものについて、1期間の実習につき1単位、異なる期間に複数回実習した場合は最大4単位を認定する。

9 成績評価及び単位認定

(1) CO-OP 実習証明書の各評価項目について、A+を100点、Aを90点、Bを80点、Cを70点、Dを60点、Eを50点に換算し、実習先評価点として100点満点で評価を行う。

(2) CO-OP 実習報告書について、CO-OP 実習担当教員が次の観点から100点満点で評価を行う。

① 形式（目的、内容、まとめ）が整い、正しい日本語で書かれている

② 論旨が明瞭で、実習内容や成果がよくわかる

(3) 学生のプレゼンテーションについて、C0-0P 実習担当教員が次の観点から 100 点満点で評価を行う。

- ① 実習の目的、内容がよくわかる
- ② 話し方、質疑応答
- ③ 図、式の見やすさ、資料の適切さ

(4) 実習先評価点 $\times 0.4$ + C0-0P 実習報告書の評価 $\times 0.3$ + プレゼンテーション評価 $\times 0.3$ として 100 点満点で評価し、60 点以上を合格として単位認定を行う。

(5) 長期休業期間に C0-0P 実習したものについて、1 期間の実習につき 1 単位、異なる期間に複数回実習した場合は最大 4 単位を認定する。なお、同一年度に複数回の実習を単位認定する場合、学年末の成績は各期間の平均評価とする。

備考

この要項は、平成 26 年 7 月 2 日から実施する。

備考

この要項は、令和元年 5 月 8 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

備考

この要項は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

C O - O P 実 習 証 明 書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事 業 所 名

責任者職氏名



学 校 名	鶴岡工業高等専門学校創造工学科				コ ー ス 第	学 年
学 生 氏 名						
実習部課名						
実 習 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
実習テーマ						
出 欠 状 況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退		
	日	日	日	日		
実 習 先 に お け る 評 価	※項目別に該当する記号に○を付してください。					
	① 実習への自主的、計画的な取り組み姿勢について A+ : 極めて優秀 A : 十分に満足 B : 満 足 C : 普 通 D : やや不満 E : 不 満					
備 考	② 実習内容の成果及び結果に対する分析力、考察力、改善提案について A+ : 極めて優秀 A : 十分に満足 B : 満 足 C : 普 通 D : やや不満 E : 不 満					
	③ 論理的でわかりやすい報告（または報告書・報告会内容）であるか A+ : 極めて優秀 A : 十分に満足 B : 満 足 C : 普 通 D : やや不満 E : 不 満					
備 考	お気付きのこと、又は、連絡事項等ございましたら御記入ください。					

様式第2号

C O - O P 実 習 報 告 書

令和 年 月 日

C O - O P 実習担当教員

_____ コース _____ 殿

実 習 学 生	所 属	コース	氏 名	
実 習 期 間				
実 習 期 間 の 配属先・組織名				

※実習内容（題目・内容・所感）は別紙のとおり

鶴岡工業高等専門学校校外実習実施要項

制 定 令和3年1月28日

最終改正 令和7年1月 8日

1 目 的

この要項は、鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、校外実習に関する事項について定める。

2 主 管

(1) 校外実習は、国内外の教育研究機関・事業所等の実地見学であつて、教務主事主管のもとに、各コース長（デジタルデザインコースを除く。以下同じ。）が校外実習担当教員と計画のうえ、第4学年のクラス単位で実施する。

(2) (1) でいう校外実習担当教員とは、第4学年担任教員をいう。

(3) 校外実習に関する事務は、学生課教務係が担当する。

3 校外実習担当教員の任務

校外実習担当教員は、コース長の指示のもとに、次の業務にあたる。

(1) 実地見学先の選定、計画書の作成及び引率

(2) 内容、テーマ等に関する助言

(3) 校外実習中の留意事項の指導

(4) 校外実習中に発生した事故又は異常事態の処理及び報告

(5) 校外実習証明書（様式第1号）、校外実習報告書（様式第2号）の受理及び判定

(6) その他必要な事項

4 実施時期及び旅行日程

校外実習は、全コース同一日程で3泊4日を原則とし、実施時期は別途定める。なお、校外実習の実施期間は学校行事として取り扱う。

5 経 費

校外実習に要する経費は学生の負担とする。

6 校外実習後の手続き

校外実習に参加した学生は、校外実習報告書を速やかに校外実習担当教員へ提出する。

7 成績評価及び単位認定

(1) 校外実習証明書の各項目について、すべての項目に記載不備がない場合は「可」とし、不備があった場合は「不可」とする。

(2) 校外実習報告書について、校外実習担当教員が次の観点から「可」又は「不可」の評価を行う。

① 形式(目的、内容、まとめ)が整い、正しい日本語で書かれている。

② 論旨が明瞭で、実習内容や成果がよくわかる。

(3) 校外実習証明書及び校外実習報告書の評価のいずれも「可」の場合、合格として単位認定を行う。

備 考

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

備 考

1 この要項は、令和5年6月7日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和元年度以前の入学者に係る取扱いについては、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

備 考

この要項は、令和5年10月1日から実施する。

備 考

1 この要項は、令和7年4月1日から実施する。

2 令和6年度以前の入学者に係る取扱いについては、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原級留置となった者は、その属する学年の学生と同様に扱う。

様式第1号

令和 年 月 日

校外実習証明書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事業所名
責任者職氏名

学 校 名	鶴岡工業高等専門学校 創造工学科 (クラス) 第4学年
学生氏名 (※)	
実 習 部 課 名	
実 習 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日, 時間)
実 習 テ ー マ	
備 考	お気付きのこと、又は連絡事項等ございましたら御記入ください。

(※) 多数の場合、実習者名簿（様式任意）の添付により、省略可能。

その場合、学生氏名欄には「別紙実習者名簿のとおり」と記載してください

様式第 2 号

校外実習報告書

鶴岡工業高等専門学校創造工学科

クラス 4 学年

氏 名 : _____

実習内容等：(①どのような成果を得ることができたか、②今後の学生生活、進路でどのような影響を与えるか、③各実習先で感じたことなどを具体的に記入してください。800 字以上)

鶴岡工業高等専門学校社会実習実施要項

制 定 平成26年 9 月 3 日

最終改正 令和 3 年 1 月 6 日

1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、ボランティア活動及びその他これらに類する活動による学修に関する事項について定める。

2 名称および科目名

- (1) 本要項における学修については、名称を社会実習とし、科目名を技術支援または社会福祉として認定する。
- (2) 技術支援とは学校教育または学科、コースの特性に鑑みて、その教育内容が発展的に展開されていると認められる活動とし、社会福祉とは、公益活動に資する広義の社会福祉活動（ボランティア活動含む）とする。

3 社会実習認定の条件

社会実習として単位を認定できる条件は、次の各号に掲げる要件全てを満たしたものとする。

- (1) 公的機関やそれと同等の信頼ができる団体等の受入や仲介のある活動であること。
- ただし、本校が主催する学内イベントの補助は認めない。
- (2) 原則として報酬をとまない活動であること。
- (3) 実働時間が30時間を超える活動であること。

ただし、1回の活動が30時間に満たない場合は、教務委員会で認められた在籍時の活動時間累計が30時間を超えた時点で単位申請できる。

- (4) 活動を単位申請の対象として認めるか否かについては、年度を一括して教務委員会で審議し決定する。

なお、申請は前期末を締切とし11月開催の教務委員会で審議する。

- (5) 在籍最終年度の申請および教務委員会での審議の結果、1)「技術

支援」または「社会福祉」の在籍時の各活動累計が30時間に満たず、2)「技術支援」および「社会福祉」の在籍時の両活動累計が30時間を超える場合、単位として認定する。

ただし、技術支援(専門科目単位)として単位付与を希望する場合は、技術支援の活動が20時間を超える場合とする。

4 活動時期

時期は授業時間外とする。

5 社会実習認定の手続き

社会実習に従事した学生は、前期末までに以下の書類を学生課教務係へ提出するものとする。

ただし、社会実習証明書(様式第3号)については、実習終了後速やかに担任の確認を受けなければならない。

イ. 社会実習認定伺(様式第1号)

ロ. 社会実習報告書(様式第2号)

ハ. 社会実習証明書(様式第3号)

6 単位認定の手続き

(1) 社会実習として認定を受けた学生が単位認定を希望する場合は、規程第4条に定める単位認定願(様式第2号)を学生課教務係へ提出するものとする。

(2) 技術支援は専門科目単位、社会福祉は一般科目単位として扱う。

(3) 単位修得の認定は、在学5年で技術支援、社会福祉の各1単位とする。

備考

この要項は、平成26年10月1日から実施する。

備考

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

備考

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

担任教員	

令和 年 月 日

創造工学科 コース 第 学年

学生氏名 (自筆) _____

記

— 141 —

様式第2号

担任教員

社会実習報告書

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 コース 第 学年

学生氏名 (自筆) _____

(活動に関しての所感)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

担任教員

--	--

氏名

令和 年 月 日

責任者

[illegible]

合計時間

時間 分

關係者所見

鶴岡工業高等専門学校海外技術英語研修実施要項

制 定 平成26年10月15日

最終改正 平成27年 3 月31日

1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、海外語学研修における学修に関する事項について定める。

2 名称および科目名

本要項における学修については、名称及び科目名を海外技術英語研修として認定する。

3 海外技術英語研修の条件

（1）海外技術英語研修として単位を認定できる条件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

イ．本校が協定している大学等での研修

ロ．独立行政法人国立高等専門学校機構のコンソーシアム単位で包括的交流協定を結んでいる学校での研修

ハ．東北地区高等専門学校のコンソーシアム単位で包括的交流協定を結んでいる学校での研修

（2）研修時間が30時間以上の活動であること。

（3）研修を単位申請の対象として認めるか否かについては、教務委員会で審議し決定する。

4 活動時期

時期は授業時間外とする。

5 単位認定等について

（1）海外技術英語研修を希望する者は、第3項第3号に掲げる研修が終了した後以下の様式を学生課教務係へ提出するものとする。

イ．海外技術英語研修伺（様式第1号）

ロ．海外技術英語研修報告書（様式第2号）

ハ．海外技術英語研修証明書（任意様式）

※海外技術英語研修証明書（任意様式）については、研修担当者のサインをもらわなければならない。

(2) 海外技術英語研修として認定を受けた学生が単位認定を希望する場合は、規程第4条に定める単位認定願（様式第2号）を学生課教務係へ提出するものとする。

(3) 海外技術英語研修は専門科目単位として扱う。

備 考

この要項は、平成26年10月15日から実施する。

備 考

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

様式第1号

担任教員

海外技術英語研修認定伺

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学生氏名（自筆）

下記のとおり、活動に従事しましたので海外技術英語研修として認定していただきますようお願いいたします。

研修機関		所在地	
研修期間等			
研修活動の概要			

担任教員

担任教員

鶴岡工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学生氏名 (自筆)

(研修に関しての所感)

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

鶴岡工業高等専門学校自主探究活動実施要項

制 定 平成28年12月 7 日

1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、自主探究活動による学修に関する事項について定める。

2 名称および科目名

本要項における学修については、名称・科目名を自主探究活動として認定する。

3 自主探究活動の条件

（1）自主探究活動として単位を認定できる条件は、次の各号の全てに該当する場合とする。

一 一つの自主探究活動に本校の教職員一名以上が指導監督者として参加した活動であること。

二 学生による自主的な研究、開発に関わる活動で、その成果が学会または大学、高専が開催する研究発表会、シンポジウム、サミット等で発表された活動、または、特許出願申請を行った活動であること。

三 活動成果がポスター、概要集、レポート等にまとめられた活動であること。

（2）原則として報酬をとみなわない活動であること。

（3）実働時間が30時間を超える活動であること。

ただし、1回の活動が30時間に満たない場合は、教務委員会で認められた在籍時の活動時間累計が30時間を超えた時点で単位申請できる。

4 自主探究活動の許可

活動を単位申請の対象として認めるか否かについては、教務委員会で審議し決定する。

5 活動時期

時期は授業時間外とする。

6 自主探究活動認定の手続き

自主探究活動に従事した学生は、以下の書類を学生課教務係へ提出するものとする。

ただし、自主探究活動証明書（様式第3号）については、活動終了後速やかに担任と指導教員の確認を受けなければならない。

（1）自主探究活動認定伺（様式第1号）成果をまとめたポスターあるいはレポートの複写版を添付すること。

（2）自主探究活動報告書（様式第2号）

（3）自主探究活動証明書（様式第3号）学会等の要項に氏名が記載されている場合は機関・責任者の証明は不要とし、主催団体、氏名が記載されているページを複写して添付すること。

7 単位認定の手続き

（1）自主探究活動として認定を受けた学生が単位認定を希望する場合は、規程第4条に定める単位認定願（様式第2号）を学生課教務係へ提出するものとする。

（2）自主探究活動は専門科目単位として扱う。

（3）単位修得の認定は、在学4年で1単位とする。

備 考

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

様式第2号

指導教員	担任教員

自主探究活動報告書

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 コース 第 学年

学生氏名 (自筆) _____

(自主探究活動テーマ名)

(活動の成果と所感)

自主探究活動証明書

指導教員	担任教員

学校名 鶴岡工業高等専門学校
所 属 創造工学科
氏名 _____

コース 第 学年

標記の者は、本機関において下記のとおり活動を行ったことを証明する。

令和 年 月 日

機関名

責任者

㊤

(自主探究活動テーマ名)

活動日誌等

期日	時間	主な活動内容
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	
月 日 ()	時 分～ 時 分	

月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	
月 日 ()	時 分～	時 分	

足りない場合はこの下にコピーして行を増やしてください。

指導教員所見

鶴岡工業高等専門学校転コース規程

制 定 平成28年 2 月 3 日

(趣旨)

第1条 この規程は鶴岡工業高等専門学校学則第20条の規定による転コース（以下「転コース」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

第2条 転コースを希望する者は、転コース願（別紙第1号様式）により、学級担任を経て、校長に願い出なければならない。

2 転コースを願い出ることができる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

- 一 第2学年に在籍する者
- 二 当該学年の一定基準の学業成績を修めた者

3 願出の時期は学年末とする。

(審議委員会)

第3条 前条の定めによる願出があった者の転コースの可否を審議するため、審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 原籍コース及び転コース希望先コースの長
- 三 願出のあった者の学級担任及び転コース希望先学級担任

3 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議)

第4条 校長は、教育上支障がないかぎり、転コースの可否について委員会に諮問することができる。

2 委員会は、転コース希望先のコースに学力試験及び面接を付託する。

3 委員会が転コースを否とした者は原籍のままとする。

(許可)

第5条 校長は、委員会が転コースを可として答申した者について、運営会議の議を経て、転コースを許可する。

(転コース後の学年)

第6条 転コース後の学年は、原則として第2学年とし、その開始の時期は、学年の始めとする。

2 校長は、特別の事情がある者に限り、第3学年に転コースを許可することがある。

(修得科目及び単位数)

第7条 転コースを許可された者が第1学年で修得した専門科目及びその単位数は転コースしたコースの進級及び卒業に必要な累積修得単位として数える。

(転コースの制限)

第8条 この規程による転コースの許可は、一回限りとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、転コースについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

鶴岡工業高等専門学校学生の表彰に関する内規

(趣旨)

第1条 鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生の表彰については、別に定めるものの他この内規の定めるところによる。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 優秀賞
- 二 皆勤賞
- 三 精勤賞
- 四 課外体育活動功労賞
- 五 課外文化・学術活動功労賞
- 六 学生役員活動功労賞
- 七 社会活動功労賞
- 八 平川賞
- 九 専攻科優秀賞
- 十 努力賞
- 十一 精励賞
- 十二 功績賞
- 十三 善行賞

2 表彰は、重複して授与することができる。

3 第1項に掲げる表彰の基準は別表に定める。

(被表彰者の推薦等)

第3条 学科長、クラス担任、クラブ顧問教員等（以下「推薦者等」という。）は前条第1項に掲げる表彰に該当する学生がいる場合には、別に定める時期までに推薦書（様式第1）により校長に推薦することができる。ただし、表彰される日前の1年間に於いて訓告以上の処分を受けた学生を推薦することはできない。

(被表彰者の選考)

第4条 前条の規定により推薦を受けた校長は、学生委員会に審査を委ねるものとする。

2 学生委員会委員長は、次に掲げる者で組織する表彰学生選考委員会

(以下「委員会」という。)を設置して選考するものとする。

- 一 学生主事(委員長)
- 二 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補から各1名
- 三 学生課長

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を授与することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、別表に定める。

(表彰に関する事務)

第7条 表彰に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この改正規程は、昭和57年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 1 月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成15年3月31日

最終改正 令和4年9月28日

(目的)

第1条 鶴岡工業高等専門学校学則（昭和38年4月1日制定。以下「学則」という。）第45条第3項及び第47条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は標準50分とする。ただし2時限連続の授業の場合は、2単位時間を標準90分とし、2時間の授業として計算するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を授業時間及び授業時間外に必要な学修をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める「履修届」を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に行う。
- 3 前項の試験を行わないで評価し得る科目については、これを実施しないことがある。
- 4 追試験は、病気（医師の診断書がある場合に限る）、忌引きその他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して原則実施する。
- 5 再試験は、定期試験、レポートなどのシラバスに定めた総合評価による評価点が60点に満たなかった者に対して、レポートなどの再提

出も含めて実施することができる。

- 6 前項の試験の対象となる学生は、再試験受験願（様式1号）を指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

（単位追認試験）

第4条の2 前学期までに履修した科目のうち、修得できなかった科目（以下「未修得科目」という。）があった学生については、当該科目の単位の修得のため、単位追認試験を行うことができる。

- 2 前項の試験を受けようとする学生は、単位追認試験受験願（様式2号）を指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

（成績の評価）

第5条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して100点法で評価し、次の区分によって評定する。

評 定	優	良	可	不可
評 点	100～80	79～70	69～60	59 以下

- 2 再試験の評価は、試験返却後7日以内に行い、60点を上限とする。なお、再試験の実施は当該試験について1回とする。
- 3 単位追認試験の評価は、当該年度の1月末日までに行い、60点を上限とする。
- 4 正当な理由がなく、定期試験及び追試験を受けなかった学生については、当該科目の試験の成績は零点とする。
- 5 前期末及び学年末に総合成績評価結果を学生に通知し、2日間の意見申し立ての機会を設ける。

（不正行為を行った場合）

第6条 定期試験、追試験及び再試験で不正行為を行った学生については、当該期に実施した定期試験の全科目の試験の成績を零点とする。

（単位の認定）

第7条 前条の規定に基づき、優、良または可に評価された授業科目については、当該授業科目の単位を修得したものとして認定する。

（再履修）

第8条 単位を認定されなかった授業科目は、別に定める「再履修願」を提出し、次年度において再履修することができる。

（他の教育施設において履修した単位の認定）

第9条 大学及び他の教育施設において開設する授業科目の履修を希望

する者は、事前に別に定める「受講届」を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位については、20単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な要件)

第10条 専攻科の修了にあたっては、学則第45条第1項に定めるもののほか、次の区分により単位を修得しなければならない。

コース名	一般科目		共通専門科目		コース専門科目		計
	必修	選択	必修	必修選択科目	必修	選択	
機 械 ・ 制 御 コ ー ス	4	2 以上	30	8 以上	8	10 以上	62 以上
電 気 電 子 ・ 情 報 コ ー ス	4	2 以上	30	8 以上	8	10 以上	62 以上
応 用 化 学 コ ー ス	4	2 以上	30	8 以上	8	10 以上	62 以上

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から

適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鶴岡工業高等専門学校単位互換実施に関する内規

「単位互換に関する包括協定書」による単位互換を円滑に実施するため、鶴岡工業高等専門学校における内規を次のとおり定める。

I 受入

(単位互換履修生の身分)

1 本校が受け入れる単位互換履修生の身分は、特別聴講学生とする。

(単位互換科目の範囲と指定)

2 単位互換科目は、本校専攻科で開講される一般科目及び専門科目とする。単位互換科目として提供する授業科目は、本校教務委員会の議を経て指定するものとする。

(受入学生数)

3 本校において開講する単位互換科目に受け入れる単位互換履修生の数は、原則として1授業科目につき5名以内とする。ただし、履修可能な受入れ人数については、当該授業科目の担当教員の判断による。

(履修手続き及び成績評価)

4 本校において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本校の規則に基づき実施する。

II 派遣

(単位互換履修生の範囲)

5 単位互換制度の対象となる学生は、専攻科に在籍する学生及び本科4年次・5年次に在籍する学生とする。

(修得できる単位数)

6 本校から派遣する単位互換履修生が履修登録して修得できる単位互換科目の単位数は、当該学生の在学期間を通じて20単位以内とする。

(成績の評価)

7 本校から派遣した単位互換履修生が他大学等において履修した授業科目の成績は、「認定」として学籍簿に記載する。

(単位の取扱い)

8 本校から派遣した単位互換履修生が他大学等において修得した単

位の取扱いは、教務委員会において定める。

Ⅲ 放送大学との単位互換

(派遣)

- 9 本校から放送大学に派遣する単位互換履修生の授業料については放送大学の定めるところによる。

(受入)

- 10 本校が放送大学から受け入れる単位互換履修生は、学部全科履修生に限るものとし、その授業料については、本校が別に定めるところにより徴収する。

Ⅳ その他

(業務の所管)

- 11 本協定に基づく単位互換の所管業務は、学生課において担当する。

(その他)

- 12 本内規は、教務委員会において協議の上、必要に応じて見直すことができる。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年1月7日から施行する。

鶴岡工業高等専門学校専攻科授業の履修等に関する申し合わせ

制 定 平成15年4月1日

最終改正 平成27年2月6日

専攻科の授業の実施方法及び評価等については、次のとおりとする。

1 専攻科研究

1-1 専攻科研究Ⅰ

- (1) 専攻科研究Ⅰの指導教員は学生1名につき1名とする。また、必要に応じて指導補助教員を置くことができる。
- (2) 学年末に研究発表会（中間発表会）を実施するものとする。実施方法及び日時については別に決定するものとする。
- (3) 発表会の2週間前までにコース毎に評価教員を2名選出するものとする。
- (4) 専攻科研究Ⅰの評価は、指導教員および発表会評価教員により、科目評価表に基づき総合的に行うものとする。

1-2 専攻科研究Ⅱ

- (1) 専攻科研究Ⅱの指導教員は学生1名につき1名とする。また、必要に応じて指導補助教員を置くことができる。
- (2) 学年末に研究発表会（最終発表会）を実施するものとする。実施方法及び日時については別に決定するものとする。
- (3) 発表会の2週間前までにコース毎に研究報告書評価教員1名および発表会評価教員を2名それぞれ選出するものとする。
- (4) 発表会の1週間前までに研究報告書を指導教員および教務係へ提出するものとする。なお報告書は別途指示するフォーマットに従って作成する。

- (5) 専攻科研究Ⅱの評価は、科目評価表に従って、指導教員・研究

令和 年度	
専攻科研究報告書	
題名	
氏名	専攻 (令和 年度入学)
指導教員	
鶴岡工業高等専門学校	
令和 年 月 日提出	

報告書評価教員・発表会評価教員により総合的に行うものとする。

1－3 専攻科学研究論文

(1) 専攻科学研究論文は、指導教員の指示するフォーマットに従って作成し、別途指示する日までに指導教員を通じて教務係へ提出するものとする。

(2) 専攻科学研究論文の管理・保管は、指導教員が行うものとする。

2 専攻科実験

(1) 実施の方法については、それぞれの専攻で決定して行うものとする。

(2) 専攻科実験の評価は、「履修規程」の定めるところにより全指導教員の成績を総合判定するものとする。

3 インターンシップ

(1) 長期休業期間中に実施するか、空き時間を利用して実施するか、又は両者を加算して実施するかして、総時間90時間以上行うものとする。

(2) 総時間が135時間以上の場合は長期インターンシップとして取り扱い、135時間以上～180時間未満の場合は3単位、180時間以上の場合は4単位とする。

(3) 評価については、提出された学外実習証明書等により、シラバスで定められた評価方法を基準に従い、各専攻で審査する。

4 学位授与関係

学位取得のための指導等については、次のとおりとする。

(1) 学位取得のための科目履修に関するオリエンテーションをコース毎に入学当初実施し、学位授与機構の要件を満たすように科目登録（履修届の提出）を行うものとする。

(2) 2学年の6月上旬、「学修総まとめ科目（専攻科学研究Ⅱ）履修計画書」作成のためのガイダンスを実施するものとする。

(3) 2年次の12月上旬、「学修総まとめ科目（専攻科学研究Ⅱ）の成果の要旨」作成のためのガイダンスを実施するものとする。

鶴岡工業高等専門学校専攻科のインターンシップに関する実施要項

制 定 平成 1 5 年 7 月 1 日

最終改正 平成 1 9 年 4 月 1 日

(趣旨)

- 1 鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修に関する規程第 1 0 条に基づき、専攻科のインターンシップに関し必要な事項について定める。

(実施責任者および担当教員)

- 2 校長は、インターンシップの円滑な実施を図るため本校に実施責任者および担当教員を置き、それぞれ専攻科長および専攻科研究指導教員をもって充てる。

(実施責任者の職務)

- 3 実施責任者は、校長と協議の上、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 受入機関の受入依頼に関すること。
 - (2) 学生の受入機関への配属に関すること。
 - (3) インターンシップの内容、テーマ等に関する指導、助言に関すること。
 - (4) その他インターンシップに関すること。

(担当教員の業務)

- 4 担当教員は、実施責任者と協議の上、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 受入機関との連絡調整および研修生の状況把握に関すること。
 - (2) インターンシップ期間中の安全、修業心得等の事前指導に関すること。
 - (3) インターンシップ中に発生した事故等の処置及び報告に関すること。
 - (4) その他インターンシップに関すること。

(期間)

- 5 インターンシップの期間は、長期休業期間中に続けて実施するか、空き時間を利用するか、又は両者を加算して実施するかして、総時間 9 0 時間以上実施するものとする。

なお、総時間 135 時間以上実施した場合は長期インターンシップと

して取り扱う。

(証明書の発行)

- 6 学生がインターンシップを終了した場合には、受入機関より、インターンシップ実施証明書の交付を受けるものとする。

(報告書の発行)

- 7 学生は、インターンシップ終了後直ちに、次に掲げる書類を担当教員を経て、実施責任者に提出するものとする。

(1) 専攻科インターンシップ報告書

(2) インターンシップ日誌

(3) 受入機関が交付したインターンシップ実施証明書

(評価)

- 8 インターンシップの評価は、前項の書類に基づき、担当教員が総合的に判断して行うものとする。

(経費)

- 9 インターンシップに要する経費は、原則として、学生の負担とする。

(傷害保険等の加入)

- 10 学生はインターンシップ期間中における災害等に備え必ず傷害保険に加入するものとする。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

Ⅲ 学生生活関係規則

奨 学 制 度

学生旅客運賃割引

日本スポーツ振興センター

災害共済給付制度

交通安全指導方針

ク ラ ブ 活 動

清 掃

特別警報発表時等の措置

ハラスメント防止ガイドライン

いじめ防止等基本計画

奨学制度について

1 独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、学校が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

1. 高等専門学校奨学金貸与月額

◆第一種奨学金

奨学生の種類	自宅通学	自宅外通学
1～3年生の間	21,000 円	22,500 円
	10,000 円	
4・5年生の間	45,000 円	40,000 円、51,000 円
専攻科生	20,000 円、30,000 円	

◆第二種奨学金（4年・5年・専攻科生）

20,000 円～120,000 円（10,000 円単位）

2. 出願の方法

2. 1 奨学生を希望する者は、学生係から出願用紙の交付をうけて必要事項を正確に記入し、保護者等も連署のうえ、所定の期日までに提出しなければならない。
2. 2 奨学生の募集については、そのつど掲示で通知する。

3. 推薦と採用決定

3. 1 校長は、提出された願書のほか学業成績その他の資料を詳しく検討して、適当と認めた者を推薦する。
3. 2 日本学生支援機構では、この推薦された者について選考委員会にはかり奨学生への採否を決定する。採用決定となった者には、校長を通じて通知される。

4. 奨学金の受領

奨学金は日本学生支援機構より直接学生本人の銀行口座に振込

まれる。

5. 奨学金の返還

卒業後6か月を経た後、借入金額に応じた期間で返還することになる。奨学金は学資として貸与されるものであるから、卒業後は必ず返還する義務がある。この返還金が後輩の奨学金として活用され、また唯一の財源でもあるから、規則を守り、返還を確実に履行しなければならない。

6. 返還猶予

卒業後引き続き進学したとき、災害又は病気により返還が困難となったときは、願出によって一定期間返還を猶予されることがある。

7. 奨学生の義務

奨学生は、奨学金返還の義務以外は、卒業後の就職、進学、その他一切特別の制限や拘束をうけないが、在学中は、休学、復学、転学、退学及び本人又は保護者等の氏名、住所その他の事項について変更があったとき、また生活状況報告など必要な届出や報告などは、学生係を通じて遅滞なく行わなければならない。

8. その他

令和2年4月から高等教育機関の修学支援新制度による支援のひとつとして、授業料等減免及び給付型奨学金の支給が開始されている。住民税が非課税世帯及びそれに準ずる本科4年生以上の学生が対象となる。令和6年4月からは多子世帯に属する学生も対象となっている。募集については、そのつど掲示で通知する。

2 その他奨学金（専攻科は一部該当しません）

（オリエンタルモーター奨学財団、真知社育英会、その他）

日本学生支援機構以外にも、地方公共団体や民間団体が募集している奨学制度がある。地方公共団体が募集している制度は、その団体の所在地出身者に限る場合が多く、出願、採用時期もまちまちで本人が直接手続きすることが多いので、希望者は出身地の教育委員会に問い合わせることをみる。

また、民間団体が募集している制度の中には、学校で奨学生の募集、選考、推薦を行っている団体もある。返還不要の場合もあるので、詳しいことを知りたい学生は、学生係に相談すること。

学校学生旅客運賃割引について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度である。

学割証の使用は、不正のないように次の事項に十分注意すること。

- 1 学割証の使用は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められた場合に限る。
 - ア．休暇、所用による帰省
 - イ．実験、実習等の正課の教育活動
 - ウ．学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - エ．就職又は進学のための受験等
 - オ．学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - カ．傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - キ．保護者の旅行への随行
- 2 学割証の使用は片道 100km をこえて旅行する場合で、学割証 1 枚につき 1 人 1 回に限る。
- 3 学割証は乗車（船）後に使用することはできない。
- 4 学割証によって購入した乗車券は、学割証の記名人に限って使用できる。ただし、記名人であっても、使用資格を失った後は使用できない。
- 5 交付を受けた学割証に記入する事項を訂正するときは、その箇所に必ず本人の認め印を押すこと。
- 6 学割証は次の場合に無効として回収される。
 - ア．発行者の記入事項が無記名のとき
 - イ．記入事項が不鮮明なとき
 - ウ．記入事項をぬり消したり改変してあったとき
 - エ．訂正印のないとき
 - オ．有効期間（発行の日から 3 ヶ月）を経過したとき
 - カ．記名人以外の者が使用したとき

- 7 学割証を必要とするものは、所定の請求書に記入し使用日の前日までに学生係へ申請すること。なお、特別の理由がある場合を除き、請求と同時に発行することはできないので注意すること。
- 8 学割証で購入した乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。又、学生証は関係者の請求があるときは提示する。
- 9 学割証等を不正使用した場合は、学則によって処分されることがある。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、学生の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者及び保護者の三者の負担による互助共済制度です。

1 災害共済給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治まった後に残った傷害で、その程度により第 1 級から第 14 級に区分される		障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000 万円 〔通学中の場合 1,500 万円〕
	突然死	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500 万円 〔通学中の場合も同額〕
		学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学中の場合 1,500 万円〕

2 学校の管理下の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（特別活動中も含む）
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- 休憩時間、その他校長の指示又は承認に基づき学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合
- 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路・方法による往復中
- 学校の寄宿舎にあるとき

3 給付の制限

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われる。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅する。
- 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合がある。
- 故意又は事故の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合がある。

4 掛 金 年額 1,550 円

以上の要項に該当すると思われる災害が発生した場合は、すみやかに学生係に届け出て所定の手続きをとること。

なお、詳細については担任教員又は学生係に相談すること。

交通安全について

本校においては、自他の生命を尊重する考え方に立って、社会的ルールの育成と自己安全管理を目標に、別表の交通安全指導方針を掲げる。したがって、いかなる時も交通法規を正しく理解し、厳守するように努めること。

専攻科学生のパイク（125cc 以下）通学および自動車通学は許可制です

別表【交通安全指導の具体的指導方針】

自転車について			バイク・自動車について		
1・2年生	①交通法規を正しく理解し厳守する。 ・左側通行を厳守する。 ・指定場所、あるいは見通しの悪い交差点では一時停止を厳守する。 ・次の違反行為等を禁止する。 ・信号無視、傘さし運転、ヘッドホン・イヤホンの着用（片耳のみ着用の場合も含む）、携帯電話使用、サンダル履き、2人乗り、無灯火運転、並進、バイク等へのつかまり運転、道路の斜め横断 ②整備不良車の使用を禁止する。 ③購入時に必ず防犯登録を行う。 ④自転車損害賠償責任保険等に入入する。 ⑤寮生の自転車持込み、使用については学寮の指示による。	運転免許	バイク通学	自動車通学	その他
		取得を禁止する（※）	禁止する	禁止する	①いかなる場合でも、下記の事項を禁止する。 ・バイクの貸し借り、二人乗り。 ・自動車の貸し借り。 ・寮生のバイクおよび自動車の持込み。 ②他人のアパートやシェアハウス先、通学途中の無料駐車場等に駐車し通学することも禁止とし、発覚した場合は処分対象となる。 ③通学のための原付自転車免許以外の運転免許は、あくまで卒業後の便宜を図るものであり、在学中の運転は保護者の同意のもとで行うこととする。
3年生		①原則禁止する。ただし、保護者が同意し、通学に必要な者に限り、原付自転車免許（排気量 50cc 以下）を取得することができ。 ・遠距離通学者（直線距離で15km以上）の場合は、小型限定普通自動車二輪車免許（排気量 125cc 以下）を許可する場合もある。 ・バイク通学のためにバイク運転免許取得を希望する者は、事前に保護者との自署連名で「 <u>バイク運転免許受検許可問題</u> 」を提出し、学校の許可を受けること。 ・取得は2学年末の3月1日以降とする。 ・取得日は運転免許証の交付日とする。 ・取得後は「 <u>運転免許取得届</u> 」を必ず提出すること。	①保護者が同意し、通学に必要な者に限り、原付自転車（排気量 50cc 以下）のバイク通学を許可する。 ②遠距離通学者（直線距離で15km以上）の場合は、小型限定普通自動車二輪車免許を許可する場合もある。 ③希望する者は、事前に保護者との自署連名で「 <u>バイク通学許可問題</u> 」を提出し、学校の許可を受けること。 ④通学は、通学年度の4月以降とする。 ⑤自賠責保険の他に対人無制限の任意保険に加入すること。	①自動車による通学（構内への乗り入れ）を禁止する。 ・冬期間に限り、5年生で特に必要と認められる者については、通学を許可する場合がある。	
		①保護者の同意のもと、取得することができる。			
4・5年生					

※ 3年生からバイク通学を希望する2年生においては、3年生の運転免許取得方針に従うこと。

クラブ活動を行うに当たって

1 活動の目標

- 一 心身両面の健全な発達をめざそう。
- 二 大会やコンテスト等の目標に向かって、たゆまない努力をしよう。
- 三 規律ある活動を通して、連帯感や協調の精神を高めよう。
- 四 集団の中の一個人である自覚を持ち、他を思いやる心、温かい友情、豊かな感性を育てよう。
- 五 学業とクラブの両立、調和をはかり、仮にも学業不振に陥ることのないように心がけよう。

2 安全の確保

- 一 安全なクラブ活動をするために、クラブ活動の目標をよく理解し、軽率な行動による事故は絶対に起こさぬよう心がける。
- 二 クラブごとに練習計画を立て、無理のない活動をする。
- 三 自分自身の身体状況、健康状況に注意し、自分の体力に適した活動をする。
- 四 定期的に健康診断を受けたり、身体測定をしたりして、疲労、病気など身体上の異常を早期に発見するように努める。
- 五 競技や練習の前には、準備運動・整理運動を十分に行う。
- 六 練習場等の施設や使用する器具・用具は、常に安全性を確かめ、よく整備しておく。
- 七 部長、キャプテン、マネージャー、上級生クラブ員は、技術面、精神面において下級生クラブ員の模範となるよう努力する。
- 八 まだ体力のついていないクラブ員には、それに適した活動をさせ、決して厳しさだけが先行することのないよう十分配慮する。
- 九 クラブ活動中、万一事故が起きたときは、顧問教員にすぐ連絡する。

3 クラブ活動時間等

- 一 活動は、クラブ員の健康状況、学習状況を考え顧問教員の許可を得て決める。
- 二 平日は、原則として17時までに終了する。

- 三 土曜・日曜・休日・長期休業中は、午前もしくは午後の3時間程度とし、17時までには終了する。
- 四 合宿期間は、午前・午後の3時間程度とする。
- 五 平日1日以上、週末1日以上の週2日以上の休養日を設ける。
- 六 中間・定期試験前の活動は、原則として10日前から自粛する。

4 合宿

- 一 合宿期間は6泊7日を限度とし、年2回以内とする。
- 二 合宿は、長期休業中に行う。
- 三 合宿中は、本校学生としての品位を保ち、良識ある行動をとる。
また、日課表に従って、規律正しい生活をする。

専攻科学生は該当しません。

鶴岡工業高等専門学校合宿に関する内規

(目的)

第1条 本校学生の合宿については、この内規の定めるところによる。

(合宿の期間)

第2条 合宿の期間は、1回6泊7日をもって限度とし、年間2回以内とする。ただし、特に校長が認めたものはこの限りでない。

2 合宿の期間は、長期休業中に限るものとする。

(許可手続)

第3条 合宿を行う場合には、所要事項を記載した合宿願を1週間前までに提出して、校長の許可を得なければならない。

(顧問教員の指導)

第4条 顧問教員は、合宿期間中学生と起居を共にし、全般の指導に当るものとする。ただし、2部以上が同一箇所合宿する際は、交互に宿泊することができる。

(合宿における心得)

第5条 合宿する者は、次の各号を厳守しなければならない。

一 合宿中は、学生としての品位を保ち良識ある行動をとること。

二 合宿中は、日課表を作成して規律ある生活をする事。

(本校内における合宿)

第6条 本校内で合宿する場合の要領については、別に定める。

附 則

この内規は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

校舎等清掃実施要領

校舎等の清掃と整頓（以下「清掃等」という。）は、常に良好な環境を維持するため次により行う。

- 1 清掃等は別表「清掃等分担表」により行うものとする。ただし、都合により変更することがある。
- 2 清掃等は普通清掃と特別清掃とに分け、普通清掃は放課後学生の当番の者が毎日行う。ただし、毎日清掃しない語学演習室、実験室等は使用した日に行う。特別清掃は校長が必要と認めたときに行う。
- 3 清掃要領は次による。

（普通清掃）

- 一 窓のさん等の塵をとり、くもの巣を払う。
- 二 黒板をきれいに拭き、チョークの粉をとって捨てる。黒板拭きをきれいにする。
- 三 床はほうき又はモップを用いてきれいに掃き、教卓、机を水ぶきする。
- 四 清掃後は室内の机、椅子等を整頓し、清掃用具を所定の場所に格納する。

（特別清掃）

- 一 普通清掃を行う。
- 二 窓ガラスを拭く。ただし危険な場所については省略する。
- 三 床にワックスを塗る。
- 四 校舎外は、紙屑草木屑等をひろい、所定の場所に捨て、清掃する。

注 1 項の別表「清掃等分担表」は、毎年度当初クラスルームに標示する。

附 則

この要領は、昭和46年4月2日から実施する。

）

（略）

）

附 則

この要領は、平成10年1月1日から実施する。

特別警報発表時の学生の登校・下校及び授業等に係る措置の申合せ

運 営 会 議

制 定 令和6年10月23日

本校が所在する鶴岡市又は通学圏内の庄内地域・最上地域に以下に示す特別警報が発表された場合の学生の登下校及び授業等について、学生の安全確保の観点から、以下のとおり措置するものとする。

特別警報：「大雨特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」

庄内地域：鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

最上地域：新庄市、真室川町、金山町、舟形町、最上町、鮭川村、戸沢村、大蔵村

- 1 登校時間帯に特別警報が発表された場合の措置について。
 - (1) 午前6時の時点で本校が所在する鶴岡市北部に特別警報が発表された場合は、通学生は自宅待機とする。
 - (2) 午前6時の時点で通学圏内の庄内地域（鶴岡市北部を除く）・最上地域に特別警報が発表された場合は、特別警報が発表された当該地域に住む学生は自宅待機とする。また、通学経路の地域に特別警報が発表されていた場合も同様に自宅待機とする。
 - (3) 上記(1)又は(2)の措置をした場合は、通学生は担任又は学生課まで連絡すること。
- 2 登校後、特別警報が発表された場合の措置について。
 - (1) 登校後、特別警報が発表され帰宅が困難と判断される場合は、警報が解除されるまでは、学校において待機するものとする。
 - (2) 登校後、特別警報が発表されることが見込まれることとなり、学生を早期に帰宅させた方が良いと判断される場合は、気候、交通機関及び道路等の状況を総合的に勘案し、学生が安全に帰宅出来ることが確認出来る場合は、速やかに学生を下校させ、

以後の授業は休講とする。

- (3) 特別警報の状況が翌日まで影響することが見込まれる場合は、教務主事は、授業等の中止・休講、自宅待機等を検討し、リスク管理室会議の議を経て速やかに周知する。

3 授業の確保について

この措置の実施に伴って、不足する授業については、補講等で補うこととする。

4 その他

- (1) 登校中に特別警報等により交通機関の遅延や運休、またそれに伴い高専行きのバスに乗れなかった場合は、可能な限り駅やバス会社から運休（又は遅延）証明書を入手することとし、遅刻又は欠席が生じた場合は、個々の学生の状況に応じ、適切な事務処理を行う。
- (2) 上記1又は2によりがたい場合、また、台風等の上記以外の事情の発生により、学生の登下校及び授業等に係る措置が必要な場合等については、別途周知する。
- (3) 個々の学生への連絡が必要な場合は、「さくら連絡網」による一斉通知および学校ホームページにて周知を行う。

附 則

- 1 この申合せは、令和6年10月23日から施行する。

ハラスメント防止ガイドライン

このガイドラインは、国立高等専門学校機構におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）を防止し、教職員、学生一人ひとりの人権が尊重され、誰でもが安心できる就労・修学環境を築くために、個々の教職員等や相談員が認識（留意）すべき事項等をまとめたものです。（「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針（平成24年9月27日理事長裁定）」及び「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針（平成24年9月27日理事長裁定）」参照）

対象と適用範囲

国立高等専門学校機構に属する全ての教職員、学生（科目等履修生，研究生，聴講生等学校で修学する者を含む。以下同じ。）及び関係者（学生の家族，取引関係業者等，教職員と業務上の関係を有する者をいう。以下同じ。）を対象とし、ハラスメントが問題となる場合は、学校（職場）外の出来事であっても、また、勤務・授業・課外活動等の時間外であっても適用されます。

I ハラスメントを行わないようにするために教職員及び学生等が認識すべき事項

1 基本的な心構え等

（1）ハラスメント全般

- 個人の尊重という人権保護の基本を理解し，お互いの人格を尊重し合いましょう。
- お互いが大切な仲間であるという意識を持ちましょう。
- 職務上の正当な指導・助言の場合を除き，相手が拒否し，又は嫌がっていることが分かった場合には，同じ言動を決して繰り返してはいけません。
- ハラスメントであるか否かについて，相手から常に意思表示があるとは限りません。
- ハラスメントは，学校（職場）内や勤務時間内だけではなく，学校（職場）外や勤務時間外においても注意する必要があります。
- 教職員間、教職員と学生間のハラスメントだけでなく，保護者その他の学校関係者など教職員，学生がその業務や修学する際に接することとなる者にも配慮する必要があります。

(2) セクシュアル・ハラスメント

- 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくしましょう。
- 性別による固定観念や役割分担等の差別意識や優越意識をなくしましょう。
- 性に関する言動等の受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、受け手の判断が重要です。

(3) アカデミック・ハラスメント

- 教職員及び学生を指導・監督する立場にある者（以下「監督者等」という。）は、ハラスメントが教育を受ける権利や研究する権利、良好な環境で就労する権利などを侵す人権侵害行為であることを認識しましょう。
- 教育上の指導等のあり方には様々な手段・方法があり、また、指導を受ける側の感じ方にも個人々人によって微妙な違いがありますので、常に指導する者と指導される者との間に適切なコミュニケーションが成立していることが必要です。

(4) パワー・ハラスメント

- 修学上又は職務上で上位にある者は、自らの言動の影響力を自覚し、常に相手への配慮を保つことが必要です。
- 監督者等は、職務上、厳しい指導を行う必要がある場合もありますが、研修・指導・教育等の名の下に行き過ぎや人格等を否定することがないよう常に配慮することが必要です。

2 ハラスメントになり得る言動

(1) セクシュアル・ハラスメントの例

(ア) 性的な又は性差別的な内容の発言関係

- 身体的特徴を話題にする。
- 卑猥・下劣な冗談を交わす。
- 性的な経験や性生活について質問する。

(イ) 性的な又は性差別的な行動関係

- ヌードポスター等を職場に貼る。
 - 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
 - 身体を眺め回す。
 - 食事や私的な付き合いにしつこく誘う。
 - 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送る。
 - 身体に不必要に接触する。
- #### (ウ) 性別による固定観念又は差別的意識に基づく発言・言動
- 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などと発言する。
 - 女性であるというだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要する。
 - 「男の子、女の子」、「おじさん、おばさん」などと相手の人格を認めないような呼び方をする。
 - 「女の子なのにどうして理科系（高専など）にきたの」などと聞く。
 - カラオケでのデュエットを強要する。
 - 酒席で、上司の側に席を指定したり、お酌等を強要する。

(2) アカデミック・ハラスメントの例

(ア) 良好な環境における教育・研究・学修の侵害

- 正当な理由がなく、
 - ・教育・研究上の指導をしない。
 - ・文献・図書や機器類、試薬類を使わせない。
 - ・必要な出張や物品購入を承認しない。
 - ・研究室や実験室・資料室などへの立ち入りを禁止する。
- 本人の希望に反する学習・研究計画や研究テーマを十分な説明をせず、押しつける。
- 必要もなく、勤務時間外、深夜、休日の指導、学修を強要する。
- 学校の実費から支出すべき費用などを不当に教職員・学生に負担させる。
- 架空の書類の作成や不正に研究費等を支出させるなどの不正行為を強要する。
- 研究データのねつ造、改ざんを強要する。
- 論文の内容などについて、共著者の了承を得ずに投稿する。
- 学生の未公開論文の内容を指導教員が無断で引用する。
- プライベートな行動に付き合うことや送り迎えを強要する。

(イ) 不当な評価や処遇

- 単位の不認定の理由を明らかにしない。
- 成績評価を恣意的に行い、故意に留年させる。
- 正当な理由がなく、
 - ・就職や大学の進学に必要な推薦書等を書かない。
 - ・就職活動を禁止又は妨害する。
- 本人の望まない退職や他の機関への不当な異動を強制する。

(ウ) 身体又は精神的な侵害

- 学生の論文原稿や部下の業務書類などを破ったり、ゴミ箱に捨てたり、正当な理由がなく受け取りを拒否する。
- 些細なミスを大声で叱責したり、あえて人前でなじったりする。
- 個人的な感情によって、特定の学生又は教職員に対して指導を拒否したり、侮辱的な言辞を言う。
- 虚偽の噂を流したり、怪文書を配るなど不当に人格や地位をおとしめる行為をする。
- 職務上知り得た教職員又は学生の個人情報などを不当に他の教職員や学生に教える。
- プライベートなことがらをしつこく聞き、強引に勝手なアドバイスをする。

(3) パワー・ハラスメントの例

(ア) 良好な環境に反する就労の侵害

- 正当な理由がなく、
 - ・職務上の指導、助言を行わない。
 - ・仕事を与えない。
 - ・職務の遂行に必要な資料や機器類を使わせない。
 - ・業務の相談等を他の人にすることを禁止する。
 - ・休日出勤や時間外勤務を強要する。
- 違法行為を強制する。
- 虚偽の書類の作成や書類の改ざんを指示する。

(イ) 生活設計への妨害

- 不当な勤務評価（評定）を行う。
- 退職や転職を強要する。
- 結婚と職務継続についての二者択一を迫る。
- 本人が退職を希望しているにもかかわらず、退職を認めない。（退職しないよう強要する。）

(ウ) 身体又は精神的な侵害

- 業務指導の範囲を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動を行う。
- 虚偽の噂を流したり、怪文書を配る。
- 部下を無視したり、侮辱的な言動をする。
- 職務上知り得た部下や同僚の個人的情報を不当に他の教職員に教える。
- 一気飲みや本人の体質、健康状態、意向を無視して飲酒を強要する。

3 加害者の処分等

ハラスメントの加害者は、教職員の場合には、機構が定める就業規則に従って懲戒処分等が行われ、また、学生の場合には、当該学校の学則等に基づき処分等が行なわれます。

教職員に対して処分等が行われた場合には、「独立行政法人国立高等専門学校機構における懲戒処分の公表基準（平成23年4月21日理事長裁定）」に従い、その内容を公表することがあります。ただし、被害者の個人のプライバシー保護については、最大限に配慮します。

Ⅱ 良好な就労・修学環境を確保するために認識すべき事項

1 日頃からの心がけ

ハラスメントについて問題提起する教職員又は学生をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないことが重要です。

問題提起を契機として、良好な就労・修学環境の確保のためにすべての構成員が取り組むことを日頃から心がける必要があります。

2 加害者や被害者を出さないために

- (1) ハラスメントと思われる行為が見受けられる場合は、就労・修学環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要です。
- (2) ハラスメントの被害を受けていることを見聞きした場合には、被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」などとの考えから、他の人に対する相談をためらうことがあります。被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切です。

3 ハラスメントが発生した場合等

ハラスメントが発生した場合又は見聞きした場合には、すみやかに相談員、信頼できる者又は監督者等に相談することをためらわないでください。

Ⅲ ハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員及び学生に望まれる事項

1 基本的な心構え

教職員及び学生は、ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望めます。

- (1) ハラスメントを受けているのに一人で我慢していたり、無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されず、問題も解決しないといふことを認識することが大切です。
- (2) 「恥ずかしい」、「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」などと考えがちですが、被害を深刻なものにしない、他に被害者を作らない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、良い就労・修学環境の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められます。

2 被害を受けたときに望まれる対応

教職員及び学生はハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望めます。

- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしてください。
セクシュアル・ハラスメントに対しては毅然とした態度をとり、すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要です。直接相手に言いにくい場合には、手紙等の手段をとるという方法もあります。
- (2) 相談員や信頼できる人に相談してください。
同僚や知人、上司等身近な信頼できる人に相談することが大切です。また、学校（職場）には、相談員が置かれていますので、確認の上、相談してください。
なお、学校（職場）内において相談することがためられる等の場合には、外部の相談機関に相談する方法を考えてください。
相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておくことが望めます。

Ⅳ ハラスメントに関する苦情相談への対応

1 相談員の基本的な心構え

- (1) 当事者（被害者とされる者及び加害者とされる者をいう。以下同じ。）にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持ってください。
- (2) 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけてください。
- (3) 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守してください。

2 苦情相談を受ける際の相談員の体制等

- (1) 苦情相談を受ける際には、相談者の意向を踏まえつつ、複数の相談員で対応することが原則です。
- (2) ハラスメントの苦情相談を受けるに当たっては、相談者が同性の相談員の同席を望む場合には、同席するよう努めてください。
- (3) 相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力してください。
- (4) 実際に苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談員以外の者に見聞されないよう周りから遮断した場所で行ってください。

3 事実関係等の聴取に係る相談員の留意事項等

(1) 相談者への留意事項等

- (ア) 相談者の求めるものが、将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、又は喪失した利益の回復、謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるのかについて把握してください。
- (イ) 相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応に当たり、相談者がどの程度の時間的な余裕があるのかを把握してください。
- (ウ) 特に相談者が被害者の場合、ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限りません。むしろ脱線、中断することも十分想定されますが、事実関係を把握することは極めて重要ですので、忍耐強く、相談者の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聴くように努めることが必要です。
- (エ) 事実関係については、次の事項を把握してください。
 - ① 当事者間の関係
 - ② 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - ③ 相談者は、加害者とされる教職員、学生等に対してどのような対応をとったか。
 - ④ 当事者以外の上司、監督者、指導的立場にある者等に相談を行っているか。
 - ⑤ ①～④の事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者はいるか。
- (オ) 聞き間違えの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充をするために、聴取事項を書面で示したり、復唱するなどして、相談者に聴取した事実関係等を確認してください。
- (カ) 聴取した事実関係等については、必ず記録しておいてください。

(2) 加害者とされる者からの事情聴取

- (ア) 原則として、加害者とされる教職員又は学生等から事実関係等を聴取する必要があります。ただし、ハラスメントが学校（職場）内で行われ比較的軽微なものであり、対応に時間的な余裕がある場合などは、当事者以外の上司、監督者、指導的立場にある者等の観察、指導による対応が適当な場合も考えられますので、その都度適切な方法を選択して対応してください。
- (イ) 加害者とされる者から事実関係等を聴取する場合には、加害者とされる者に対して十分な弁明の機会を与えることが必要です。
- (ウ) 加害者とされる者から事実関係等を聴取するに当たっては、その主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応してください。

(3) 第三者からの事実関係の聴取

学校（職場）内で行われたとされるハラスメントについて、当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要です。

この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にするとともに、関係者等の人権を尊重するために、聴取内容等について、秘密を厳守することを強く要請するなど適切に対応してください。

4 相談者に対する説明

相談員は、苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明してください。

V 相談員が問題を処理するための具体的な対応例

1 ハラスメントを受けたとする教職員又は学生等からの苦情相談

<例>

- (1) 学校内でのハラスメントのうち、その対応に時間的な余裕があると判断されるものについては、当事者以外の上司、監督者、指導的立場にある者等に当事者及びその周辺の状況等の観察並びに加害者とされる教職員又は学生等の言動で問題があると認められる言動について、適宜注意を与えるよう要請する。
- (2) ごく軽微なハラスメントの言動を頻繁に行うことが問題にされている場合において、加害者とされる教職員、学生等は、その言動がハラスメントであるとの意識がない場合がある。この場合には、相談員が加害者とされる教職員又は学生等に対し、当該言動がハラスメントに該当する旨を直接注意する。
- (3) 相談者が軽微なセクシュアル・ハラスメントに該当すると思われる言動について苦痛に感じている場合は、相談者自身が相手の教職員等に対して明確に拒否の意思表示をするよう助言する。
- (4) 被害者がハラスメントを行った加害者に謝罪を求めている場合において、加害者も自らの言動について反省しているときには、被害者の要求を加害者に伝え、加害者に対して謝罪を促すようあせしめる。
- (5) ハラスメントの内容がかなり深刻な場合で、被害者と加害者とを同じ場所勤務させることが適当でないと判断される場合などには、人事担当者等との十分な連携の下に、当事者について人事異動等の措置をとることも必要となる。
- (6) ハラスメントの被害者が学生で加害者が教員の場合、その内容が深刻なときは、学生の教育に責任を持つ役職者等との連携をとり、教科担任、指導教員等を変更（交替）する措置をとることも必要になる。

2 第三者からの苦情相談

<例>

- (1) ハラスメントと思われる言動をしている教職員を見た同僚等から相談があった場合には、その教職員及びその同僚等から事情を聴き、その言動がハラスメントであると認められる場合には、その教職員に対して、当事者以外の上司、監督者、指導的立場にある者等を通じ、又は相談員が直接に注意を行う。
- (2) 非常勤教職員又は学生がハラスメントを受け、当該非常勤教職員又は学生である本人は、立場が弱いため苦情を申し出ることをしないような場合について、第三者から相談があったときには、本人から事情を聴き、ハラスメントの事実が認められる場合には、本人の意向を尊重した上で、役職者、監督者、指導教員等を通じ、又は相談員が直接に加害者とされる教職員から事情を聴き、加害者とされる教職員に注意を行う。

相 談 員

氏 名	所 属	電話（内線）
久保 響子	化学・生物コース	9120
田邊 英一郎	基盤教育グループ	9160
木村 太郎	基盤教育グループ	9155
佐々木 裕之	機械コース	9039
伊藤 絵理香	電気・電子コース	9138
安齋 弘樹	情報コース	9438
中野 あゆみ	保健センター	9030
村山 智子	保健センター	9031
大山 元	総務課	9159
中島 栄子	総務課	9018
阿部 強士	総務課	9022
中島 直樹	学生課	9029
遠田 明広	教育研究技術支援センター	9016
一条 洋和	教育研究技術支援センター	9104
矢作 友弘	教育研究技術支援センター	9040

鶴岡工業高等専門学校 学校いじめ防止等基本計画

鶴岡工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会

令和 7 年 4 月

はじめに

鶴岡工業高等専門学校（以下「学校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。最終改定平成２９年３月１４日。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が改定した独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（以下「ポリシー」という。）と機構が制定した独立行政法人国立高等専門学校いじめ防止等ガイドラインのもと、学校いじめ防止等基本計画（以下「本計画」という。）を定める。

いじめは、どの学生にも起こりうるものであり、全ての教職員が、未然防止及び早期発見への学校を挙げての取組、発見してからの組織的な対処の在り方を正しく理解し、情報の集約・共有と法に定める定義の適切な理解に基づく積極的な認知、被害学生の保護及び加害学生への指導等を適切に遂行し、ＰＤＣＡサイクルに基づく取り組みの検証と再発防止を図らねばならない。教職員各人においては、本計画を理解するとともに、学校はいじめ問題に対し全校を挙げて取り組む。

第1章 学校いじめ防止等基本計画

1. いじめについての理解

(1) いじめの定義

- ◆「いじめ」とは、学生に対して、学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ◆個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

(2) いじめの禁止

- ◆学生は、いじめを行ってはならない。学校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校に醸成するよう努めなければならない。

(3) 基本的姿勢

- ◆いじめは、どの学生もいじめを行う学生にもいじめを受ける学生にもなることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが学校すべての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- ◆いじめ防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを意識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- ◆いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講じられるよう留意するとともに、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- ◆学校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

2. 学校及び教職員の責務

- (1) 学校はいじめ防止等の対策のための組織を設置し、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、道徳教育等の充実や相談体制を整備する。また、いじめあるいはいじめと疑われる行為があった場合は、適切かつ迅速に対処し、対処後は再発防止に努めるものとする。
- (2) 学校は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。
- (3) 学校は、いじめの疑いのある行為を知り得た時には、集団守秘の考えのもと、必要な範囲で情報を共有し、これらの情報をもとに組織的に判断していじめを認定する。

3. 学校いじめ防止等基本計画の策定

- (1) 学校は継続的に本計画を学生及び学生の保護者に周知するとともに、誰もがその内容を確認できるようにするため、学校ホームページにより公表する。
- (2) 本計画には、学校いじめ防止対策プログラム、早期発見・事案対処マニュアルを始めとして、学校におけるいじめ防止等の組織的対応の在り方及び年間を通して取り組むべき活動等を記載し、全ての教職員がその内容及び役割等を把握し、その主体的かつ積極的な参画の基に実行されなければならない。
- (3) 学校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取り組みを実施するため、PDCA サイクルに基づき、本計画が実情に即して機能しているかについて適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 学校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページ等により公表する。

4. いじめ防止等のための組織

いじめの防止や早期発見に関する取り組み、及び問題発生後の措置の策定・実行は、「鶴岡工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会」（以下「委員会」という。）が主体となってこれを行う。

(1) 組織

委員会組織は、校内委員で基本構成する。委員会は年6回を目安に定期的に開催するとともに、いじめに関する通報があった場合は、速やかに臨時の委員会を開催する。また、委員会を開催したときは議事録を作成する。

(2) PDCA サイクル

委員会は、本計画の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるか、また、それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルに基づき検証を行う。

(3) 組織的管理

委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、記録の残し方、記録の保管場所についても委員会で明確に定めておく必要がある。また、教職員個人の判断で勝手に処分せず、組織で適切に管理し保存する。被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害（「10. 重大事態」を含む）の申立てがなされることもあることを踏まえ、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が卒業するまでは保存する。

5. いじめの未然防止

- (1) 全教職員に対して、校長は委員会・保健センター等が運営にあたる校内研修会を年1回以上実施するなどして、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点、または、いじめ問題の重大性を認識させ、学生への指導力の向上を図る。
- (2) 学生に対して、保健センターを中心に「命に関する講演会」を実施するほか、学級担任等が特別活動などの時間を利用して、いじめの問題を話題にすることで、いじめ防止の雰囲気や醸成し、合わせて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いを認め合いながら諸問題を解決する力とお互いの人格を尊重する態度を身につけさせる。

- (3) いじめ防止週間を設定し、学生自らが、いじめの問題に気づき、考え、防止に向けて行動を起こすことができるような主体的な取り組みを企画・実施する。
- (4) 委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的に・計画的に盛り込んだ実施計画（以下「学校いじめ防止対策プログラム」という。）を策定し、全ての教職員との共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

6. いじめの早期発見

- (1) 学校は、学校におけるいじめを早期に発見するため、委員会が実施主体となつて、在籍する学生に対する年間4回以上を原則とする定期的なアンケート調査を行い、必要に応じて面談等を実施し、いじめの実態把握に努める。
- (2) 学校は、在籍する学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。
- (3) 学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- (4) 学校は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細やかな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取組を行う。
- (5) 委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

7. いじめ事案への組織的対応

いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、教職員同士が日常的につながり・同僚性が向上する用に、特に学生に最も接する機会の多い担任や科目担当者が委員会と有機的に連携し、委員会の機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。また、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善していくことが必要である。

8. インターネット等によるいじめへの対応

- (1) 学校は、インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに関わる画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

- (2) 学校は、インターネットを通じていじめが行われていた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明しなければならない。

9. いじめの解消

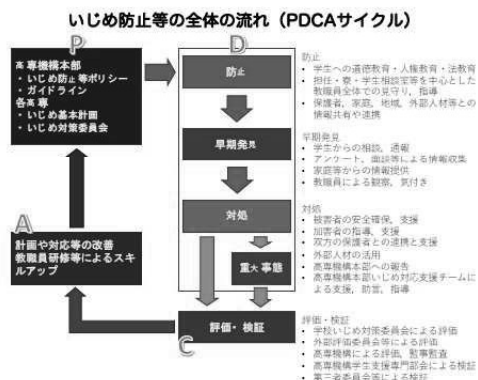
いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合であっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

10. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した際は速やかに機構本部に報告し、重大事態調査を行う場合にはあらかじめ機構の承認を得る。
- (2) 重大事態への対処のための組織を設け、調査を行う。
- (3) 学生及び保護者に適切に説明し、情報提供等を行うとともに、当該学生の教育の確保のための必要な措置を講じる。

11. PDCA サイクルに基づく評価・検証と不断の見直し

- (1) 委員会は、本計画の策定の見直し、いじめの防止等に向けた取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめの防止等に向けた取り組みについて、PDCA サイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。
- (2) 学校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、ホームページ等により公表する。



第2章 学校いじめ防止等対策プログラム（年間計画表）

月	内 容			備 考
	教職員対象	学生対象	保護者対象	
4	◆いじめ防止等基本計画の確認 ◆情報モラル教育（主対応：学生委員会） ◆個人面談（5月末まで・全学生）	◆いじめに関する取組の周知 ◆情報モラル教育（主対応：学生委員会） ◆個人面談（5月末まで・全学生）	◆いじめに関する取組の周知 ◆第1回いじめ防止等対策委員会（いじめアンケート立案）	・授業開始 ・交通講話 ・サイルースキル講座 ・学年会総会 ・学生会総会 ・校内体育大会
5		◆第1回いじめアンケート（5月中旬～下旬） ◆いじめ防止週間		・前期中間試験 ・アンケート（保健センター）
6		◆個人面談（6月上旬・該当学生） ◆生活指導講演会（主対応：学生委員会）		・東北地区高専体育大会 ・前期未試験
7				・全国高専体育大会
8	命に関する講演会（主対応：保健センター）	◆命に関する講演会（主対応：保健センター） ◆第2回いじめアンケート（7月中旬～下旬） ◆個人面談（7月下旬～9月中旬・該当学生）	◆第3回いじめ防止等対策委員会（いじめアンケート総括） （次回いじめアンケート立案）	・全国高専体育大会
9				・全国高専体育大会
10		◆第3回いじめアンケート（10月上旬～10月中旬） ◆個人面談（10月中旬～11月上旬・該当学生）	◆第4回いじめ防止等対策委員会（いじめアンケート総括） （次回いじめアンケート立案）	・高専祭 ・アンケート（保健センター） ・4年工場見学 ・後期中間試験 ・企業研究セミナー
11		◆第4回いじめアンケート（12月上旬～中旬） ◆個人面談（12月中旬～1月中旬・該当学生）	◆第5回いじめ防止等対策委員会（いじめアンケート総括） （教職員研修会立案・年間総括）	・学年未試験
12				・卒業式、修了式
1				
2				
3	教職員研修会（保健センター共催）			

その他

- ① いじめ事案の発生時はいじめ防止等対策委員会を随時開催する。
- ② 機構本部主催の研修会等については随時実施する。

第3章 早期発見・事案対処マニュアル

1. いじめについての理解

(1) いじめの定義の要素

いじめは以下の要素さえ満たしていれば、全ていじめとして積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立ち、迅速に対応することが重要である。なお、法及びポリシーは、教職員によるいじめの放置や隠蔽などの数多くの立法事実を踏まえ被害者保護を徹底する観点から被害学生的主観に基づきいじめの有無を判断するものとして下記「③」の要件さえ満たせばいじめとして認定しなければならないこととし、被害学生等に「①」又は「②」の事実関係の立証を求めていることに留意すること。特に、いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」や「集団性」、「一方的に力関係がある」等の要素により限定して解釈することがないようにしなければならない。

- ① 行為をした者Aを行為の対象となった者Bが共に学生であるなど、AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネット等を通じて行われるものを含む）
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかる・盗む・壊す・捨てるなどされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ SNS上等で誹謗中傷や嫌なことをされる

などが挙げられるが、いじめに発展する怖れがある何気ない冷やかしかや悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りに見えにくいものがある。教職員は、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払う必要がある。

2. いじめの早期発見

- (1) 年間4回以上、定期的なアンケートや面談等によりいじめの実態把握に努める。
- (2) 学生相談室等の相談窓口の利用などを広く周知する。

相談窓口	連絡先	管轄
鶴岡工業高等専門学校 保健センター	相談室：090-4319-3626 保健室：0235-25-9030	鶴岡工業高等専門学校
KOSEN こころとからだの学外相談室	0800-000-2228	国立高専機構

24 時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310	文部科学省
24 時間子供 SOS ダイアル	023-654-8383	山形県教育委員会
ヤングテレフォンコーナー	023-642-1777	山形県警察

- (3) 全教職員が学生を見守り、いじめに関するシグナルを見逃さないよう努める。特に寮生活では、居住空間という密室環境にあるため、教職員の目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを十分に認識し、寮務関係職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (4) 委員会の活動の十分な「見える化」を実行すること等を始めとして、学生・保護者と教職員が信頼関係を構築し、安心感と信頼感及び相談しやすい環境を整える。
- (5) 学生、保護者、家庭、地域等から情報が寄せられた場合には、委員会において組織的に情報を共有し、被害学生を徹底して守り抜くという考えのもとに迅速かつ適切に対応する。
- (6) 学生の活動や様子を適切に記録し、学校組織全体として情報共有を図り、いじめの芽の発見に努める。

3. インターネット等によるいじめへの対応

- (1) インターネット等（X や、スマートフォン等のアプリである LINE といったものも含む）において不適切な書き込み等があった場合は、速やかに書き込みを行った者を特定し、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 学生の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、指示をあおぐ。
- (3) 書き込みを行った者が特定できない場合や、削除することができないなどの問題が生じた場合は、必要に応じ、警察や地方法務局等と連携のうえ、必要な対応を取る。
- (4) 学生および保護者、教職員に、不適切なインターネット等の利用の危険性を周知し、効果的な情報モラル教育を継続して行う。

4. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ◆いじめは、学生間の複雑な人間関係の中で発生し、多数の学生が行為に関与していることが多いこと、また、学校等の対応が遅延すると事態が著しく悪化する可能性があることを認識し、行為の発見や状況の報告を受けていじめを認知することとなった教職員は、特定の関係者の間で問題を抱え込まず、速やかに委員会に報告し、いじめに対する組織的対応が速やかに遂行できるよう心がける。
- ◆委員会は、いじめと疑われる行為の報告を受けた後、直ちに実態把握に努め、当該行為がいじめに相当するか否かを判断する。
- ◆委員会は、いじめを認知した場合は、速やかに校長に報告するとともに、全教職員、保護者、外部関係諸機関等と連携して、いじめを受けた学生を守るために必要な適切な措置を講じる。
- ◆いじめを行った学生に対しては教育的配慮の下、毅然たる態度で指導を行い、健全な人間関係を育み、人間として良好な成長を果たすよう継続的に働きかける。
- ◆いじめと切り切れないような行為への対応も、状況によっては、いじめへの対応方針に準じる。

(2) いじめと疑われる行為の発見・通報を受けた時の対応

- ◆過度のからかいや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせるとともに、学級担任や委員会に報告し、迅速に行えるよう心がける。
- ◆学生や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合も同様の対応を行う。

(3) いじめ事案への組織的対応

- ◆委員会は、いじめと疑われる行為の報告を受けた後、速やかに保健センター・当該学年担任団をはじめとする校内諸組織と連携して、行為当事者・関係者からの事情聞き取り、学生への質問紙調査等を実施し、事態の様相や発生の背景、被害・加害の状況およびその深刻性等を把握し、当該行為がいじめに相当するか否かを判断する。
- ◆委員会は、認知したいじめを校長に報告するとともに全教職員と情報を共有し、学校全体で組織的に問題に対処してゆく体制を整える。
- ◆委員会は、全教職員との連携、保護者・外部関係諸機関等からの協力のもと、いじめを受けた学生を保護し、すべての学生が安心して学校生活を送ることができるような措置、また、いじめを行った学生が、自省し人間として良好な成長を果たすことができるような措置を策定し、継続的に遂行する。
- ◆担当する授業、担任学級、課外活動、委員会などを中心にチェックするが、担当にとらわれずに、懸念される場面が見られたら、必ずチェックし、報告する。

(4) 学生やその保護者への対応・支援

- ◆いじめを受けた学生への対応
 - ・いじめを受けた学生の安全確保と、情報等の不必要な拡散を防止することに最大限配慮する。
 - ・事情聞き取り（事実確認）は複数名の教員で行い、話しやすい雰囲気醸成に努めつつ正確な状況把握ができるよう心がける。
 - ・事実確認に当たっては、間違った認識や不適切な言動がないよう細心の注意を払うとともに、当該事実確認によって周囲の学生等が動揺することのないよう配慮する。
 - ・いじめを受けた学生の訴えには、真摯に対応して当該学生との信頼関係築き、同学生が精神的苦痛を増加させることがないよう配慮する。
 - ・委員会は、いじめを受けた学生やその他の学生の生活状況を的確に把握し、保健センター・当該学年担任団、保護者や外部関係諸機関等と連携しながら適切と思われる支援を行う。
- ◆いじめを行った学生・関係学生への対応
 - ・事情聞き取り（事実確認）は複数名の教員で行い、話しやすい雰囲気醸成に努めつつ、正確な状況把握ができるよう心がける。
 - ・いじめを受けた学生やその他の学生が、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるためにも、学生の個人情報や当該いじめ行為の情報を軽々しく漏洩しないよう指導する。
 - ・いじめの状況に応じて、学生委員会が作成する指導（懲戒処分も含む）を行うほか、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。ただし、懲戒を前提とした指導をしてはならない。
 - ・いじめを行ったことの悪質性と自己の責任を認識し、今後人間として良好な成長を果たすとともに健全な人間関係を育んでゆけるよう指導する。また、保護者等と連携し、当該指導による教育効果について長期継続的に観察する。

- ・委員会は、いじめを行った学生やいじめに関与した学生の以後の生活状況を的確に把握し、精神的不安などがみられる場合は、保健センター・当該学年担任団、保護者や外部関係諸機関等と連携しながら適切と思われる措置を講じる。

◆保護者への対応

- ・いじめを認知した場合は、当該行為に関係する学生の保護者に対し、学級担任から速やかに状況説明を行い、事実関係や事後の対応方針についての共通認識を形成する。また、継続して家庭訪問を行うなど、長期的に保護者との情報共有や状況確認を行う。
- ・保護者からの訴えには真摯に対応し、信頼関係を築くように努める。
- ・学校の管理者等は、いじめを受けた学生の保護者に学校として当該学生の安全確保に全力を尽くすことを通達し、不安除去に努める。
- ・委員会は、当該学年担任団と連携し、いじめを受けた学生の保護者と、いじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることがないように、両者の関係を適切に仲裁することに努める。

◆支援・指導体制の構築と再発防止

- ・委員会は、保健センター・当該学年担任団あるいは外部関係諸機関等と連携しながら、下記のような支援・指導体制を構築するとともに、いじめの再発防止に取り組む。
- ・いじめを受けた学生や当該行為によって著しい不安を感じる学生に対して、使用教室や授業・課外活動等のあり方を柔軟に変更する。
- ・いじめを受けた学生や当該行為によって動揺を感じる学生、またはその保護者の不安除去のために、保健センターを中心とした学内の相談体制を最大限活用するなど、効果的な措置を講じる。
- ・いじめを行った学生への指導と、その保護者に対しての助言を継続的に行う。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラーや、場合によっては外部専門機関からの協力を得る。
- ・いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や指導を継続的に行う。

(5) 学生への働きかけ

- ◆いじめを見ていた学生に対しても、当該行為を自分の問題として捉えさせる。
- ◆いじめを止める勇気はなくても、当該行為を知らせる勇気を持つよう指導する。
- ◆はやしたてなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ◆全ての学生に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を持ち、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるよう指導を行う

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ◆いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

＜生命、心身又は財産に重大な被害に該当すると想定されるケース＞

- 学生が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

- ◆いじめにより在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ◆学生や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。学生又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
 - ◆前記3項以外的事案について、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。
- (2) 重大事態の報告
- ◆重大事態が発生した場合、学校は速やかに機構本部に事態発生について報告する。当該重大事態に係る対応についての経過も随時報告し、機構本部と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
 - ◆当該重大事態が、犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- (3) 重大事態調査の趣旨
- ◆いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする。
- (4) 調査を行うための組織
- ◆委員会を中心に事実関係の調査に当たる。
 - ◆調査の迅速性を図るため委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施しつつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
- (5) 事実確認を明確にするための調査
- ◆調査を行う場合においては、あらかじめ機構本部の承認を得るものとし、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を機構本部から受ける。
 - ◆重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や学生の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (6) 調査結果の提供及び調査結果を踏まえた措置等
- ◆いじめを受けた学生及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた学生及びその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
 - ◆学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のための必要な措置を講じる。

IV 図書館／センター

図書館（図書広報室）

情報メディアセンター

鶴岡工業高等専門学校図書広報室図書利用規則

制 定 令和 6 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 図書広報室における図書の利用については、この規則の定めるところによる。

(利用者資格)

第 2 条 図書広報室の図書を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- 一 本校の教職員及び学生
- 二 図書広報室の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

(利用証の交付)

第 3 条 教職員及び学生には、図書広報室利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

- 2 図書の退出を希望する一般利用者には、申請により利用証を交付する。なお、申請に当たっては、住所、氏名、連絡先等の確認できる資料を提示して行うものとする。

(開館日及び開館時間)

第 4 条 図書広報室は、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に掲げる休日、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までを除き開館する。

- 2 図書広報室の開館時間は、次のとおりとする。

- 一 月曜日から金曜日 8 時 3 0 分から 1 9 時まで
(長期休業期間中は 1 7 時まで)
- 二 土曜日 9 時から 1 7 時まで
(長期休業期間中は閉館)

- 3 その他図書委員長が必要と認めたときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

(閲覧)

第 5 条 閲覧室の図書は、自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧図書は、閲覧室外に持出してはならない。
- 3 書庫の図書を閲覧しようとするときは、係員に申し出るものとする。

(図書広報室外帯出)

第6条 図書の帯出を希望する者は、利用証を提示して図書を借り受けるものとする。ただし、次に掲げるものについては帯出できない。

- 一 辞書及び百科事典等の参考図書
- 二 貴重図書及び特殊図書
- 三 新着雑誌
- 四 その他特に指定した図書

(帯出の種類、冊数及び期間)

第7条 図書広報室外に帯出できる図書の数及び期間は次のとおりとする。

帯出の種類		帯出者	帯出数	帯出期間
一 般 帯 出		学 生	3冊以内	15日以内
		教 職 員	10冊以内	1か月以内
		一般利用者	3冊以内	8日以内
特別帯出	春季・夏季・冬季 ・学年末休業	学 生	5冊以内	休業期間
	卒業研究	学 生	5冊以内	翌年の2月末

2 図書委員長は、前項の規定にかかわらず、研究等特別の理由があると認められるときは、次のとおり帯出させることができる。

帯出理由	帯出数	帯出期間
教員が授業・研究のため 特に必要とする場合	50冊以内	授業又は研究が 終了するまでの期間
その他図書委員長が 特に認めた場合	図書委員長が 認めた冊数	図書委員長が認めた期間

3 帯出期間中であっても、必要により返却を求めることがある。

(帯出図書の保管)

第8条 帯出図書の保管責任は、帯出者が負わなければならない。また、帯出図書を他の者に転貸してはならない。

2 教員は、研究費で購入し帯出を受けた図書は、責任をもって保管しなければならない。

(帯出図書の返却)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、直ちに帯出中の図書を返却しなければならない。

- 一 学生が卒業、修了、退学、休学又は転学するとき
- 二 教職員が退職、休職又は転出するとき

- 三 長期帯出の図書で、教員室若しくは研究室又は事務室へ常置する必要がなくなったとき

(遵守事項)

第10条 図書広報室を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 閲覧室内では静粛を心がけ、他の利用者に迷惑を及ぼす行為はしないこと
- 二 閲覧室内では飲食、喫煙等はないこと
- 三 図書、雑誌等は丁寧に扱うこと
- 四 その他係員の指示に従うこと

(弁償義務)

第11条 利用者は、図書を紛失、破損若しくは汚損したとき、又は施設設備等に損害を与えたときは、弁償しなければならない。

(雑則)

第12条 図書広報室は、図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの利用規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

第13条 この規則に定めるもののほか、図書広報室の利用に関し必要な事項は、図書委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に従い、鶴岡工業高等専門学校図書メディアセンター図書利用規則（平成28年3月31日制定）に関する内規は、廃止する。

鶴岡工業高等専門学校情報メディアセンター 情報演習室及びネットワークの利用心得

下記の心得を守って、情報メディアセンター情報演習室やネットワークを適切かつ有効に活用してください。

○情報演習室の使用について

開室は、平日 8 時 30 分から 19 時までで、利用時間は 8 時 30 分から 18 時 45 分です。

授業等を優先しますが、授業が行われていない時間は、自由に使用することが可能です。

全校の学生・教職員が共通に使用する施設です。使用ルール、マナーを守って皆が気持ちよく使用できるようにしてください。

○アカウント及びパスワードの管理について

情報系の授業の時間に情報メディアセンター情報演習室の認証システム及び Microsoft 365（クラウドサービス）のアカウントと初期パスワードが通知されます。

これらは「あなたがあなたであること」を証明する大切な情報です。初期パスワードは、速やかにあなたが知っている秘密のパスワードに変更し、他人に知られないようにしてください。また、パスワードは定期的に変更し、適切に管理してください。

○ネットワークの利用について

本校は、SINET（学術情報ネットワーク）に接続しており、本校における情報ネットワークは、教育・研究のための利用であることを条件に使用が認められています。

ネットワーク社会と呼ばれるほど、情報ネットワークは、社会の大切なインフラとしてなくてはならないものになってきています。情報ネットワークが限りある資源であることを理解し、利用目的を逸脱しないように留意してください。

○注意事項

- ・システムの管理と安全確保の点から、情報メディアセンター情報演習室での利用及びネットワーク利用の状況を記録しています。どのプログラムを使用したか、どのサイトを閲覧したかなどの記録をログとして保存します。
- ・情報メディアセンターで使用した大切なデータは、各自で保存してください。
- ・著作権は大切な権利です。ネット上の不正なデータ（海賊版プログラム、音源、映像）には、絶対に近づかないでください。
- ・ルールを守らない使い方をした場合、アカウントを取り消すことがあります。また、不正なネットワーク利用は、学則による懲戒処分の対象となります。

V 学 生 会

鶴岡工業高等専門学校学生会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、鶴岡工業高等専門学校学生会と称する。

第2条 本会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第3条 本会は、鶴岡工業高等専門学校学生全員をもって構成する。

第2章 機 関

第4条 本会の目的達成のために次の機関をおく。

ア．学生総会 イ．役員会 ウ．評議会 エ．学級会 オ．部委員会
カ．監査委員会 キ．教員学生懇談会

第5条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には、出席者の過半数の同意を必要とする。

第6条 役員、評議員、監査委員の任期は、4月から翌年の3月までの1年とする。ただし、会長は重任することができない。評議員、副会長、会計、事務局員は重任を妨げない。

第3章 学生総会

第7条 学生総会は、本会に関する最高の議決を行う。

第8条 総会の議決は、評議会で選出する。

第9条 定期学生総会は、毎年1回行うことを原則とする。必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

第10条 臨時学生総会は、次の場合これを開くことができる。

ア．会長が必要と認めたとき
イ．役員会が必要と認めたとき
ウ．全会員の4分の1以上が必要と認めたとき

第11条 次の事項はこれを定期総会に提出し、その承認を受けることを要する。

- ア. 会則の改廃
- イ. 予算及び決算
- ウ. 活動の状況の報告
- エ. その他必要な事項

第4章 評議会

第12条 評議会は、各学級より1名、各部より1名ずつ選出された評議員をもって構成する。

第13条 評議会は、会長1名、副会長1名、会計3名、事務局員若干名を互選する。

2 評議員が役員に互選された各クラス及び各部は、7日以内に新しい評議員を選出しなければならない。

3 会長及び副会長を除き、役員の評議会における議決権を認めない。

第14条 評議会の議長は、評議会で互選する。

第15条 評議会は、原則として毎月1回開く。次の場合は、臨時に開くことができる。

- ア. 評議員の3分の1以上が必要と認めたとき
- イ. 役員会の要請があったとき
- ウ. 全会員の4分の1以上の要請があったとき

第16条 評議会は、次の事項について審議する。

- ア. 会則改廃の審議
- イ. 予算・決算の審議
- ウ. その他必要な事項

第17条 評議会は必要と認めた場合、必要期間について、高専祭、校内体育大会等の臨時委員会をおくことができる。臨時委員会の委員は、各学級から選出された委員と、評議会の委員から選出された委員をもって構成し、委員長は互選とする。

第5章 役員会

第18条 役員会は、正副会長、会計、事務局員で構成する。

第19条 役員会は、会長が随時これを招集することができる。

第20条 役員会は、次の事項を執行する。

- ア. 学生総会、評議会で議決した事項
- イ. 本会活動の企画立案
- ウ. 緊急事項の処理、ただし、その後評議会の承認を得なければなら
ない。
- エ. 教員との連絡協議
- オ. 部活動の連絡調整

第21条 会長は本会を代表し、会務を統理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

第22条 会計は3名で構成し、本会の経理事務を処理する。

第23条 事務局は広報部、審案部、書記部をもって構成する。

第24条 会長は、事務局員より局長1名を任命し、局長は、各部活動の統理に当る。

第25条 広報部は部員若干名（4名以内）で構成し、広報部部長を置く。

第26条 広報部は、次の事項を行う。

- ア. 機関紙等の発行
- イ. 活動状況の報告
- ウ. その他必要事項の広報

第27条 審案部は、文化部、体育部の代表を含めて部員若干名（4名以内）で構成し、審案部部長を置く。

第28条 審案部は次の事項を行う。

- ア. 学生会行事等の企画立案
- イ. その他必要事項の審案

第29条 書記部は部員若干名（3名以内）で構成し、書記部部長を置く。

第30条 書記部は次の事項を行う。

- ア. 総会、評議会、役員会等の議事の記録
- イ. 文書等の作成
- ウ. その他関係書類の整理等

第31条 役員会が必要と認めた場合、諮問機関として、専門委員会をおくことができる。専門委員会の委員は、役員及び評議員より選出された委員（10名以内）をもって構成し、委員長は互選とする。ただし、評議会の承認により、会長から委嘱された者を加えることができる。

第6章 学級会

第32条 学級会は、各学年における学級の全学生をもって組織し、評議会から附託された事項について、具体案を審議する。

第7章 部委員会

第33条 部委員会は、各部より1名ずつ選出して構成し、部委員長が必要と認めた場合随時これを招集することができる。

第34条 部委員会は、部に関するすべての事項について審議する。

第35条 各部には、それぞれ顧問教員をおかなければならない。

第8章 監査委員会

第36条 監査委員会は、学級より選出された3名の委員をもって構成する。

第37条 監査委員会は、随時及び提示にすべての経理を監査する。

(第38条～第40条 削除)

第9章 教員学生懇談会

第41条 教員と学生の連絡を密にし、学生会運営の円滑と学生会活動の充実を期することをもって目的とする。

第42条 教員学生懇談会は、校長、学生主事、関係教職員ならびに役員全員をもって構成する。

第43条 教員学生懇談会は、原則として各学期に1回開催し、校長ならびに会長が必要と認めた場合、臨時にこれを開催することができる。

第10章 経 理

第44条 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってこれに

あてゐる。

第45条 入会金は500円とし、入学時納入するものとする。

2 会員の会費は、1年6,000円とし、毎年4月に納入するものとする。

第46条 本会の予算原案は、役員会が作成、評議会を経た後、学生総会の承認を受けるものとする。

第47条 会計事務は役員会で行う。

第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計についての細則は別に定める。

附 則

この会則は、昭和38年4月1日から施行する。

ゝ

(略)

ゝ

附 則

この会則は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

専攻科学生は該当しません。

鶴岡工業高等専門学校学生会基準

第1条 本会の組織は、当分の間別表1のとおりとする。

第2条 本会の各部に、顧問教員をおく。

第3条 評議員は、学級ごとに各1名ずつと、各部ごとから各1名ずつを選出する。

第4条 役員は、会長1名、副会長1名、会計3名、事務局員若干名（広報部4名以内、審案部4名以内、書記部3名以内）で構成し、評議員の互選によって選出する。

第5条

- 一 会長は会務を統理し、この会を代表する。
- 二 副会長は会長を助け、会長が事故あるときはその代理をする。
- 三 事務局各部は会長を助けて、それぞれ広報、審案、書記一般を行う。
- 四 会計は会長を助けて、この会の経理事務を処理する。

第6条 評議員及び役員の任期は1年とする。ただし、会長は重任することができない。評議員、副会長、会計及び事務局員は重任を妨げない。

第7条 会議は、会長がこれを招集して、会長が議長となる。ただし、総会及び評議会の議長は役員以外から選出する。

第8条 会議の助言、指導には学生主事が当たる。

第9条 総会は、少なくとも年1回開催して、次の事項を協議する。

- 一 予算の決定
- 二 決算の承認
- 三 会則の変更
- 四 その他必要な事項

ただし、総会は、全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第10条 評議会は、少なくとも年2回開催して、会の運営に関する重要事項を審議する。

第11条 役員会は、会長、副会長、会計及び事務局員をもって構成し、本会の事業運営に当たる。

附 則

この基準は、昭和38年4月1日から適用する。

ゝ
(略)
ゝ

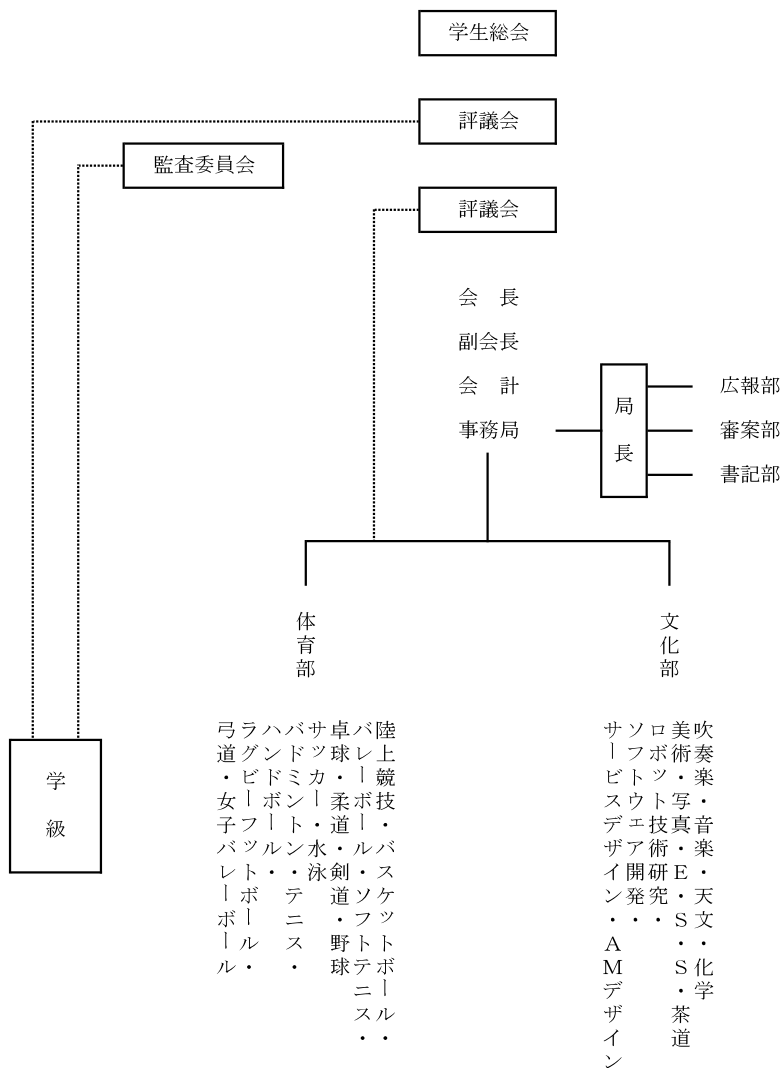
附 則

この基準は、平成１９年４月１日から適用する。

専攻科学生は該当しません。

別表 1

学生会組織図



鶴岡工業高等専門学校学生会会計細則

第1章 総 則

第1条 この細則は、鶴岡工業高等専門学校学生会会則第48条の2に基づいて定める。

第2条 会費は、本会会則第45条に基づき毎年4月末日までに、本会に納入しなければならない。

2 既納の会費は、一切これを返却しない。

3 休学者の会費は徴収しない。また、復学に当たっては月割で徴収額を決定する。

(年額／12×復学した日の属する月から次の納付時期前までの月数)

第3条 本会に寄附された金品は、評議会の承認を得て処理しなければならない。

第4条 本会の各部に、会計責任者を置く。会計責任者は、その部の会計を処理する。

2 各部は、役員会に部の会計責任者を通知しなければならない。

第5条 各学級に会計係を置く。会計係は、その学級の会計にあたる。

2 各学級は、役員会に学級の会計係を通知しなければならない。

第2章 予 算

第6条 予算は、次の手続きを経て成立する。

一 役員会は、年度当初各部より提出された予算請求書を基に、予算原案を作成する。

二 評議会は、予算原案を基に予算案を作成する。

三 予算案は、年度当初の総会において承認を得て成立する。

第7条 予算には、予期しがたい支出に備えるため、予備費として総額の1/20以上を計上するものとする。ただし、予備費の運用に際しては評議会の承認を得るものとする。

第8条 年度途中で廃止又は活動を停止した部の予算の残額は、予備費に繰り入れるものとする。

第9条 合併又は分離した部の予算は、その年度中の合併又は分離以前

の予算とする。

第10条 各部の物品を売り払うときは、顧問教員の同意を得て、役員会の承認を得なければならない。

第3章 購 入

第11条 各部で物品を購入しようとするときは、各部の会計責任者が所定の物品購入請求書に品名及び金額を明らかにして、本会会計の承認を得なければならない。

第12条 各部が物品を購入しようとするときその予算を超える場合は、役員会を通して評議会の承認を得なければならない。

第4章 支 出

第13条 各部は、物品を購入したときは、物品購入請求書に納品書及び請求書を添付して本会会計に提出しなければならない。

第14条 本会会計は、前条の書類審査をして適当と認めた場合は、請求書により支出しなければならない。

第5章 帳 簿

第15条 本会会計及び各部は、次の帳簿を作成し常に予算の把握に努め支出に関する証拠書類を3年間保存しなければならない。

本会会計	会費徴収台帳、出納簿、物品管理簿、予算差引簿
各 部	予算差引簿

第6章 決 算

第16条 本会会計及び各部は、3月末日までにその年度の決算報告書を作成して、役員会に提出しなければならない。

第17条 役員会は、提出された決算報告書により本会の総決算所を作成し、評議会の審議を経て、学生総会に提出し承認を得なければならない。

附 則

この附則は、昭和44年4月1日から施行する。

⌋

(略)

⌋

附 則

この附則は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

専攻科学生は該当しません。

VI 学 寮

鶴岡工業高等専門学校学寮規程

制 定 昭和43年 4 月 1 日

最終改正 令和 6 年 1 1 月 2 7 日

(趣旨)

第1条 鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第48条第2項の規定に基づいて、本校における学寮の管理運営に必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るものとする。

(目的)

第2条 学寮は本校の課外教育施設であって、学生に規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成の成長を促し、本校の教育目標達成に資することを目的とする。

(施設の名称)

第3条 本校の学寮は、鶴鳴寮と称する。

(学寮生活の基本)

第4条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規程及びこの規程に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛、啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(閉寮、開寮の時期)

第5条 学寮は、夏季、冬季及び学年末休業の開始日をもって閉寮し、休業の終了日から開寮する。ただし、事情のある場合はこれを変更することができる。

(入寮資格)

第6条 学寮は、本校学生を入寮させる。

(入寮願・許可)

第7条 入寮を希望する者は、保護者等連署のうえ学校が指定する日までに入寮願（様式第1号）を校長に提出しなければならない。

2 前項の入寮の願い出に対する許可は、1年毎にこれを行う。ただし、年度途中における入寮の許可は当該年度の終わりまでとする。

3 入寮の許可は、毎年4月に寮務主事の選考に基づいて、校長が行う。ただし、教育指導上特に必要と認めた場合は年度の途中でも許可することがある。

4 入寮の許可を受けた者は、保護者等連署のうえ学校が指定する日までに入寮誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。
（退寮願・許可）

第8条 寮生が退寮を希望する場合は、別に定める日までに退寮願（様式第3号）を校長に提出しその許可を受けなければならない。

2 退寮の許可は、毎月末とし、寮務主事を経て校長が行う。ただし、長期休み前等、閉寮のある月については閉寮の日をもって許可する。
（退寮命令）

第9条 寮生が次の各号の一に該当する場合は、校長は退寮を命ずることがある。

- 一 3か月以上寄宿料又は第15条に規定する経費の納入を怠ったとき。
- 二 共同生活の秩序を乱す行為のあったとき。
- 三 疾病その他保健上の理由により共同生活に適しないと認めたとき。
- 四 その他管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

（在寮免除）

第10条 寮生で学則第23条の規定により出席の停止を命ぜられたときは、その期間在寮を免除されたものとみなす。

（退寮時等の検査）

第11条 第8条又は第9条の規定により退寮する場合、並びに第10条の規定により在寮を免除された者は、退寮にあたって、居室その他居室に附属する設備等について、校長の指定する教職員の検査を受けなければならない。

（指導寮生等）

第12条 第1学年及び第2学年の寮生の生活を指導するために、指導寮生を置く。

- 2 指導寮生は、原則として、第3学年以上の寮生のなかから、寮務主事が選考し、校長が任命する。
- 3 学寮の生活規律を保持し、寮生相互の連絡を密にするため、寮生組織を置く。寮生組織については、寮生心得で定める。

（寄宿料）

第13条 寮生は、国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）及び独立行政法人国立高

等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）に定める寄宿料を納付しなければならない。

- 2 納付済の寄宿料は、還付しない。ただし、第8条又は第9条の規定により年度途中で退寮した者には、費用規則第11条第3項の規定により前納した寄宿料のうち、退寮の日の属する月の翌月以降の分を還付するものとする。

（諸経費）

第14条 学寮における寮生の食費、その他寮生の必要な経費は、寮生の負担とする。

- 2 前項の寮生の生活に必要な経費の額等については、別に定める。

（共同生活の自治）

第15条 寮生は、学寮設置の本旨に従い、学寮における共同生活を自主的に規律するために、校長の承認を得て、自治組織を作ることができる。

- 2 前項の組織の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ学則、学生準則、この規程及びこの規程に基づく諸規程に違反しないものでなければならない。

- 3 第1項の組織を設けようとするときは、次の掲げる事項について、寮務主事を経て校長の承認を得なければならない。

一 名称

二 目的

三 規約

四 代表者及び役員

- 4 第1項の組織がその目的を逸脱し、又は第2項の規定に違反した場合は、これを解散させることができる。

（学寮生活の規律）

第16条 寮生は、別に定める寮生心得に基づいて行動しなければならない。

（施設設備の使用）

第17条 寮生は居室、共同施設その他学寮の施設を使用するに際し、常に正常な状態で使用することに意を用いなければならない。

- 2 学寮の施設設備の使用については、別に定める。

第18条 寮生以外の学生は、学寮の施設を使用してはならない。ただし、あらかじめ、寮務主事を経て校長が許可した場合は、この限り

でない。

(防災安全)

第 19 条 寮生は、火災その他、災害の防止について、常に注意するとともに、学校の行う防災訓練その他の措置については、学校の指示に従い積極的に協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所で行わなければならない。

3 寮生が、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに寮務係、寮監又は宿日直者にその旨を報告して、以後その指示に従って行動しなければならない。

(保健衛生)

第 20 条 寮生は、常に衛生に留意し、健康の維持増進に努めなければならない。

2 寮務主事は、必要があると認めたときは、健康診断、予防接種又は療養を命ずることができる。

(環境の整備)

第 21 条 寮生は、寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨として快適な環境の保持に努めなければならない。

(管理点検)

第 22 条 学寮の管理及び点検のため必要がある場合は、関係教職員は寮生の居室に入室することができる。

(懇談会の開催)

第 23 条 教職員と寮生の相互の理解を深め、学寮生活の向上を図るため、寮務主事は随時に懇談会を開催するものとする。

(雑則)

第 24 条 この規程の実施について必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 42 年 4 月 1 日施行の鶴岡工業高等専門学校寄宿舎規則は、廃止する。

3 昭和 43 年度に限り、第 2 学年については、第 3 学年以上の寮生にかかる規程を準用する。

附 則

この改正規程は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。

}

(略)

く

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

入 寮 願

担任・指導教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 (組・コース)
学籍番号 番 (令和 年度入学)
氏 名
保護者等氏名
住 所

下記理由により入寮したいので、ご許可くださるよう保護者等連署をもって
お願いします。

記

1. 入寮を希望する理由

2. 入 寮 希 望 月 日 令和 年 月 日

※ 本人氏名、保護者等氏名はそれぞれが自分で署名してください。

(様式第2号)

入 寮 誓 約 書

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学寮規程、寮生心得等の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

鶴岡工業高等専門学校
創造工学科 年

氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所 〒

学生との関係

氏 名 (自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(様式第3号)

退 寮 願

担任・指導教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 (組・コース)
学籍番号 番 (令和 年度入学)
氏 名
保護者等氏名
住 所

下記理由により退寮したいので、ご許可くださるよう保護者等連署をもって
お願いします。

記

1. 退寮を希望する理由

2. 退寮月日 令和 年 月 日

3. 転出先 住所

氏名

該当事項を○で囲むこと (自宅、下宿、アパート)

(備考) 1. この退寮願の提出にあたっては、事前に保護者等より担任又は指導教員に直接連絡の上提出すること。

2. 病気の場合は医師の診断書を求めることがあります。

鶴岡工業高等専門学校寮生心得

制 定 令和 4 年 4 月 1 日

最終改正 令和 6 年 11 月 27 日

1 目的

学寮において、規則正しい生活や、他の寮生との団体生活を行うことで、自立、互助の精神と、将来における人間形成を促すため、鶴岡工業高等専門学校寮生心得（以下「寮生心得」という。）を定める。

2 諸規則の遵守義務

鶴岡工業高等専門学校学寮に入寮を許可された学生（以下「寮生」という。）は、本校学生準則および学寮規程のほか、この寮生心得に記載の内容を遵守すること。

3 生活の規範について

- (1) 本校の学寮は教育寮であることを自覚し、学校の指導監督のもとに、自らの責任で規則正しい生活を送り、学業成績の向上に努めるとともに、課外活動を積極的に行うこと。
- (2) 学寮は団体生活を送る場であることを理解し、他人の迷惑にならないように心がけること。特に、居室や共同スペースは整理整頓を心がけ、みだしなみ等にも注意すること。
- (3) 体調不良時は無理をせず、直ぐに申し出を行うこと。また、就寝時間の確保等、規則正しい生活を心がけ、健康管理を十分に行うこと。
- (4) 友愛の精神を重んじ、相互扶助に努めること。
- (5) 公共物と私物とを問わずこれを大切にすること。
- (6) 飲酒、喫煙、暴力、喧嘩、いじめ、口論および賭博行為などは絶対に行わないこと。また、見かけた場合はそれを放置せず、寮監または宿日直教員に必ず報告をすること。
- (7) 男子寮、女子寮相互の異性の立ち入りは絶対に行わないこと。なお、管理棟内に女子寮生が立ち入りできる区域については別に定める。

4 日課について

- (1) 別表1に定める日課表をよく守り、規律正しい団体生活を送るように努めること。
- (2) 日課についての解説および点呼の要領については、別に定める。
- (3) 健康状態その他の理由で日課表どおりの生活が難しい場合は、寮監または宿日直教員に相談すること。

5 退寮について

寮生が退寮を希望する場合は、その月の25日まで、ただし、閉寮のある月は閉寮日の5日前までに退寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

6 寮生組織について

- (1) 学寮の生活ルールの周知や管理、寮生の意見等を反映するため、次の役員を置く。

- ① 寮長 各寮1名（1寮は男女各1名）

各寮における問題点等を把握するために寮長を置く。寮長は寮務主事または寮監が指名する。

- ② 階長 各階1名

その階の寮生を把握し、寮長との連絡にあたるために階長を置く。階長は寮務主事または寮監が指名する。

- ③ 室長 各室1名（複数人部屋のみ）

各居室の寮生を把握し、寮長や階長との連絡にあたるために室長を置く。室長は複数人部屋のA号の寮生が担当する。なお、A号の寮生が不在の場合はB号の寮生が担当し、B号の寮生も不在の場合はC号の寮生が担当すること。

- (2) 日課の進行にあたるために週番を置く。
- (3) ①～③に掲げる役員等の職務の内容等は、別に定める。

7 学習について

- (1) 学習時間帯は居室外に出ることをさしひかえ、周囲の迷惑になることをしないで学習に専念すること。また、周囲に迷惑をかけることがないように、階段や廊下での会話等を慎むこと。
- (2) 消灯後も学習する場合は、自習室を使用すること。ただし、翌日の健康を考慮し午前2時までとする。

8 食事について

- (1) 食事はすべて食堂で行うこと。ただし、病気その他やむを得ない理由により、寮監または宿日直教員が医務室や居室での食事を認め

た場合は、この限りでない。

- (2) 食中毒防止の観点から、食品（ふりかけ・ドレッシング等を含む）の持込み、牛乳や食べ残し等の持ち出しは禁止する。
- (3) 食堂の利用時間は、日課に定める食事時間となる。特に終了時間は食べ終わる時間となるため留意すること。
- (4) 他の寮生を意識し、きちんとした服装で食堂を利用すること。また、スマートフォン等の利用は行わないこと。
- (5) 補食室の利用は23時までとする。
- (6) 特別食（病人食、弁当食）を必要とするときは特別食カード（様式第8号）を寮務係に提出すること。
- (7) その他食事に関する要領は、別に定める。

9 消灯について

- (1) 居室、廊下等（定時消灯区域）は、定められた時間に一斉消灯する。
- (2) 消灯後は雑談やスマートフォンの利用等をやめ、十分な睡眠をとるように心がけること。

10 郵便物・宅配便について

- (1) 寮生の郵便物、書留便、宅配便は、平日8時30分から17時30分までは寮務係で、それ以外の時間帯は事務宿直室で受け取ること。書留便、宅配便を受領する際は、受領簿に押印またはサインすること。
- (2) 郵便物（書留、国際郵便等を含む）を発送したい場合は、寮務係に申し出ること。
- (3) 宅配便を発送したい場合は、荷造りをして発送が可能な状態で寮務係に申し出ること。

11 所持品について

- (1) 寮生各自の所持品には、必ず記名するなど自己管理を徹底すること。
- (2) 貴重品の取り扱いには特に配慮すること。現金等の貴重品は、フリーボックスに預けるか銀行預金をすること。
- (3) 各自の所持品が紛失、盗難等にあった場合は、ただちに紛失届（様式第9号）を寮監室に提出すること。また、物品を拾得した場合も届け出ること。
- (4) 居室外に各自の所持品を放置しないこと。放置されている物品

は、環境美化、紛失予防のため寮務係で保管する。

- (5) 寮内で使用できる物品は、別に定める。ただし、その使用に際し許可が必要な物品については、器物使用許可願（様式第4号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。

1 2 残寮について

- (1) 閉寮期間中に卒業研究、集中講義、その他特別な事由により、残寮を学校が認めた場合、別途指定する調査への回答により申請を行い、寮務主事の許可を受けることで残寮を認める。残寮の期間および宿泊場所は別途指定する。なお、留学生は、閉寮にかかわらず残寮することができる。

1 3 寮棟の開錠施錠について

- (1) 平日は寮生が登校した後に各寮棟を施錠し、昼休み後に開錠する。1校時が休講である場合も残寮は認めていないため、必ず登校すること。
- (2) 開錠時間前は、私物の忘れ物、その他軽微な理由では居室への入室は認めないため、忘れ物がないよう登校時に十分点検すること。授業で利用する物品等が必要な場合など、緊急の用がある場合は担任等を通じて、寮監に申し出ること。

1 4 門限、外出および外泊について

- (1) 門限は20時20分とする。
- (2) 平日の授業終了後から門限までおよび土曜、日曜、休日の朝食終了から門限までは、自由に外出を認める。
- (3) 朝点呼以前の外出または門限以降に帰寮する場合は、自由時間外外出許可願（様式第1号）を提出し、寮監または宿日直教員を経て寮務主事の許可を受けること。また、門限以降に帰寮する場合は22時までに帰寮し、帰寮後は寮監室に報告をすること。
- (4) 外泊しようとするときは、外泊許可願・給食欠食届（様式第2号）を提出し、寮監を経て寮務主事の許可を受けること。ただし、土日、祝日等については、寮務係の指示により別に定める様式により一括提出することができる。
- (5) 外泊して門限以降に帰寮する場合は、帰寮後直ちに宿直教員に連絡すること。
- (6) 外出または外泊先で事故等があった場合や、帰寮予定日時を変更する場合は、速やかに宿日直教員または寮監に連絡し、帰寮後直ち

に寮監室で詳細を報告すること。

- (7) 無届で時間外外出、外泊および帰省した場合は、退寮させることがある。

1 5 面会者について

- (1) 寮生への面会は、保護者等、本校の通学生を問わず寮監（宿日直教員）に申し出て、ラウンジまたは指定された場所で行うこと。
- (2) 寮生以外の者を学寮に宿泊させてはならない。ただし、緊急やむを得ない理由による場合は、本校の学生に限り寮務主事が許可することがある。

1 6 健康管理および保健衛生について

- (1) 身体に異常を認めた場合は、ただちに寮監または寮務係、宿日直教員に申し出ること。
- (2) 緊急薬品は寮監室にあるので、薬品を必要とする寮生は寮監または寮務係、宿日直教員に申し出ること。
- (3) 欠席、欠課、早退あるいは遅刻して休養を必要とする寮生は、寮監または寮務係、宿日直教員に申し出た後、指示により医務室等で休養すること。
- (4) 衣類等の洗濯は、指定する箇所（各階洗面所や洗濯室等）に設置されている洗濯機・乾燥機を利用すること。また、利用にあたっては表示されている注意事項を守り、指定箇所以外の洗濯機等の利用は行わないこと。
- (5) 入浴は、各浴場に表示されている注意事項を守ること。
- (6) 就寝起床は規則正しく行い、寝具の整頓を心がけること。

1 7 環境の美化について

- (1) 清掃は定められた時間内に毎日実施し、環境の美化に努めること。居室は各人個々に、その他の箇所は別に定める清掃当番表により、輪番で行うこと。
- (2) 春季、秋季、居室移動および帰省時には大掃除を実施すること。
- (3) 清掃の要領は、別に定める。

1 8 施設設備の使用・保全および災害防止について

- (1) 寮内の施設・設備は粗雑に取り扱わないよう注意し、掲示物等を確認のうえ、ルールを守って使用すること。また、施設・設備の不正使用や、設備の移動、居室内に学習上必要と認めるもの以外の貼紙をしないこと。

- (2) 施設・設備に支障が生じた場合や、紛失、破損した場合は、施設・設備借用器物（破損紛失）届（様式第7号）を寮務係に提出すること。
- (3) 寮内の施設設備に故意または過失によって損失を与えた場合は、弁償させる場合がある。
- (4) 寮生には、居室、学習机およびロッカーの鍵を貸与する。たとえ寮内にいる場合でも居室を留守にする時は、居室、学習机、ロッカーとも必ず施錠すること。また閉寮による帰省、居室移動、退寮の際は、貸与されている鍵を寮務係に返却すること。
- (5) 火災防止のため、火気・電熱器等の使用については認めない。
- (6) 談話室等の施設・設備を集会等で使用する場合、また寮内の器物を借用したい場合は器物借用許可願（様式第5号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。

1 9 団体運営について

寮生会その他寮内の団体は寮監と常に緊密な連絡をとって運営し、決議事項や実施予定事項は寮務主事および寮監に報告し、適切な運営をはかるように努めなければならない。

2 0 集会について

- (1) 寮生個人または寮生を会員とする団体が寮内で集会を開く場合は、集会・器物借用許可願（様式第5号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。
- (2) 寮務主事が許可した場合のほかは、寮生以外の者が参加して寮内で集会を開くことを認めない。

2 1 校外団体参加について

本校の寮生が学生準則第31条により校外団体参加願を提出し許可された場合は、許可書の写しを添えて校外団体に参加した旨を寮監に届けること。

2 2 印刷物の配布について

- (1) 寮生個人または寮生を会員とする団体が、寮生を対象として印刷物の配布を行う場合は、印刷物配布許可願（様式第6号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。
- (2) (1)に定める以外の寮内における印刷物の配布は認めない。

2 3 掲示について

- (1) 寮生個人または寮生を会員とする団体が、寮生を対象として、パ

ンフレット、ポスター等を寮内に掲示しようとするときは、当該掲示物を提示し、寮監を経て寮務主事の許可を受け、指定する寮内の掲示板に掲示すること。

- (2) (1) に定める以外の寮内におけるパンフレット、ポスター等の掲示は認めない。

24 その他

- (1) 寮生に対する連絡は、緊急の場合を除き寮内の掲示板（電光掲示板を含む）、またはTeamsにより連絡するので、常に確認をすること。
- (2) 寮生は、入寮後2週間以内に転居先から住民登録を異動し、退寮後2週間以内に転居先へ異動すること。転入および転出の手続きは、鶴岡市役所等において各自が行うこと。
- (3) 寮生は、この心得に定める以外の事項については寮務主事および寮監の指示に従うこと。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。

日 課 表

事 項	時刻・時間帯	備 考
起 床	○ 7 : 00	
朝 点 呼	○ 7 : 10	1 年男子は朝点呼を兼ね体操を行う (期間は別に定める)
朝 の 体 操	7 : 15～ 7 : 30	
洗 面 ・ 清 掃	7 : 15～ 8 : 00	
朝 食	7 : 30～ 8 : 20	
登 校	○ 8 : 20	
昼 食	11 : 40～12 : 35	
夕 食	17 : 20～18 : 40	
入 浴	17 : 00～21 : 30	男子 女子 1・2 年生 (第 1 浴場) 女子寮 3・4・5 年生 (第 2 浴場)
門 限	20 : 20	
夕 点 呼	○20 : 30	
自 習 時 間	20 : 00～21 : 30	
静粛自習時間	21 : 30～23 : 00	
就 寝	23 : 30	
消 灯	24 : 00	

○印：チャイムが鳴る時刻。

鶴岡工業高等専門学校学寮会計内規

施 行 平成20年3月31日

(全部改正)

最終改正 令和 5年7月11日

鶴岡工業高等専門学校学寮会計内規（昭和44年4月1日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 鶴岡工業高等専門学校学寮規程第15条第2項に基づき、本校の学寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）の生活に必要な経費の額等について規定するため、この内規を定める。

(定義)

第2条 この内規において、寮生の生活に必要な経費とは、給食費及び寮費をいう。

2 前項の寮費は、入寮費、運営費及び冷暖房費に区分する。

(給食費)

第3条 給食費は、給食業務委託契約に定めるところにより、受託業者が徴収し、管理する。

(寮費の額及び徴収等)

第4条 寮費の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する寮費の額の改定に当たっては、寮務委員会の議を経て、校長の承認を必要とするものとする。

3 寮費は、独立行政法人国立高等専門学校機構本部に収納を委任する。徴収した寮費及び出納簿は、財務係において管理する。

(学寮会計)

第5条 寮費に関する学寮の会計（以下「学寮会計」という。）は、本校の会計から区分して経理する。

2 学寮会計は、独立行政法人国立高等専門学校機構預り金取扱規則その他関連する規則等により適正に管理するものとする。

(寮費の支出)

第6条 寮費は、すべて所定の様式に必要事項を記載し、事務部長を経

て財務係に請求し、支出するものとする。

(会計監査)

第7条 学寮会計は、毎年1回定期的に監査を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、寮務委員会は、学寮会計に関して随時監査を行うことができる。

(寮費の使途)

第8条 寮費の使途については、次のとおりとする。

一 入寮費は、寮生の使用する食器類の購入及び更新の費用その他入寮に際して必要な物品の購入に充てる。

二 運営費は、寮生の日常生活を維持するために必要な光熱水料、その他の経費に充てる。

三 冷暖房費は、寮生の冷暖房に要する経費に充てる。

(寮費の徴収月及び基準)

第9条 寮費の徴収月及び基準は次のとおりとする。

一 入寮費は、入寮日の属する月に徴収される。ただし、以前に在寮したことのある学生で、再度入寮を許可された学生は、徴収しないものとする。

二 運営費及び冷暖房費は、4月から9月までの分は4月に、10月から翌年3月の分は10月に徴収する。なお、在寮日数の多少にかかわらず、別表に定める月額を徴収することとする。ただし、7月分と8月分及び2月分と3月分はそれぞれ合わせて1ヶ月分とする。

(寮費の返付)

第10条 退寮した場合は、退寮の日の属する月の翌月以降の分の納付済の運営費及び冷暖房費を返付する。入寮日は返付しない。

(徴収の免除)

第11条 許可を受けて、疾病その他特別の事由により休学等をする者が、1日も在寮しない月の寮費等については、その月に限り徴収を免除することができる。なお、納付済の寮費については返付する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年2月22日から施行し、平成24年度から適用する。

附 則

この内規は、平成30年1月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、別表の冷暖房費の金額は、平成30年4月から平成31年3月までの期間は月額2,700（年10ヶ月分徴収）とする。

附 則

この内規は、令和4年7月27日から施行し、令和4年7月1日から適用する

附 則

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

別表

項 目	金 額
入 寮 費	3,000 円
運 営 費	月額 13,000 円 （年 10 ヶ月分徴収）
冷暖房費	月額 4,500 円 （年 10 ヶ月分徴収）

鶴岡工業高等専門学校寮生会会則

(目的)

第1条 本会は、鶴岡工業高等専門学校寮生会と称する。

2 組織図は当分の間別表1のとおりとする。

第2条 本会は、寮生各自の向上と相互の親睦をはかり、併せて自治精神の発揚により明朗なる寮生活をおくことを目的とする。

第3条 本会は、鶴岡工業高等専門学校寮生全員をもって組織する。

(機関)

第4条 本会の目的達成のため次の機関をおく。

- 一 寮生総会
- 二 役員会
- 三 委員会

第5条 寮生総会は、少なくとも年2回開催することを原則とする。

第6条 役員会は、会長、副会長および委員長をもって構成し、必要に応じて開催することができる。

2 役員会は、寮務主事の指導のもとに寮生会の指導にあたるものとする。

第7条 委員会は、委員長ならびに委員をもって構成し、必要に応じて開催することができる。

第8条 寮生総会ならびに役員会は、会長が招集し、委員会は委員長が招集する。

(役員)

第9条 本会に次の役員をおきそれぞれ次の職務を行うものとする。

- 一 会 長 1名 会務の統理
- 二 副 会 長 1名 会長の補佐
- 三 総務委員長 1名 総務に関すること
総務副委員長 2名 委員長の補佐
- 四 文化委員長 1名 文化行事ならびに文化用具の管理に関する
こと
文化副委員長 2名 委員長の補佐
- 五 体育委員長 1名 体育行事ならびに体育用具の管理に関する
こと

- 体育副委員長 2名 委員長の補佐
- 六 厚生委員長 1名 保健活動ならびに環境整備に関すること
厚生副委員長 2名 委員長の補佐
- 七 会計委員長 1名 会計事務に関すること
会計副委員長 2名 委員長の補佐
- 八 監査委員 2名 会計監査に関すること

2 前項に掲げる役員は、寮生全員の選挙によって選出する。

第10条 総務、文化、体育、厚生、会計の各部門に委員若干名をおく。

2 前項に掲げる委員は、委員長の推薦により会長が任命する。

第11条 第9条ならびに前条に掲げる役員と委員の任期は、4月から翌年3月までの1年間とする。

(経理)

第12条 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 入会金は300円とし、入寮時に納入するものとする。

2 会員の会費は年額2,400円とし、4月中に納入するものとする。ただし後期入寮するものにあつては、年額の2分の1に相当する額を納入するものとする。既納の会費は一切これを返却しない。

第14条 この会則は、総会の決議により変更することができる。ただし総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

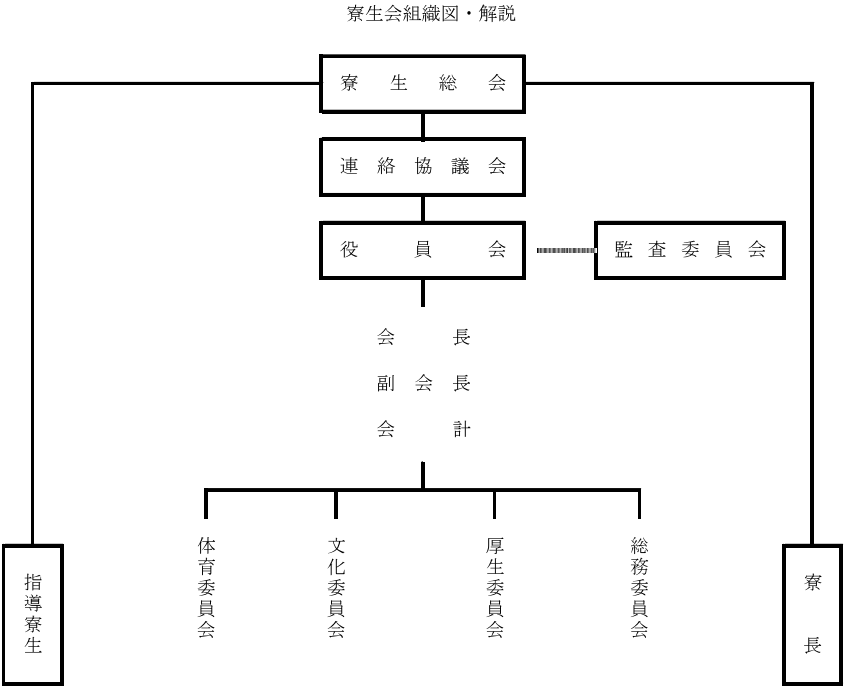
附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

(略)

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

別表 1



【解 説】

寮 生 総 会	寮生全員で構成される最高の議決機関
連 絡 協 議 会	指導寮生、寮生会役員、寮長で構成された執行機関
役 員 会	寮生会役員（正副会長、会計、各委員会の正副委員長）で構成する。 寮生会活動の企画立案にあたる。

VII 卒業後の資格

卒業後の資格

本校卒業者の主な工業関係技術者等の資格については、次のとおりです。

第二種電気主任技術者	本校創造工学科電気・電子コースにおいて、通商産業省令第52号第7条第1項各号の科目を修めて卒業し、その後5年以上電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用に従事した者（電気事業法第44条、昭和40年通商産業省令第52号第1条）
第三種電気主任技術者	本校創造工学科電気・電子コースにおいて、通商産業省令第52号第7条第1項各号の科目を修めて卒業し、その後2年以上電圧500ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用に従事した者（同上）
第一種ボイラー・タービン主任技術者	創造工学科機械コースを卒業し、発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に8年以上（内、圧力5880キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験が4年以上）の実務経験を有する者（同上）
第二種ボイラー・タービン主任技術者	創造工学科機械コースを卒業し、発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用に4年以上の実務経験を有する者（同上）
甲種危険物取扱者	化学に関する学科もしくは課程を修めて卒業した者（消防法13条の3第4項）（受験資格）
火薬類製造保安責任者	本校で工業化学に関する学科を専修して卒業した者（火薬類取締法施行規則第77条）（受験科目一部免除）
三級自動車整備士	高等専門学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（自動車整備士技能検定規則第19条）（受験資格）
毒物・劇物取扱責任者	創造工学科化学・生物コースを卒業した者は、製造業、販売業等の施設から届出をすれば、毒劇物取扱責任者となる。（毒物及び劇物取締法第8条、毒物及び劇物取締法施行規則第6条）
その他の資格	●大学編入学試験を受ける資格（学校教育法第122号） ●電気工作物検査官の資格（電気事業法施行令第45条） 創造工学科機械コース、電気・電子コースを卒業した者

VIII 諸 手 続

諸手続き一覧

1 交付を受けるもの

種 類	本科	専攻科	担当係	時 期	備 考
学 生 証	○	○	教務係	4 月	7 8 頁参照 (紛失した場合は直ちに学生証再交付願を提出すること。) (再交付には実費を要する。)
在 学 証 明 書	○	○	教務係	必要時	2 日前までに 申し込むこと
学 業 成 績 証 明 書	○	○	〃	〃	〃
卒 業 (見 込) 証 明 書	○	○	〃	〃	〃
修 了 (見 込) 証 明 書	○	○	〃	〃	〃
通 学 証 明 書	○	○	学生係	〃	1 日前までに 申し込むこと
学 生 運 賃 割 引 証	○	○	〃	〃	〃
在 寮 証 明 書	○	○	寮務係	〃	2 日前までに 申し込むこと

2 届出をするもの (用紙は担当係にあります)

種 類	本科	専攻科	担当係	時 期	備 考
保 証 人 変 更 届	○	○	教務係	その都度	
住 居 変 更 届	○	○	〃	〃	
欠 席 届	○	×	〃	事前に	病気のために1 週 間以上欠席すると きは診断書を添付 すること
欠 課・遅 刻・早 退 届	○	×	〃	〃	
旅 行 届	○	×	学生係	その都度	
運 転 免 許 取 得 届	○	×	〃	〃	
帰 寮 届	○	×	寮務係	〃	外泊(帰省)時
紛 失 届	○	×	〃	〃	私物紛失時
施設・設備借用器物 (破 損 紛 失) 届	○	×	〃	〃	

3 届出をするもの（用紙は担当係にあります）

種 類	本科	専攻科	担当係	時 期	備 考
休 学 願	○	○	教務係	その都度	病気のときは診断書を添付すること
復 学 願	○	○	〃	〃	
退 学 願	○	○	〃	〃	
忌 引 願	○	×	〃	〃	忌引期間は父母 7 日、祖父母兄弟姉妹 3 日、曾祖父母・伯叔父母 1 日
単位追認試験受験願	○	○	〃	指定期日	担任（指導）教員を経て科目担当教員に提出すること
学生団体結成願	○	○	学生係	その都度	団体の名称、目的、規約、会員名簿を添付すること
校 外 行 事 ・ 団 体 参 加 願	○	○	〃	〃	団体の規約、目的等を添付すること
集会・行事許可願	○	○	〃	〃	1 週間前までに提出すること
印刷物（配布・販売） 許 可 願	○	○	〃	〃	
施設・設備使用 許 可 願	○	○	〃	〃	3 日前までに提出すること
アルバイト許可願	○	×	〃	〃	1 週間前までに提出すること
合 宿 願	○	×	〃	〃	
登山（キャンプ） 許 可 願	○	×	〃	〃	
バイク運転免許 受 検 許 可 願	○	×	〃	〃	
バイク通学許可願	○	○	〃	〃	
自動車通学許可願	○	○	〃	〃	本科は 5 年生の冬季のみ
入 寮 願	○	×	寮務係	その都度	
入 寮 誓 約 書	○	×	〃	〃	
退 寮 願	○	×	〃	〃	
外 泊 許 可 願 給 食 欠 食 届	○	×	〃	〃	2 日前の正午までに提出すること

種 類	本科	専攻科	担当係	時 期	備 考
自 由 時 間 外 外 出 許 可 願	○	×	〃	〃	
時 間 外 食 事 願	○	×	〃	〃	
特 別 食 カ ー ド	○	×	〃	〃	
器 物 使 用 許 可 願	○	×	〃	〃	
集 会 ・ 器 物 借 用 許 可 願	○	×	〃	〃	開催(借用)2日前に 提出すること
(寮 生) 印 刷 物 配 布 許 可 願	○	×	〃	〃	

4 申請するもの

種 類	本科	専攻科	担当係	時 期	備 考
入 学 料 免 除 申 請 書	○	○	学生係	指定期日	
入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書	○	○	〃	〃	
授 業 料 免 除 申 請 書	○	○	〃	〃	
授 業 料 徴 収 猶 予 申 請 書	○	○	〃	〃	
授 業 料 月 割 分 納 申 請 書	○	○	〃	〃	

5 その他

- (1) 学生証を紛失した場合は教務係へ届け出ること。
- (2) 改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに教務係へ届け出ること。
- (3) 印刷物を配布又は販売しようとするときは、印刷物2部を添えて許可願を提出すること。

アルバイト許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

年	コース (組)
氏 名 (自筆)	
保護者氏名 (自筆)	

アルバイトについて、下記のとおりご許可くださるよう保護者連署のうえお願いします。

記

アルバイト先名称			
アルバイト先住所			
電 話 番 号			
職 種			
作 業 内 容			
期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
就 業 日 数 ※長期休業期間の場合に記入	上記の期間中 日間	勤務曜日	月・火・水・木・金・土・日
勤 務 時 間	時 分 ～ 時 分	1 日	時間
給 与	日額 円 , 時給 円		
アルバイト中の 本人の住所			

- 注 1. この願は、担任・指導教員の許可を得て、アルバイトをする1週間前までに学生係に提出すること。
2. 氏名・保護者氏名はそれぞれ自筆で署名すること。
3. 許可を受けた場合、アルバイト中は許可証を常に携帯すること。

令和 年 月 日

上記の願出について許可 する。
しない。

校 長	学生主事	副学生主事	担任・指導教員	寮務主事	寮 監	学 生 係 記 入 欄
						懲 戒
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係	寮務係長	有 ・ 無
						欠点単位数
						単位

アルバイト許可の条件

	授 業 期 間	長期休業期間(夏・冬・春)
1～3年生	許可しない	許可条件 - 就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。 1日の就業時間が8時間を超えないこと。 - 就業時間が6時から20時までの間であること。 - 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。 - 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。 - 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。 - 合宿やスタートアップ期間など、学校・学寮に宿泊する期間でないこと。
4・5年生	許可条件(平日) - 就業時間が授業終了後から21時までの間であること(寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること)。 - 週3日以内の就業であること。 - 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。 - 前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。 - 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。 - 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。	許可条件 - 就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。 1日の就業時間が8時間を超えないこと。 - 就業時間が6時から22時までの間であること。 - 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。 - 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。 - 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。 - スタートアップ期間など、学寮に宿泊する場合は点呼時間前に必ず戻ること。 ※ アルバイト許可願は、アルバイト開始の1週間前に学生係に提出すること。 ※ アルバイト先の商品等について、学校内での販促は行わないこと。 ※ 保護者から要請書が提出され、担任を通じて学生主事(寮生の場合は寮務主事)が許可した場合は、上記の制限をゆるめて許可することがある。なお、学業を遂行する上での明確な目的、そのための必要額と必要な就業期間を明記することとする。 ※ 国費外国人留学生及び政府派遣留学生については、原則としてアルバイトを許可しない。
	許可条件(土曜/日曜/祝日) 1日の就業時間が8時間を超えないこと。 - 就業時間が6時から21時までの間であること(寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること)。 - 許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。 - 無断で残寮をした場合はアルバイト許可を取り消す。 - 前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。 - 車の運転を行うような業務(配送・代行等)でないこと。 - 風俗営業(パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等)でないこと。	

アルバイトの許可申請について

アルバイト許可申請をするときは下記のとおり申請してください

●アルバイトの期間

長期でアルバイトをする場合は年間を通じての申請はできない。
必ず「前期」「夏季休業」「後期」「冬季休業」「春季休業」と分けて
アルバイト許可願を提出し、許可書を受け取ること。
(期間切れのアルバイト許可書は無許可アルバイトとなる)

●寮生の場合

寮生は、先に寮務係に提出し、寮務主事・寮監・寮務係長の押印があるものを学生係に提出し許可書を受け取ること。
必ず点呼時間前に帰寮すること。
無断で残寮しないこと。

●アルバイト許可の条件に満たないが申請する場合

保護者からの要請書と担任の所見と一緒に提出すること。
制限をゆるめて許可することがある。
保護者の要請書は、
学生主事宛に 1.目的 2.必要額 3.就業期間
を明記すること。

要請書(例)

〇〇年〇月〇日

学生主事 殿

〇〇〇工学科〇年
学生氏名〇〇〇〇〇
保護者氏名〇〇〇〇〇

上記の者、下記の目的のためアルバイトをさせたいので、御許可下さい
ますようお願い致します。

記

- 目的
(例1) 〇〇に予定されている短期留学の資金を自分でまかなうため
(例2) 家庭の経済状況が厳しく、学費などを自分でまかなわなければならないため
- 必要額
(例) 150,000円
- 就業期間
〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
※ 平日は月曜日を除き、18時から21時まで
※ 休日は土曜日のみ9時～18時まで
※ 長期休業中は週5日勤務で9時～18時
※ 試験期間中は行いません。

就業期間については、書ききれない場合は別紙を作成して添付してもよい。
以上

合 宿 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

部

顧問教員名

部 長 名

下記のとおり合宿を行いたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 目 的
2. 期間及び日課表 自令和 年 月 日至令和 年 月 日
日課表 (別 紙)
3. 合 宿 場 所
4. 個 人 負 担 額
5. 合宿参加人数 人数 名 (別 紙)

令和 年 月 日				
上記の願出について許可する。				
しない。				
校 長	学生主事	副学生主事	顧問教員	
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

バイク運転免許受検許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科	年	コース
氏 名(自筆)		
保護者氏名(自筆)		

下記のとおりバイク通学のため免許受検したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 取得する免許の種類	1 原付自転車免許(排気量50cc以下) 2 小型限定普通自動二輪車免許(排気量125cc以下)
2 期 日	令和 年 月 日から
3 バイク通学時の住所	

※「1」は該当するものを選んでください。

(許可条件)

免許証取得後は

- (1) すみやかに「運転免許取得届」を提出すること。
- (2) 通学のための運転をすること。
- (3) 交通規則を守ること。
- (4) 学級担任・指導教員の指導に従うこと。
- (5) バイク通学を希望する場合は、バイク通学許可願を毎年度提出すること。

担任・指導教員 _____ 印

令和 年 月 日

上記の願出について許可 する。
しない。

校 長	学生主事	副学生主事	事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

学生主事	副学生主事	担任又は 指導教員	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係
------	-------	--------------	------	------	------	-------

運 転 免 許 取 得 届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

年	コース
氏 名	

運転免許を取得しましたので、下記のとおり、届出いたします。

1	免 許 の 種 類		
2	車 種		
3	車 両 ナ ン バ ー		
4	取 得 年 月 日	令和 年 月 日	
5	現在までの取得免許の種類		
	免 許 の 種 類	車 種	車 両 ナ ン バ ー

※ 車種と車両ナンバーは、普段利用するものがある場合に記載すること。

バイク通学許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

学科名（コース名）	年			コース
氏 名				
現 住 所	(※現住所がバイク通学時の住所と異なる場合は、通学時の住所を記入)			
保 護 者 等 氏 名		本人との続柄		
保 護 者 等 現 住 所				

下記のとおりバイク通学をしたいので保護者等連署のうえ許可をお願いします。
許可を受けた後は交通規則を守り、かつ学校のルールや許可条件に違反することのないよう誓います。

記

通 学 年 度	令 和 年 度		自 賠 責 保 険 (強 制) の 期 間	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日
メーカー名 及び排気量		cc	任意自動車保険の金額・期間	
登 録 番 号	(例) 鶴岡市あ1234		対 人	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 万円
車 体 番 号	(例) TS90-123456		対 物	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 万円
免 許 取 得 年 月 日	令和 年 月 日		搭 乗 者	自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日 万円

バイク通学許可条件

- 1) 任意保険（対人保険無制限）に加入し、保険証書の写しと免許証の写しを提出すること。
- 2) 排気量50cc以下（直線距離が15km以上で認められた場合は、125cc以下）であること。
- 3) 許可条件に違反した場合は許可を取り消されることがある。
- 4) その他

担任・指導教員 _____ 印

令和 年 月 日							
上記の願出について許可 する。 しない。							
校 長	学生主事	副学生主事	事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

Ⅸ 附 録

学校納付金一覧
教 員 一 覧
校舎等の配置図

学校納付金一覧

授業料等（本科・専攻科）

種 類	金 額	納 期	担 当 係	備 考
入 学 料	84,600円	入 学 手 続 時	財 務 係	
授 業 料 前 期 分	117,300円	5 月 中	〃	
〃 後 期 分	117,300円	10 月 中	〃	
寄 宿 料	〔 複数人居室 月700円 個 室 月800円	4月(6ヵ月分) 10月(6ヵ月分)	〃	寮 生 の み

その他

種 類	金 額	納 期	担 当 係	備 考
学生会入会金	500円	入 学 時	学 生 係	
学 生 会 費	年額 6,000円	4 月 中	〃	
入 寮 費	3,000円	入 寮 時	寮 務 係	寮 生 の み
寮生会入会金	300円	入 寮 時	〃	〃
寮 生 会 費	年額 2,400円	4 月 中	〃	〃
寮 費	月額 13,000円	4月(5ヵ月分) 10月(5ヵ月分)	〃	〃
給 食 費	日額 1,507円	毎 月	給食委託業者	〃
冷 暖 房 費	月額 4,500円	4月(5ヵ月分) 10月(5ヵ月分)	寮 務 係	〃

※専攻科学生については、学生会費関係経費は該当しません。

令和7年度 教員一覧

校 長	太 田 道 也
-----	---------

主事・主事補

教務主事	学生主事	寮務主事	総務主事
上 條 利 夫	本 間 浩 二	宝 賀 剛	宍 戸 道 明
副教務主事	副学生主事	副寮務主事	副総務主事（総務担当）
小 寺 喬 之	保 科 紳一郎	八 須 匡 和	山 田 充 昭
			副総務主事（研究担当）
			佐 藤 司
教務主事補	学生主事補	寮務主事補	総務主事補
伊 藤 卓 朗	時 本 純	荒 船 博 之	
タ ャン	森 隆 裕	櫻 庭 崇 紘	
高 橋 聡		倉 田 かりん	

専攻科長・コース長

専攻科長	機械・ 制御コース長	電気電子・ 情報コース長	応用化学 コース長
宍 戸 道 明	小野寺 良 二	田 中 勝	小 寺 喬 之

コース長・グループ長

コース・グループ	氏 名
基盤教育グループ	山 田 充 昭
機 械 コ ー ス	矢 吹 益 久
電気・電子コース	渡 部 誠 二
情 報 コ ー ス	金 帝 演
化学・生物コース	森 永 隆 志
デジタルデザインコース	遠 藤 博 寿

センター長・室長

職 名	氏 名
地域連携センター長	斎 藤 菜 摘
情報メディアセンター長	大 西 宏 昌
保 健 セ ン タ ー 長	小野寺 良 二
教育研究技術支援センター長	渡 部 誠 二
国際交流支援室長	大 西 宏 昌
図 書 広 報 室 長	菅 野 智 城

学級担任

学年	1 組	2 組	3 組	4 組
1 年	酒 井 啓 史	松 橋 将 太	廣 田 大 輔	木 村 太 郎

学年	機械コース	電気・電子コース	情報コース	化学・生物コース
2 年	森 木 三 穂	阿 部 秀 樹	野々村 和 晃	松 浦 由美子
3 年	荒 船 博 之	タ ャン	田 中 勇 帆	八 須 匡 和
4 年	和 田 真 人	神 田 和 也	金 帝 演	佐 藤 司
5 年	小野寺 良 二	渡 部 誠 二	森 隆 裕	斎 藤 菜 摘

令和7年度 教員一覧

グループ・コース別

基盤教育グループ

一般科目

ダイヤルイン 0235-25

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
教 授	山 田 充 昭	地理、歴史Ⅰ・Ⅱ	9140
助 教	石 井 智 子	倫理、政治・経済、日本事情	9472
教 授	大 西 宏 昌	物理Ⅲ、応用物理Ⅰ・Ⅱ、総合工学Ⅰ、 デジタルデザイン応用工学Ⅰ、 総合デジタルデザイン工学Ⅰ、 総合情報工学Ⅰ、物理学特論	9145
助 教	時 本 純	物理Ⅰ・Ⅱ、応用物理Ⅱ	9044
准教授	木 村 太 郎	数学Ⅰ・Ⅱ、応用数学Ⅱ	9155
准教授	田 阪 文 規	数学Ⅲ・Ⅵ、応用数学Ⅰ、 <u>応用代数</u>	9154
准教授	野々村 和 晃	数学Ⅳ・Ⅴ	9152
助 教	杉 本 恭 司	数学Ⅲ・Ⅴ、応用数学Ⅰ	9144
助 教	廣 田 大 輔	数学Ⅰ・Ⅱ、応用数学Ⅱ	9141
教 授	本 間 浩 二	保健・体育Ⅰ、総合工学Ⅰ、 デジタルデザイン応用工学Ⅰ	9164
准教授	松 橋 将 太	保健・体育Ⅲ・Ⅳ、総合工学Ⅲ	9166
准教授	加 田 謙一郎	国語Ⅰ・Ⅲ	9214
講 師	森 木 三 穂	国語Ⅱ・Ⅲ、 <u>日本文学特論</u>	9415
准教授	阿 部 秀 樹	英語Ⅳ・Ⅵ・Ⅶ、英語表現法	9156
准教授	菅 野 智 城	英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅶ、語学演習	9161
准教授	田 邊 英一郎	英語Ⅰ・Ⅳ・Ⅴ、語学演習、 <u>総合実践英語Ⅰ</u>	9160
助 教	酒 井 啓 史	英語Ⅱ・Ⅴ、語学演習、 <u>総合実践英語Ⅱ</u>	9137
准教授	伊 藤 卓 朗	地域コミュニティ学、総合工学Ⅰ・Ⅲ、 デジタルデザイン応用工学Ⅰ、 情報リテラシーⅠ、 <u>学際融合研究</u>	9148

※下線は専攻科科目

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により授業担当科目等が変更される場合があります。

令和 7 年度 教員一覧

一般科目

職 名	氏 名	授業担当科目
非常勤講師	土 岐 秀 昭	倫理
	前 田 浩 美	物理Ⅲ
	門 脇 博 子	音楽
	今 野 安 健	美術
	柿 崎 忍	保健・体育Ⅱ
	松 坂 渉	保健・体育Ⅴ
	有 地 智枝子	国語Ⅲ
	尾 形 さ わ	英語Ⅲ・Ⅶ、日本語Ⅰ
	富 樫 恵	英語Ⅲ・Ⅴ、日本語Ⅱ
	Paul Hopkins	英語Ⅰ・Ⅲ
	佐 藤 伸 浩	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ
	上 松 和 弘	数学Ⅵ、応用数学Ⅰ

令和7年度 教員一覧

グループ・コース別

機械コース

ダイヤルイン 0235-25

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
教 授	小野寺 良 二 (※)	工学実験・実習Ⅳ、水力学、数値解析、 制御工学、制御工学Ⅰ・Ⅱ、総合工学Ⅳ、 <u>専攻科実験</u> 、 <u>実践的デザイン工学実習</u> 、 <u>総合技術論</u> 、 <u>制御工学特論</u>	9043
教 授	宍 戸 道 明	工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、総合工学Ⅳ、 ロボット機構学、医療福祉機器工学、 <u>総合技術論</u> 、 <u>専攻科実験</u> 、 <u>設計工学</u> <u>技術者倫理</u> 、 <u>実践的デザイン工学実習</u>	9078
准教授	荒 船 博 之 (※)	工学実験・実習Ⅰ・Ⅲ、総合工学Ⅲ・Ⅳ、 精密加工学、エネルギー変換工学、 材料学Ⅱ、情報リテラシーⅡ、工業英語、 アドバンステクノロジー、 デジタルデザイン実践工学Ⅰ	9054
准教授	五十嵐 幸 徳	材料学Ⅰ、生産加工学、 工学実験・実習Ⅲ、機械要素設計、 機械工学概論、総合工学Ⅳ	9056
准教授	佐々木 裕 之	機械製図、機械設計製図Ⅰ、機構学、 電子回路、マイコン制御、総合工学Ⅳ、 工学実験・実習Ⅳ、メカトロニクス、 <u>専攻科実験</u>	9039
准教授	徐 嘉 楽	材料力学Ⅰ・Ⅱ、機械力学Ⅰ・Ⅱ、 工学実験・実習Ⅳ、総合工学Ⅳ、 <u>専攻科実験</u>	9084
准教授	矢 吹 益 久	機械製図、デザイン工学、熱力学、 熱力学演習、創造基礎実習、総合工学Ⅳ、 <u>創造工学実習</u> 、 <u>流体機械</u>	9256
准教授	和 田 真 人	工学実験・実習Ⅱ・Ⅲ、工業力学、 総合工学Ⅱ・Ⅳ、 <u>材料力学特論</u>	9037
助 教	遠 藤 大 希	工学実験・実習Ⅲ、水力学演習、 機械設計製図Ⅱ、総合工学Ⅳ	9169
助 教	今 野 健 一		9049

※デジタルデザインコースを兼ねる。

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により授業担当科目等が変更される場合があります。

令和7年度 教員一覧

グループ・コース別

電気・電子コース

ダイヤルイン 0235-25

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
教 授	内 山 潔	工学実験・実習Ⅰ、電気磁気学Ⅰ、 電子工学、電気電子材料、総合工学Ⅳ、 <u>固体物理学、総合技術論</u>	9097
教 授	神 田 和 也	地域コミュニティ学、総合工学Ⅳ、 工学実験・実習Ⅱ、電子回路、工業英語、 電子回路演習、電子回路設計、 <u>経営工学</u>	9095
教 授	宝 賀 剛	工学実験・実習Ⅰ、情報通信、 総合工学Ⅳ、創造基礎実習、 情報リテラシーⅡ、ソフトウェア工学、 ネットワーク演習、 <u>創造工学実習、実践的デザイン工学実習</u>	9092
教 授	森 谷 克 彦	工学実験・実習Ⅱ、電気機器Ⅰ、 電気回路Ⅲ、発変電工学、送配電工学、 電気回路演習、総合工学Ⅳ、 <u>専攻科実験</u>	9083
教 授	渡 部 誠 二	工学実験・実習Ⅱ、デジタル信号処理、 計算機工学、総合工学Ⅳ、電気回路Ⅰ、 <u>創造工学実習、実践電気電子工学、 計算機システム</u>	9067
准教授	田 中 勝	電気回路Ⅱ、工学実験・実習Ⅲ、 電気機器Ⅱ、電気機器設計、総合工学Ⅳ、 電気法規及び電気施設管理、 デジタルデザイン実践工学Ⅰ	9096
准教授	TRAN HUU THANG	プログラミング演習、電気応用、 情報処理Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、高電圧工学、 工学実験・実習Ⅳ、総合工学Ⅲ・Ⅳ、 アドバンステクノロジー、 <u>総合技術論</u>	9474
准教授	保 科 紳一郎	工学実験・実習Ⅲ、電気磁気学演習、 電気磁気学Ⅱ、通信工学、総合工学Ⅳ、 マイクロコンピュータ、 <u>専攻科実験、電磁気応用工学</u>	9374
助 教	伊 藤 絵里香	工学実験・実習Ⅰ・Ⅱ、総合工学Ⅳ、 創造基礎実習、電気電子計測	9138
助 教	櫻 庭 崇 紘	工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、電気電子製図、 パワーエレクトロニクス、制御工学、 総合工学Ⅱ・Ⅳ、 <u>総合技術論</u>	9098
助 教	佐 藤 智 也	デジタル回路、工学実験・実習Ⅰ・Ⅱ、 創造基礎実習、総合工学Ⅳ	9473

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により授業担当科目等が変更される場合があります。

令和7年度 教員一覧

グループ・コース別

情報コース

ダイヤルイン 0235-25

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
准教授	安 齋 弘 樹	工学実験・実習Ⅲ、計測工学、 情報通信工学、電気工学演習、 電気・電子回路Ⅰ、組込みシステム概論、 総合工学Ⅳ、 <u>総合技術論</u>	9438
准教授	遠 藤 博 寿 (※)	工学実験・実習Ⅳ、総合工学Ⅳ、 コンピュータ概論Ⅰ・Ⅱ、 情報リテラシーⅠ・Ⅱ、 アドバンステクノロジー、 デジタルデザイン実践工学Ⅰ	9436
准教授	金 帝 演	ソフトウェア概論Ⅰ、情報処理Ⅰ、 工学実験・実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ、総合工学Ⅳ、 情報理論、画像処理、創造基礎実習	9038
准教授	高 橋 聡	総合工学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、総合情報工学Ⅰ、 電子回路、ネットワークシステム、 工学実験・実習Ⅰ・Ⅱ、論理回路、 コンピュータ概論Ⅱ、データ構造、 アルゴリズム演習、実践情報処理、 総合デジタルデザイン工学Ⅰ	9087
講 師	森 隆 裕	工学実験・実習Ⅱ、水力学、 デジタル・ファブリケーションⅠ・Ⅱ、 ロボット工学Ⅰ・Ⅱ、情報処理Ⅱ、 システム制御、総合工学Ⅳ	9076
助 教	Guillermo Ignacio Guangornea Zarzosa	情報数学Ⅰ、ソフトウェア演習Ⅰ、 ソフトウェア概論Ⅱ、総合工学Ⅳ、 情報ネットワーク	9062
助 教	倉 田 かりん	工学実験・実習Ⅰ・Ⅱ、工業英語、 データサイエンス概論、総合工学Ⅳ、 <u>総合技術論</u>	9064
助 教	田 中 勇 帆	工学実験・実習Ⅳ、ソフトウェア演習Ⅱ、 信号処理、総合工学Ⅳ、 <u>専攻科実験、システム計画学</u>	9069

※デジタルデザインコースを兼ねる。

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により授業担当科目等が変更される場合があります。

令和7年度 教員一覧

グループ・コース別

化学・生物コース

ダイヤルイン 0235-25

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
教 授	上 條 利 夫 (※)	工学実験・実習Ⅰ・Ⅳ、外国語雑誌会、 分析化学、物質化学実験Ⅰ、 材料化学、情報リテラシーⅡ、 創造基礎実習、総合工学Ⅳ、 アドバンステクノロジー、 <u>専攻科実験、工業分析化学</u>	9163
教 授	斎 藤 菜 摘 (※)	工学実験・実習Ⅳ、外国語雑誌会、 総合工学Ⅳ、生物工学実験、化学Ⅰ、 <u>専攻科実験、総合技術論、</u> <u>生物機能工学、ゲノム工学、工業分析化学</u>	9128
教 授	佐 藤 司 (※)	工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、材料化学、 物理化学Ⅰ、材料工学実験、 総合工学Ⅳ、外国語雑誌会、 地域コミュニティ学、 <u>実践的デザイン工学実習、</u> <u>工業分析化学、高分子材料化学</u>	9114
教 授	南 淳	創造基礎実習、生物、生物化学、 物質化学実験Ⅱ、外国語雑誌会、 工学実験・実習Ⅳ、総合工学Ⅳ、 基礎生物学Ⅱ、分子生物学、 <u>専攻科実験、工業分析化学</u>	9136
教 授	森 永 隆 志 (※)	工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ、 有機材料化学、外国語雑誌会、 総合工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、 総合情報工学Ⅰ、物質化学実験Ⅱ、 デジタルデザイン応用工学Ⅰ、 総合デジタルデザイン工学Ⅰ、 <u>専攻科実験、安全工学、工業分析化学</u>	9121
准教授	伊 藤 滋 啓	工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ、 創造基礎実習、材料工学実験、 総合工学Ⅳ、無機化学Ⅰ、 無機材料化学、外国語雑誌会、 デジタルデザイン実践工学Ⅰ、 <u>創造工学実習、専攻科実験、</u> <u>材料科学、工業分析化学</u>	9119

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
准教授	久 保 響 子	基礎生物学Ⅰ、物質化学実験Ⅱ、 生物工学基礎、生物工学実験、 総合工学Ⅳ、工学実験・実習Ⅳ、 地球環境科学、工業英語Ⅰ、 創造基礎実習、外国語雑誌会、 専攻科実験、 <u>生物機能工学</u>	9120
准教授	小 寺 喬 之	工学実験・実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、 創造基礎実習、総合工学Ⅳ、 無機化学Ⅱ、計測制御、外国語雑誌会、 専攻科実験、 <u>工業分析化学</u>	9471
准教授	八 須 匡 和	物質化学実験Ⅱ、総合工学Ⅳ、機器分析、 工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ、有機電子論、 外国語雑誌会、有機化学Ⅰ・Ⅱ、 <u>創造工学実習、専攻科実験、工業分析化学</u>	9132
講 師	松 浦 由美子	化学Ⅱ、工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、 化学工学Ⅰ・Ⅱ、総合工学Ⅳ、 外国語雑誌会、 <u>工業分析化学</u> <u>専攻科実験、生物資源利用化学</u>	9130
助 教	阿 部 達 雄	化学Ⅱ、生物工学実験、総合工学Ⅳ、 工学実験・実習Ⅳ、創造基礎実習、 環境とエネルギー、工業英語Ⅱ、 生物物理化学、外国語雑誌会、 <u>専攻科実験、工業分析化学</u>	9439
助 教	丸 山 祐 樹	電気化学、総合工学Ⅳ、物理化学Ⅱ、 工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、 材料工学実験、外国語雑誌会、 <u>反応速度論、工業分析化学</u>	9129

※デジタルデザインコースを兼ねる。

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により授業担当科目等が変更される場合があります。

令和7年度 教員一覧

グループ・コース別

デジタルデザインコース

ダイヤルイン 0235-25

職 名	氏 名	授業担当科目（下線は専攻科授業科目）	電 話
教 授	小野寺 良 二	工学実験・実習Ⅳ、水力学、数値解析、 制御工学、制御工学Ⅰ・Ⅱ、総合工学Ⅳ、 <u>専攻科実験、実践的デザイン工学実習、</u> <u>総合技術論、制御工学特論</u>	9043
教 授	上 條 利 夫	工学実験・実習Ⅰ・Ⅳ、外国語雑誌会、 分析化学、物質化学実験Ⅰ、 材料化学、情報リテラシーⅡ、 創造基礎実習、総合工学Ⅳ、 アドバンステクノロジー、 <u>専攻科実験、工業分析化学</u>	9163
教 授	斎 藤 菜 摘	工学実験・実習Ⅳ、外国語雑誌会、 総合工学Ⅳ、生物工学実験、化学Ⅰ、 <u>専攻科実験、総合技術論、</u> <u>生物機能工学、ゲノム工学、工業分析化学</u>	9128
教 授	佐 藤 司	工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、材料化学、 物理化学Ⅰ、材料工学実験、 総合工学Ⅳ、外国語雑誌会、 地域コミュニティ学、 <u>実践的デザイン工学実習、</u> <u>工業分析化学、高分子材料化学</u>	9114
教 授	森 永 隆 志	工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ、 有機材料化学、外国語雑誌会、 総合工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、 総合情報工学Ⅰ、物質化学実験Ⅱ、 デジタルデザイン応用工学Ⅰ、 総合デジタルデザイン工学Ⅰ、 <u>専攻科実験、安全工学、工業分析化学</u>	9121
准教授	荒 船 博 之	工学実験・実習Ⅰ・Ⅲ、総合工学Ⅲ・Ⅳ、 精密加工学、エネルギー変換工学、 材料学Ⅱ、情報リテラシーⅡ、工業英語、 アドバンステクノロジー、 デジタルデザイン実践工学Ⅰ	9054
准教授	遠 藤 博 寿	工学実験・実習Ⅳ、総合工学Ⅳ、 コンピュータ概論Ⅰ・Ⅱ、 情報リテラシーⅠ・Ⅱ、 アドバンステクノロジー、 デジタルデザイン実践工学Ⅰ	9436

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により授業担当科目等が変更
される場合があります。

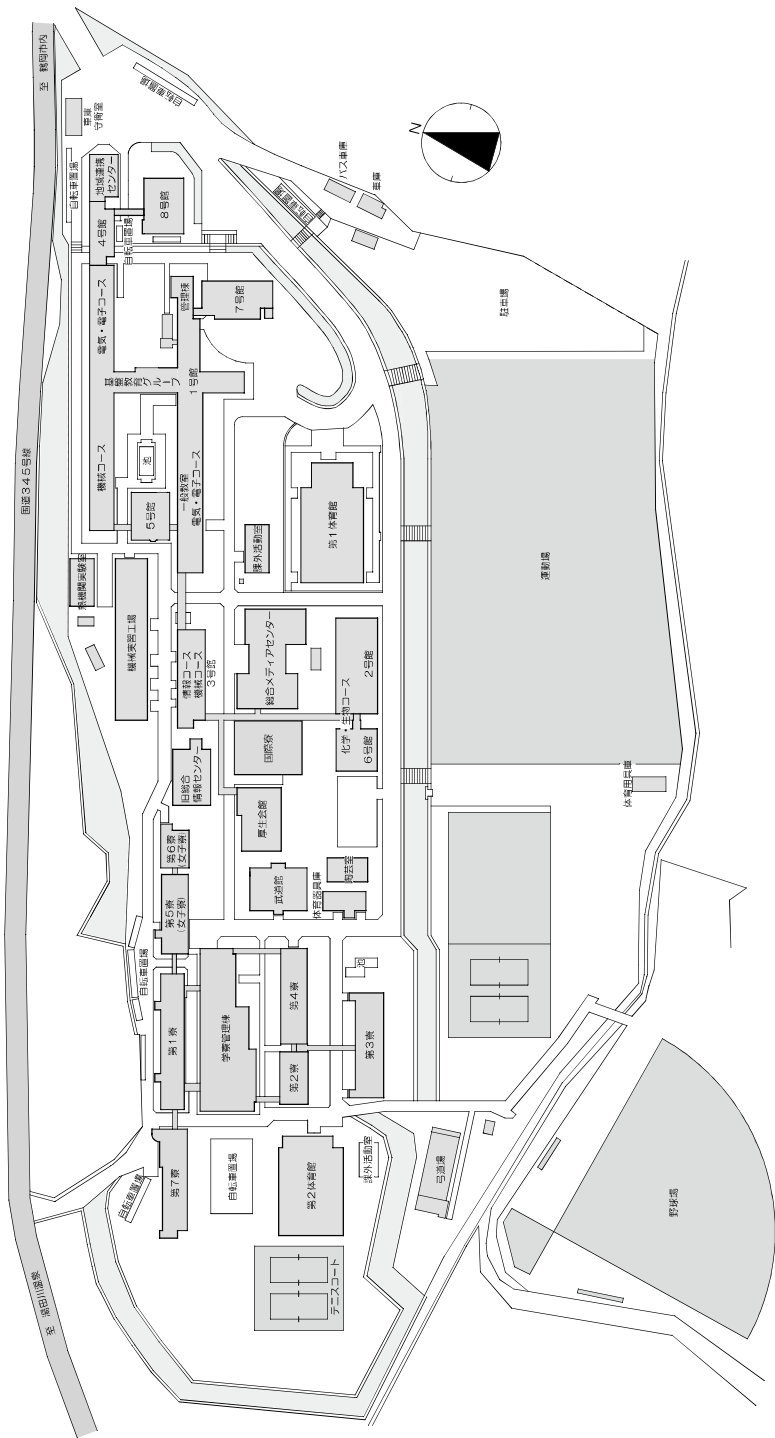
令和7年度 教員一覧

専門科目

職 名	氏 名	授業担当科目
非常勤講師	佐 藤 健 司	工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ、 <u>信号処理特論、集積回路設計、</u>
	佐 藤 誉 範	情報処理Ⅲ
	佐 藤 秀 昭	工学実験・実習Ⅲ
	三 村 泰 成	材料力学Ⅱ、数理科学、数値解析、 <u>シミュレーション工学</u>
	鈴 木 徹	計算機実習、情報処理演習
	加 来 伸 夫	バイオテクノロジー
	松 浦 敏 行	工学実験・実習Ⅰ
	齋 藤 誠	電気基礎Ⅰ・Ⅱ、生産工学、 <u>経営工学</u>
	ザ ビ ル	<u>データサイエンス</u>
	本 橋 元	工学実験・実習Ⅳ、 <u>基礎工業力学、塑性加工学</u>
	松 木 英 敏	<u>総合技術論</u>
	澤 隆 雄	<u>総合技術論</u>
	齊 藤 茂	<u>総合技術論</u>
	佐 藤 勝 彦	<u>総合技術論</u>
	石 垣 正 浩	<u>総合技術論</u>
	村 井 敏 範	<u>総合技術論</u>

この表は令和7年3月5日現在のものであり、人事異動により
授業担当科目等が変更される場合があります。

鶴岡工業專門學校配置図

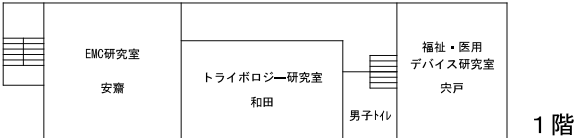
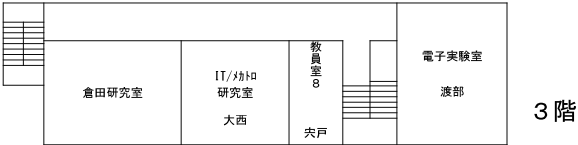


3 階



— 271 —

3号館(情報コース)



熱機関実験室



機械実習工場



2・6号館(化学・生物コース)

無機機能材料 研究室 森永	女子 トイレ	エレベーター	物質化学実験室Ⅱ
電気化学 研究室 丸山	専攻科研究・ 卒業研究準備室	リフレッシュ 本間(彩)	物質化学実験室Ⅰ

4 階

環境生態研究室 阿部(達)	男子 トイレ	エレベーター	生物有機化学 研究室 八須	高分子材料 研究室 佐藤(司)	
化学工学研究室 松浦	準備室	技術 職員室 伊藤(真) 矢作 志村	リフレッシュ 石川(琴) 非常勤	分析化学 研究室 上條	無機化学 研究室 伊藤(滋)

3 階

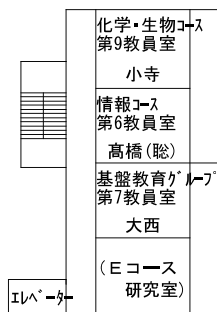
生物工学 学生実験室 斎藤	恒温 実験室 実験室 恒温 実験室	FTIR室	22Fゼミ室	女子 トイレ	エレベーター	教員室1 森永	教員室2 阿部(達)	教員室3 久保 松浦	教員室7 伊藤(滋)
生物工学実験室 南・久保	生物系 教員室 南	ゲノム 実験室 久保	221教室	リフレッシュ ルーム	教員室5 上條	教員室4 八須 丸山	教員室8 佐藤(司)	教員室6 斎藤	

2 階

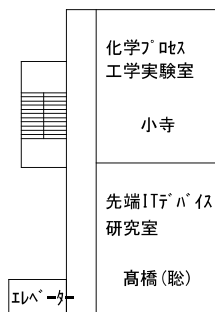
応用微生物 実験室	X線 回折室	動物 飼育室 ルクレ トリム	会議室	リフレッシュ ルーム	男子 トイレ	エレベーター	一般化学・分析化学実験室
	分析機器 実験室	ICP/ AAS室	211教室	玄関	天祥室	フーリエ 科学 研究室 伊藤(卓)	機器分析実験室

1 階

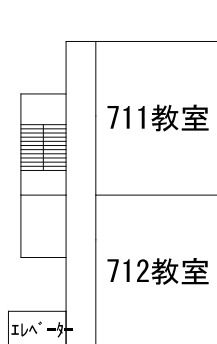
7号館



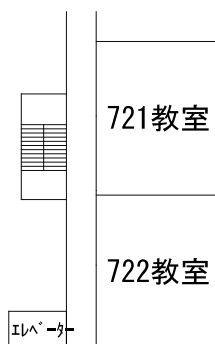
4 階



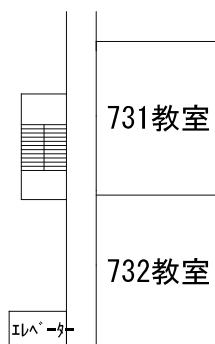
5 階



1 階



2 階

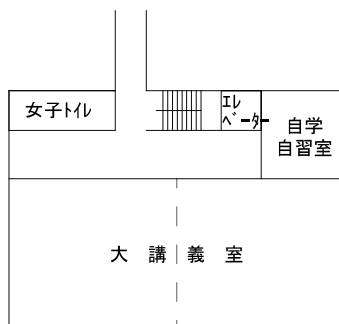


3 階

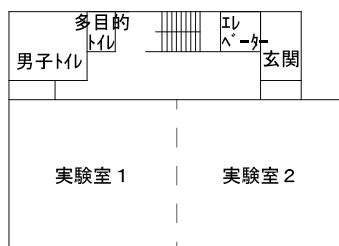
8号館



3階

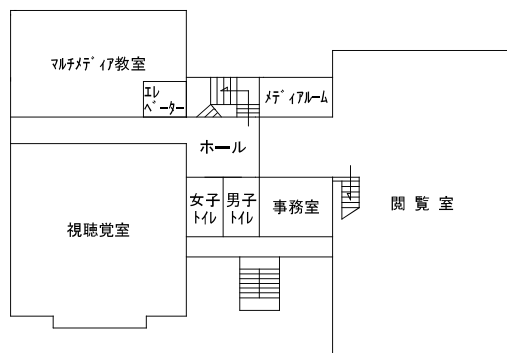


2階

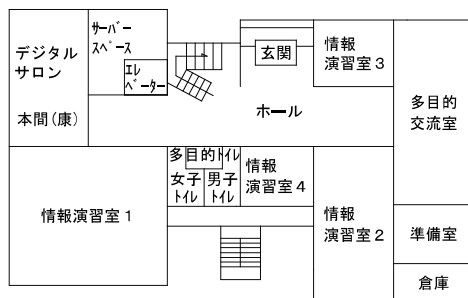


1階

総合メディアセンター

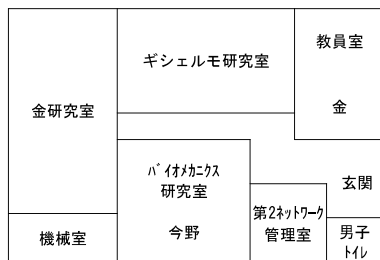


2 階

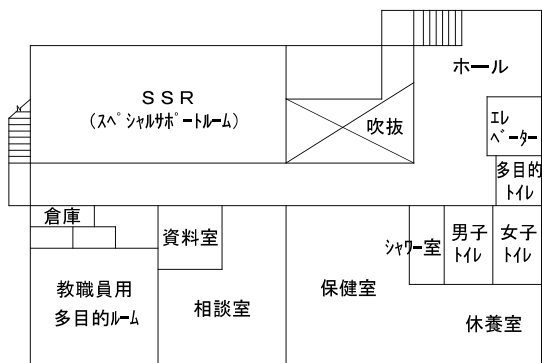


1 階

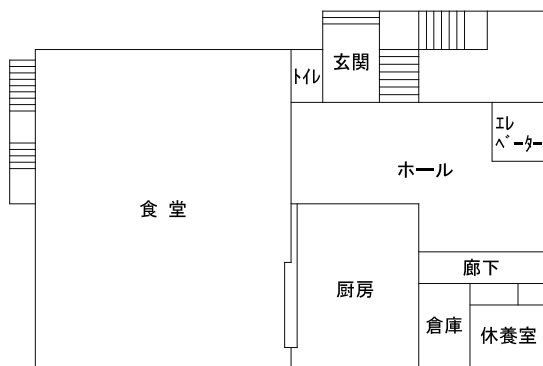
旧総合情報センター



厚生会館

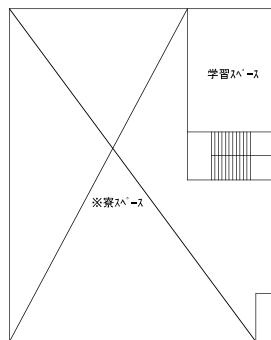


2階

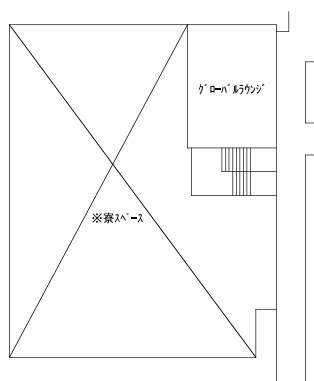


1階

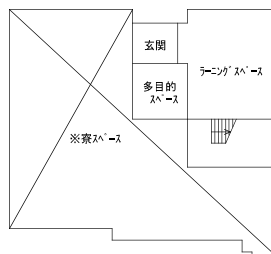
国際寮



3階



2階



1階

令和 7 年 4 月 1 日

編集・発行 〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田 104

独立行政法人国立高等専門学校機構

鶴 岡 工 業 高 等 専 門 学 校

電話 0235-25-9025・9247（学生課教務係）